

平成 29 年度

包括外部監査の結果報告書

県立学校の財務に関する
事務の執行について

神奈川県包括外部監査人

品田 和之

目 次

第1 外部監査の概要	1
1 . 外部監査の種類	1
2 . 選定した特定の事件	1
(1) 特定の事件	1
(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由.....	1
3 . 外部監査の方法	1
(1) 監査の要点	1
(2) 監査手続	2
4 . 監査の対象	2
(1) 監査の対象部局等	2
(2) 監査対象期間	3
5 . 外部監査の実施期間	3
6 . 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等.....	3
7 . 利害関係	4
8 . 監査結果の指摘及び意見について	4
第2 神奈川県立学校に関する状況と施策	5
1 . 教育委員会の概要	5
(1) 教育委員会の組織	5
(2) 平成28年度教育委員会予算	9
(3) 教育委員会事務局の所掌事務	16
(4) 県立高校改革実施計画の概要	40
(5) 県立学校施設再整備計画(新まなびや計画)の概要.....	44
2 . 県立学校の概要	48
(1) 県立学校の概要	48
(2) 監査対象学校の概要	60
第3 監査の結果及び意見	86
1 . 県立高校改革計画	86
2 . 施設管理(修繕工事)	87
3 . 物品管理	96
4 . 薬品及び農薬の管理	103
5 . 情報及び情報機器管理	111
6 . 神奈川県高等学校奨学金	115
7 . 寄附金(神奈川県まなびや基金)	120
8 . 私費会計	124
(1) 私費会計とは	124

(2)	帳簿等の整備	134
(3)	私費会計における預金口座	142
(4)	私費会計の監査	145
(5)	支出の会計処理	146
(6)	教員の教育にかかわる時間の確保	150
(7)	業者選定委員会	151
(8)	財務事務調査指導	152
(9)	私費会計に係る債権管理	154
(10)	学校給食費の徴収	157
9 .	ALT	163
10 .	労務管理	168
11 .	教員評価	173
(1)	人事評価システムの概要	173
(2)	目標管理手法における目標設定	176
(3)	教員の資質能力の向上	183
(4)	評価	187
12 .	学校評価	193
13 .	その他	200

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 特定の事件

県立学校の財務に関する事務の執行について

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

我が国は、少子高齢化の進行や国際化・情報化の進展、産業・就業構造の変化など、急速な社会の変化に伴い、子どもたちをめぐる状況も大きく変わってきている。

教育委員会では、これらの状況を踏まえ、明日のかながわを担う人づくりを進めるための総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」(以下「教育ビジョン」という。)を平成19年8月に策定している。その後、当初策定時と比べて、急激な少子高齢化の進展、グローバル化や情報通信技術の進展などに伴い、諸課題が深刻化していることや、国の第2期教育振興基本計画が閣議決定されたこと等を踏まえ、教育ビジョンを平成27年10月に改定している。

教育ビジョンにおいては、「学び高め合う学校教育」「意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり」「県立学校の教育環境の改善」において学校教育の充実や教育環境の改善など魅力にあふれた学校づくりを目指すことが示されている。現在、神奈川県では、142の高等学校、28の特別支援学校、そして2の中等教育学校、合計で172の県立学校を有しているが、教育ビジョンにおいて県立学校の果たす役割は非常に大きいものと考えられる。

また、県の財政状況が厳しくなっている現状をみるに、県立学校における支出についても有効性、経済性、効率性が求められることは言うまでもないことと考えられる。

これらの状況を踏まえれば、県立学校の財務事務が合規性の観点を中心に、有効性・経済性・効率性の観点を考慮して適切に執行されているかを検討することは意義があると判断し、特定の事件(監査テーマ)として選定した。

3. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

ア 県立高校改革計画は適切に推進されているか。

イ 県立学校施設の耐震対策、老朽化対策は計画的に行われ、また、個別工事の

契約事務は適切に行われているか。

ウ 物品の調達、委託契約等の契約事務は適切に行われているか。

エ 校舎等の公有財産及び事務機器等の物品の管理事務は適切に行われているか。

オ 薬品及び農薬の管理事務は適切に行われているか。

カ 情報管理及び情報機器の管理事務は適切に行われているか。

キ 高等学校奨学金に係る債権管理は適切に行われているか。

ク 生産物売払収入及び寄附金等の収入事務は適切に行われているか。

ケ 私費会計の管理事務は適切に行われているか。

コ 教職員等の労務管理及び人事評価は適切に行われているか。

(2) 監査手続

ア ヒアリング

監査対象とした各部局等の責任者及び担当者に対して、業務概要及び事業毎の事業費の財源内訳、契約内容、補助金等の助成状況、調達・資産管理状況について、ヒアリングを実施した。

イ 資料・文書の閲覧

監査対象とした各部局等に対する関連資料を閲覧し、関連する法令・要綱等の内容を検討した。

ウ 運用現場の視察、資産管理の状況確認

監査対象とした各部局等の現場を視察し、備品及び手元資産の管理状況を確認した。

4. 監査の対象

(1) 監査の対象部局等

監査の対象とした部局等は、教育局の各課室のうち、県立高等学校及び特別支援学校に係る事務を行っている以下の課室である。

監査対象部局等					
教育局	総務室		教育局	行政部	行政課
教育局	行政部	財務課	教育局	行政部	教育施設課
教育局	行政部	教職員企画課	教育局	行政部	教職員人事課
教育局	インクルーシブ教育推進課		教育局	指導部	高校教育課
教育局	指導部	保健体育課	教育局	支援部	学校支援課

教育局 支援部 特別支援教育課	教育局 生涯学習部 生涯学習課
-----------------	-----------------

また、上記に加えて、県立学校全 172 校のうち、以下の 13 校を監査対象学校として選定して往査した。

監査対象学校	
神奈川県立神奈川工業高等学校	神奈川県立横浜翠嵐高等学校
神奈川県立横浜国際高等学校	神奈川県立光陵高等学校
神奈川県立二俣川看護福祉高等学校	神奈川県立生田高等学校
神奈川県立相原高等学校	神奈川県立海洋科学高等学校
神奈川県立茅ヶ崎高等学校	神奈川県立中央農業高等学校
神奈川県立平塚中等教育学校	神奈川県立鶴見養護学校
神奈川県立相模原中央支援学校	

(2) 監査対象期間

原則として平成 28 年度の執行分をベースとし、必要に応じてその前後期間を追加した。

5. 外部監査の実施期間

平成 29 年 5 月 17 日から平成 30 年 1 月 5 日まで

6. 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

外部監査人	品田 和之	公認会計士
補助者	鈴木 浩	公認会計士
同	大道 良幸	公認会計士
同	恩田 佑一	公認会計士
同	藤巻 祐輔	公認会計士
同	矢島 淳太郎	公認会計士
同	大橋 周作	公認会計士
同	佐藤 秀忠	公認会計士
同	笈川 翔太郎	公認会計士
同	丸山 智佳子	公認会計士

同 菊地 健太

公認会計士

同 西本 侑加

公認会計士試験合格者

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 監査結果の指摘及び意見について

本報告書では、監査の結果として指摘以外に意見を記載している。指摘は、違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項である。

他方、意見は、違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正措置が望まれと考える事項である。

報告書中の各項目についての計数は、端数処理の関係で、数値が一致しない場合がある。

第2 神奈川県の県立学校に関する状況と施策

1. 教育委員会の概要

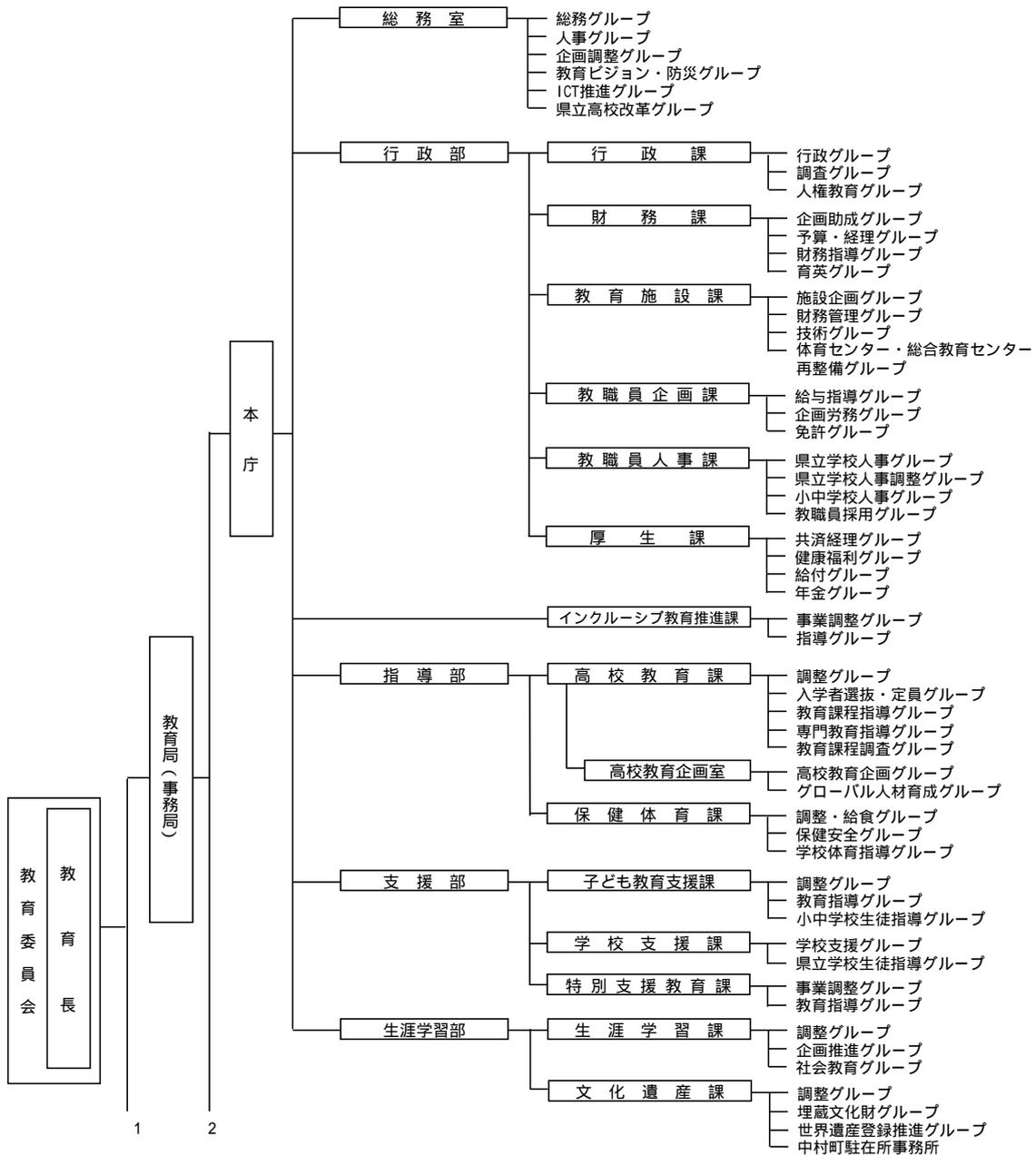
(1) 教育委員会の組織

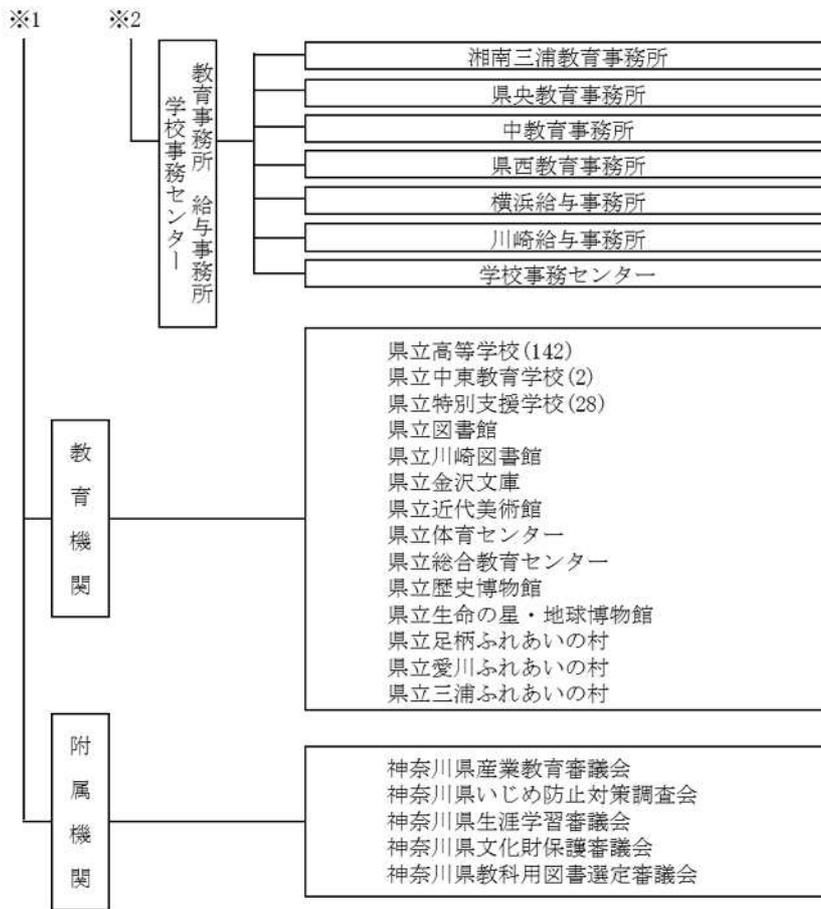
現行の教育委員会制度は、昭和31年に制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて運営されており、教育委員会は都道府県及び市（特別区を含む）町村等に置かれる合議制の執行機関である行政委員会である。この教育委員会は、教育長及び4人の委員（ただし、条例で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会は教育長及び5人以上の委員、町村等の教育委員会は教育長及び2人以上の委員も可能）をもって組織される。

神奈川県教育委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織され、教育行政における重要事項や基本方針を決定している。また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会の権限に属する事務を処理させるために事務局として教育局、学校、図書館その他の教育機関を設置しているほか、条例に基づき教育に関する専門的研究等に関する施設として附属機関を設置している。

なお、組織体制の概観を示すと次の図表のとおりである。

【図表 2-1-1 行政機構図】





(出典：神奈川県教育委員会 平成28年度事務事業の概要)

また、条例に基づく附属機関の概要は次の図表のとおりである。

【図表 2-1-2 附属機関の一覧】

名称	構成人員	摘要	関係条例
神奈川県産業教育審議会	20人以内 (-)	産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第12条の規定に基づき、産業教育に関する重要事項について教育委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。	附属機関の設置に関する条例
神奈川県いじめ防止対策調査会	9人以内 (9人)	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項の規定に基づき、いじめの防	附属機関の設置に関する条例

名称	構成人員	摘要	関係条例
		止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する重要事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、同法第28条第1項の規定に基づき、県立学校における同項の重大事態につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	
神奈川県 生涯学習審議会	20人以内 (19人)	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条第2項及び第3項の規定に基づき、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について教育委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。	附属機関の 設置に関する 条例 神奈川県生涯 学習審議会 条例
神奈川県 文化財保護審議会	20人以内 (17人)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第2項の規定に基づき、文化財の保存及び活用に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。	附属機関の 設置に関する 条例 神奈川県文化 財保護審議会 条例
神奈川県 教科用図書選定審 議会	15人以上 20人以内 (16人)	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の採択に関する重要事項について教育委員会	神奈川県教 科用図書選 定審議会委 員の定数に 関する条例

名称	構成人員	摘要	関係条例
		の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。	

構成人員欄の上段の人数は、条例に定める委員定数を示し、下段()内の人数は、平成 28 年 4 月 1 日現在の委員実数を示す。

神奈川県産業教育審議会は、平成 27 年度まで休会、平成 28 年度に再開。

(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

(2) 平成 28 年度教育委員会予算

ア 教育委員会の予算総額

監査の対象とした県立学校を含む、教育委員会の平成 28 年度予算は 5,415 億円であり、一般会計予算 2 兆 137 億円に占める割合は 26.9%となっている。

教育委員会予算のうち、人件費が 91.3%(4,941 億円) を占めており、その大部分(4,846 億円) は教職員に対するものである。

なお、平成 29 年度においては、これまで神奈川県が負担していた市町村立小学校・中学校等の教職員(県費負担教職員) の給与のうち、政令市(横浜市、川崎市、相模原市) に係る分について、定数決定等の事務・権限と合わせて給与負担が政令市に移譲された。その結果、教育委員会の平成 29 年度予算において、人件費が平成 28 年度対比で 56%の 2,766 億円となり、総額でも 3,259 億円と平成 28 年度に対して 60%ほどの規模となっている。

【図表 2-1-3 平成 28 年度 教育委員会予算】

(単位：千円)

区 分	平成28年度		平成27年度		対前年度当初予算比較	
	当初予算額 (A)	構成比 %	当初予算額 (B)	構成比 %	増減額 (A)-(B)	伸率 (A)/(B) %
人 件 費	494,123,689	91.3	492,434,205	91.7	1,689,484	100.3
教職員	484,572,604	89.5	483,357,442	90.0	1,215,162	100.3
事務局	9,551,085	1.8	9,076,763	1.7	474,322	105.2
投 資 的 経 費	15,628,358	2.9	16,898,641	3.1	△ 1,270,283	92.5
その他政策的経費	31,725,568	5.8	27,599,548	5.2	4,126,020	114.9
計	541,477,615	100.0	536,932,394	100.0	4,545,221	100.8

(参考：一般会計予算との比較)

(単位：千円)

区 分	平成28年度		平成27年度		対前年度比較	
	当初予算額 (A)	構成比 %	当初予算額 (B)	構成比 %	増減額 (A)-(B)	伸率 (A)/(B) %
教育委員会予算額	541,477,615	26.9	536,932,394	27.5	4,545,221	100.8
一般会計予算額	2,013,748,000	100.0	1,949,510,000	100.0	64,238,000	103.3

(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

イ 教育委員会予算の科目別内訳

教育委員会予算の科目別内訳は以下のとおりである。監査対象とした県立学校、すなわち県立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に係る予算は、高等学校費 1,293 億円、特別支援学校費 512 億円のほか、教育総務費、保健体育費の一部となっており、教育委員会予算総額のうち約 3 割を占めている。

なお、県費負担教職員に係る給与負担を移譲した平成 29 年度予算ベースでは、県立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に係る予算が教育委員会予算総額に占める割合は相対的に増し、約 5 割を占めている。

【図表 2-1-4 教育委員会予算の科目別内訳】

(単位：千円)

科目	区分	平成 28 年度 当初予算額 (A)	平成 27 年度 当初予算額 (B)	対前年度比較	
				増減額 (A)-(B)	伸率 (A)/(B) %
教育総務費		19,683,440	18,484,779	1,198,661	106.5
小学校費		214,120,055	216,831,243	2,711,188	98.7
中学校費		123,332,031	120,356,448	2,975,583	102.5
高等学校費		129,307,008	123,791,708	5,515,300	104.5
特別支援学校費		51,241,438	54,506,735	3,265,297	94.0
社会教育費		2,270,275	1,605,462	664,813	141.4
保健体育費		1,523,368	1,356,019	167,349	112.3
教育委員会計		541,477,615	536,932,394	4,545,221	100.8

(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要より抜粋)

ウ 主な事業の概要

教育委員会における平成 28 年度の主な事業は、かながわ教育ビジョンに基づく事業体系図として、次の図表のとおり整理されている。なお、図表中、**新**は新規事業、**拡**は拡充事業のことである。

【図表 2-1-5 かながわ教育ビジョンに基づく事業体系図】

		平成 28 年度 当初予算額 (単位：千円)
かながわ教育ビジョンの着実な推進		
かながわ教育ビジョンの着実な推進		2,205
拡 学校教育活性化推進事業費		5,386
生涯学習社会における人づくり		
1 思いやる力やたくましく生きる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実		
(1) 県立社会教育施設などの生涯学習機能の充実		
県立・川崎図書館事業費		45,683
新 県立図書館空調設備改修工事費		216,000
図書館情報ネットワーク推進事業費		52,064
金沢文庫事業費		7,867
新 金沢文庫空調機中央監視設備更新工事費		47,000
美術館事業費		62,048
近代美術館鎌倉別館改修工事基本実施設計費		36,000
新 近代美術館鎌倉館（新館棟・学芸員棟）除却等工事費		83,000
歴史博物館事業費		9,140
新 歴史博物館空調設備改修工事費		220,000
新 歴史博物館導入展示室天井改修工事費		9,600
生命の星・地球博物館事業費		15,362
生命の星・地球博物館設備整備費		15,228
新 生命の星・地球博物館本館外壁他改修工事設計調査費		3,600
県立社会教育施設公開講座事業費		1,450
(2) ふれあいの村施設整備		
拡 三浦ふれあいの村やまびこ棟改修工事費		274,000
(3) 人権教育と人権啓発の推進		
人権教育推進事業費		13,354
(4) 社会生活の基盤としてのこぼの力を育む教育の推進		
生涯学習推進事業費		1,374
(5) 安全に関する教育の推進		
拡 実践的防災教育推進事業費		1,234
公立学校地震対応モデル事業推進費		1,800
保健安全指導費		4,062
2 社会とかかわる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実		
(1) 地域貢献活動・ボランティア活動の充実		
地域貢献活動・ボランティア活動		1,217
(2) 道徳教育の取組みの推進		
道徳教育充実事業費		6,686
(3) シチズンシップ教育の推進		
教育課程研究費（シチズンシップ教育分）		320
3 生涯にわたる自分づくりの推進に向けた協働・連携の拡大・充実		
(1) かながわ教育ビジョンの着実な推進（再掲）		2,205
共生社会づくりにかかわる人づくり		
1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化		
(1) いじめ・暴力行為対策の推進と不登校への対応		
拡 スクールソーシャルワーカー配置活用事業費		70,952
問題行動対策事業費		1,655
問題行動等の防止のための非常勤講師配置事業		14,389
いじめ問題対策推進費		1,793
拡 スクールカウンセラー配置活用事業費		315,476
いじめ教育相談事業費		17,535
不登校対策自然体験活動事業運営費		21,200
拡 学級経営支援事業		20,867
ノーと言える人づくり		-
いじめ対策トータルサポート事業費		5,100
かながわ学力向上実践推進事業費		11,982
児童生徒指導推進費		600
支えあう学校づくり協働推進事業費		3,339
スクールライフサポーター派遣事業の実施		-
携帯電話教室の実施		-
教育支援センターへの専任教員の配置		-
		-（経常経費内で対応）
		-（協働・連携）
		-（協働・連携）
		-（人件費）

(2) 教育相談体制の充実		
いじめ教育相談事業費（再掲）		17,535
(拡) 教育相談事業の実施		1,948
2 インクルーシブ教育の推進		
(1) インクルーシブ教育の推進		
高校インクルーシブ教育研究推進事業費		9,200
(拡) インクルーシブ教育推進研究事業費		5,301
(新) 県立高校施設整備費（インクルーシブ教育実践推進校）		42,328
インクルーシブ教育システム構築モデル事業		2,760
インクルーシブ教育システム推進事業費補助		2,000
特別支援学校地域支援機能整備事業		364
(新) インクルーシブ教育調査研究等事業費		1,000
(新) 手話教育推進事業費		870
(2) 特別支援学校における専門的な指導・支援の充実		
重度重複障害児健康安全推進事業		577
看護に関する専門職の県立特別支援学校への配置		- (人件費)
(拡) 医療等に関する専門職の県立特別支援学校への配置		- (人件費)
(拡) 就学・教育・進路指導費		7,024
3 「外国につながるある児童・生徒」への指導・支援の充実		
日本語を母語としない生徒支援者派遣事業費		4,080
外国籍生徒等への教育推進事業費		2,258
学びを通じた地域の教育力の向上		
1 社会教育施設や学校等を活用した地域での学びの場づくりの推進		
地域貢献活動・ボランティア活動（再掲）		1,217
県立学校開放事業費		4,109
生涯学習推進事業費（再掲）		1,374
支えあう学校づくり協働推進事業費		2,398
2 地域力を生かしたコミュニティ・スクールの普及と充実		
(新) 地域協働・地方創生による学校づくり活動支援事業		5,685
(新) コミュニティ・スクール導入等促進事業費		1,000
コミュニティ・スクール導入等促進事業費補助		1,274
子育て・家庭教育への支援		
1 子どもの社会的な経験の機会の充実		
(拡) 放課後子ども教室推進事業費補助		77,079
(拡) 土曜日の教育活動支援事業費補助		6,800
(拡) 放課後子ども教室推進等事業運営費		366
2 子育て・家庭教育への理解と環境づくり		
(1) 家庭教育への支援の推進		
家庭教育推進事業費		1,661
生涯学習推進事業費（再掲）		1,374
(2) 高校生等への就学支援の充実		
公立高等学校就学支援金の支給		12,042,523
(拡) 高校生等奨学給付金の支給		1,140,263
高等学校奨学金の貸付け		1,600,000
短期臨時奨学金の貸付け		45,000
神奈川県奨学金基金積立金		1,044,549
(拡) 奨学金未収金回収業務事業費		17,036
学び高め合う学校教育		
1 確かな学力の向上を図る取組みの充実		
かながわ学力向上実践推進事業費（再掲）		11,982
義務教育重点課題研究費		2,735
小中学校における少人数教育の推進		- (人件費)
教育課程研究費		6,275
(新) 県立高校指定校事業費		24,000
高等学校定通教育振興会等補助金		1,100
高等学校図書館図書整備費		21,461
(拡) 学力調査実施事業費		53,810
(拡) 高校生学習活動コンソーシアム事業費		14,638
2 生き方や社会を学ぶ教育の充実		
職業教育推進事業費		3,201
実験実習施設設備整備費		118,888
職業教育設備整備事業費		14,104
生産実習費		120,958
基礎実験実習費		27,099
(拡) 専門教育推進事業費		100,000

3 グローバル化などに対応した教育の推進		
外国人による語学指導推進事業費		291,453
神奈川県高校生留学促進事業費		16,000
先進校研究推進費		7,000
◎英語資格検定試験活用促進支援事業費		16,400
◎国際バカロレア認定推進校指定事業費		2,400
◎英語教員海外研修実施事業費		4,800
◎高校生国際交流支援事業費		2,008
◎県立高校指定校事業費(再掲)		24,000
・意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力にあふれた学校づくり		
1 かながわの人づくりを担う教職員の確保・育成の計画的な推進		
ティーチャーズカレッジ・キャンプ実施事業費		3,985
教職大学院派遣事業費		4,540
教育課題研修等事業費		18,084
選考試験等関係費		11,762
2 学校支援や教職員研修に関するセンター機能の充実と強化		
教育課題研修等事業費(再掲)		18,084
◎研修研究用機器運用事業費		42,654
◎教育相談事業の実施(再掲)		1,948
3 信頼に根ざした活力と魅力にあふれた学校づくり		
(1) 個が生きる多様な教育の提供と新たな教育ニーズや課題への対応		
県立高校改革推進事業費		2,493
新しいタイプの高校等教育活動支援事業費		10,112
大学との連携による教育推進事業		- (協働・連携)
◎小中一貫教育推進事業費		7,600
県立高校広報事業費		2,327
教育課程研究費(再掲)		6,275
(2) 特別支援学校の教育環境の整備		
◎横浜北部方面特別支援学校の新築工事設計調査		64,100
◎秦野養護学校の再編に伴う設計調査		32,900
◎特別支援学校スクールバス運営費		957,451
◎特別支援学校への情報機器の整備		63,977
4 学校評価や第三者評価を活用した学校経営の推進		
◎学校教育活性化推進事業費(再掲)		5,386
◎地域協働・地方創生による学校づくり活動支援事業(再掲)		5,685
◎学校評議員推進事業費		1,511
・県立学校の教育環境の改善		
1 豊かな学びを実現する教育環境の整備		
(1) 安全・安心な教育環境の整備		
耐震対策等事業		7,285,409
◎老朽化緊急対策事業		800,000
◎トイレ環境改善事業		171,000
県立学校その他整備		1,393,100
相原高校整備事業費		849,558
まなびや基金積立金		150,220
教育施設各所管繕費		1,200,000
高等学校空調機器借上整備費(第1期)		150,767
高等学校空調機器借上整備費(第2期)		13,673
高等学校空調機器借上整備費(第3期)		4,702
高等学校空調機器借上整備費(私費整備分)		263,997
県立高校空調機器整備費		21,000
◎県立高校備品等整備費		10,000
県立学校環境整備に対する支援		- (協働・連携)
◎家庭科教育設備更新費		11,000
◎特別支援学校情報教育推進事業(再掲)		63,977
◎特別支援学校施設機能改善事業費		44,312
◎理科教育設備整備費		18,500
◎生徒用無線LAN等整備事業費		29,634
◎高等学校コンピュータ教室エアコン整備費		9,800
(2) 防災対策の充実		
◎県立学校災害対策用備蓄食料整備費		18,182
◎県立学校災害対策用備品等整備費		3,883
◎災害時緊急連絡システム整備費		6,365
◎公立学校地震対応モデル事業推進費		1,800
◎実践的防災教育推進事業費(再掲)		1,234

2 効率的で主体的な学校運営の推進のための教育環境の改善		
	校務パソコン整備費	118,273
	(新) 校内ネットワーク整備費	33,605
	高等学校用パソコン借上整備費	1,192,613
	成績処理支援システム事業費	185,842
	(拡) 教育委員会ネットワーク運営費	91,215
	(拡) かながわハイスクール人材バンク事業	267,000
. 文化芸術・スポーツの振興		
1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展		
	(1) 「鎌倉」の世界遺産登録の推進と活用	
	国県指定文化財保存修理等補助金（世界遺産）	52,848
	世界遺産登録推進事業費	1,000
	(2) 文化遺産の保存と活用	
	国県指定文化財保存修理等補助金（団体（大山地域））	10,400
	国県指定文化財保存修理等補助金（団体）	29,731
	文化財調査事業費（新東名高速道路等）	5,843
	文化財啓発事業費	2,673
	(新) 関東ブロック民俗芸能大会開催費	3,957
	(3) 社会教育施設の老朽化対策	
	(新) 県立図書館空調設備改修工事費（再掲）	216,000
	(新) 金沢文庫空調機中央監視設備更新工事費（再掲）	47,000
	(新) 歴史博物館空調設備改修工事費（再掲）	220,000
	(新) 歴史博物館導入展示室天井改修工事費（再掲）	9,600
	(新) 生命の星・地球博物館本館外壁他改修工事設計調査費（再掲）	3,600
2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興		
	(1) 食育・健康教育の充実	
	学校における食育を充実するための栄養教諭の配置	-（人件費）
	保健安全指導費（再掲）	4,062
	学校給食・食育推進指導費	5,827
	がん教育支援事業費	800
	(2) 学校の部活動の活性化	
	新部活プラン推進事業費	14,356
	部活動インストラクター制度の推進	337,824
	神奈川県中学校体育連盟補助金	2,828
	神奈川県高等学校体育連盟補助金	17,703
	高校生文化活動支援事業費	1,617
	(新) 特別支援学校におけるスポーツの推進	10,900
	(3) 子どもの遊び・スポーツ活動の推進	
	(拡) 健康・体力づくり推進事業費	2,000
	(4) 学校での「かながわパラスポーツ」の普及	
	(新) パラスポーツ理解促進事業費	4,000
	(5) スポーツ活動の機会の提供と多様な場づくり	
	(拡) 体育センター等再整備費	988,349
	県立学校開放事業費（一部再掲）	1,540
	体育センター維持運営費	89,534

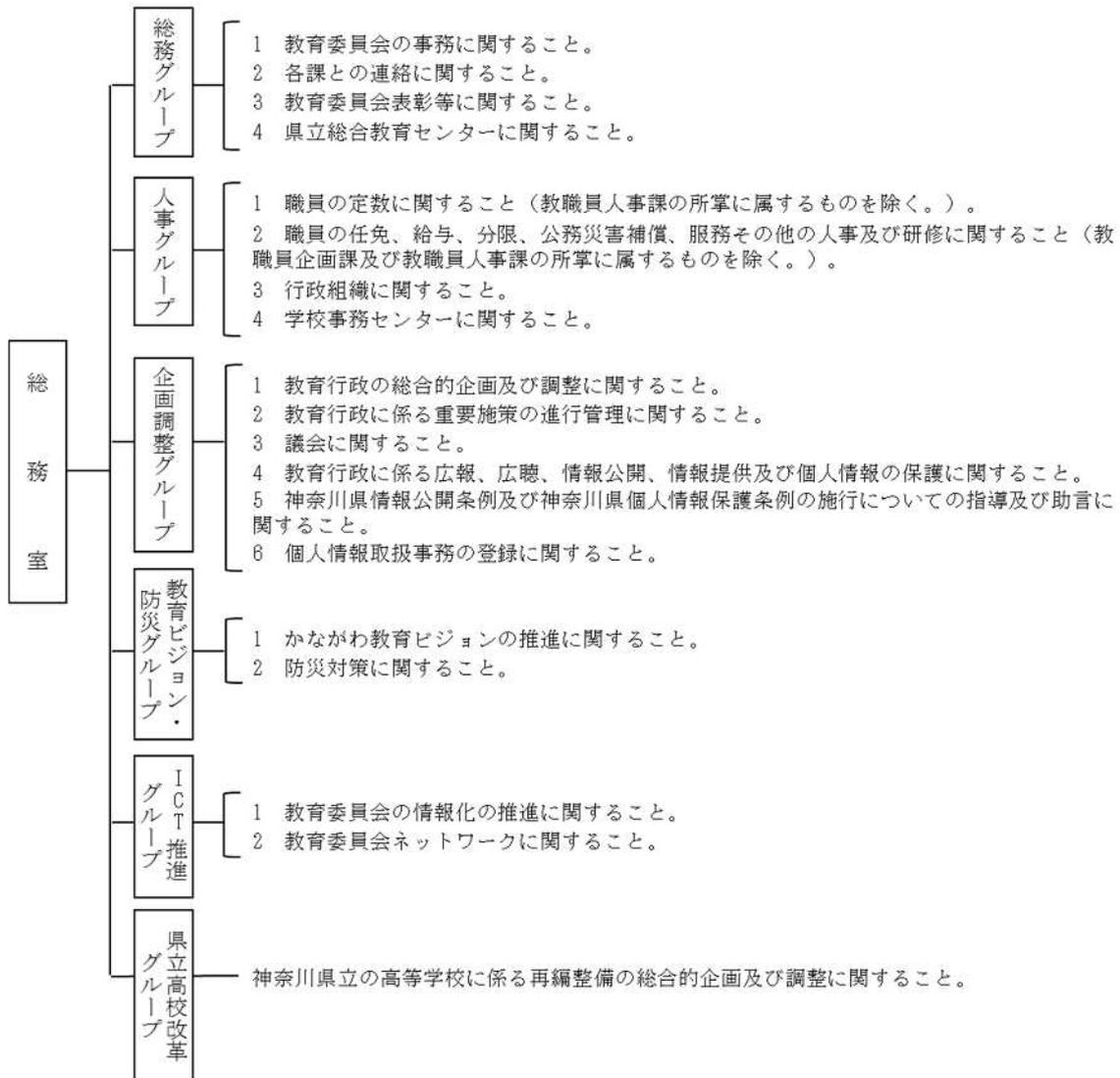
（出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要）

(3) 教育委員会事務局の所掌事務

行政機構図で示したとおり、神奈川県教育委員会事務局は1室14課から構成されている。各課室の所掌事務は、次のとおりである。

ア 総務室

【図表 2-1-6 総務室の組織及び分掌事務】



（出典：神奈川県教育委員会 平成28年度事務事業の概要）

総務室の事務事業の概要は次のとおり。

1 総合企画調整事務

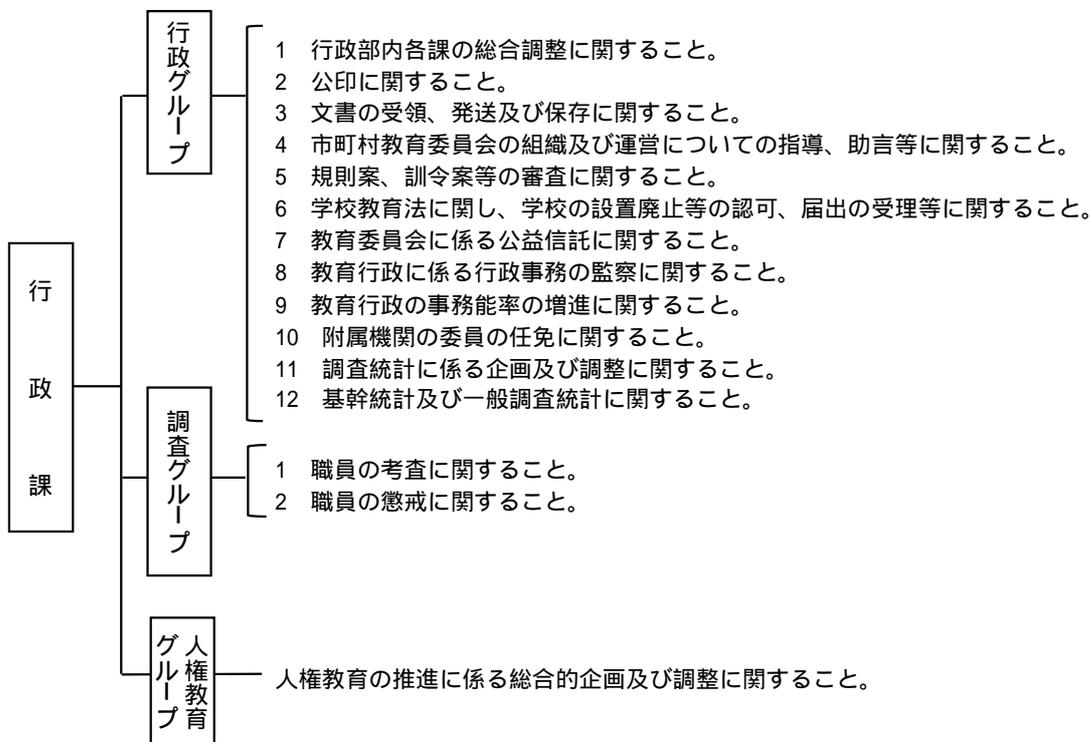
教育行政に係る重点施策の策定、各種施策の企画立案・調整を行うとともに、重要施策の進行管理を行う。

- 2 かながわ教育ビジョンの推進
本県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」の推進に向け、施策の進行管理を行う。
- 3 教育委員会表彰
教育の振興及び発展に寄与することを目的として、本県の教育に著しい貢献のあった個人及び団体を教育委員会表彰規則に基づき表彰する。
- 4 総合教育センターの連絡調整
総合教育センターの管理運営(研修事業を除く。)に関して、連絡調整を行う。
- 5 事務局等職員の人事事務
教育委員会事務局職員並びに学校以外の教育機関の職員及び学校事務職員等の任免、給与、分限、服務その他の人事事務一般を処理する。
- 6 広報広聴事業
 - (1) 広報事務
教育行政施策や教育委員会の取組み、各種事業を広く県民一般に周知するため、教育広報番組の放映や教育委員会のホームページの充実を図り、積極的な情報提供に努める。
 - (2) 広聴事務
県教育行政の適切な運営に資するため、県民からの教育に関する意見要望等を聴取する。
 - (3) 情報公開、情報提供、個人情報保護事務
情報公開、情報提供及び個人情報保護に関する事務の指導、助言、連絡調整等を行う。
- 7 防災対策の整備
教育委員会における防災に関する配備編成計画をまとめるとともに、教育委員会の防災対策を整備する。
- 8 教育委員会の情報化
教育委員会における情報化の推進に関する企画、調整を行うとともに、教育委員会ネットワークを運用する。
- 9 県立高校改革の推進
神奈川県立の高等学校に係る再編整備の総合的企画及び調整を行う。

(出典：神奈川県教育委員会 平成28年度事務事業の概要)

イ 行政部 行政課

【図表 2-1-7 行政部 行政課の組織及び分掌事務】



(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

行政部行政課の事務事業の概要は次のとおり。

- 1 規則・訓令案等の審査
教育委員会規則、教育長訓令等の制定・改廃案について、審査を行う。
- 2 行政事務の監察
職員の不祥事防止対策を推進するとともに、各所属における事務の管理等に係る調査及び指導、職員等からの内部通報制度の運用に係る事務を行う。
- 3 教育に関する調査統計事業
教育行政諸施策の立案の基礎資料を得るため、「公立中学校卒業者の進路状況調査」、「公立高等学校等生徒の異動及び進路に関する調査」等の調査を実施するほか、国の調査の一環として、「地方教育費調査」等の調査を行う。
- 4 職員の考査・懲戒
職員の考査に係る事務及び職員の懲戒処分に係る事務を行う。
- 5 人権教育の推進に係る総合的企画及び調整
かながわ人権施策推進指針（改定版）等に基づき学校教育・社会教育相互の連携のもとに、研修・啓発活動等に関する企画・調整を行い、人権教育の充実

を図る。

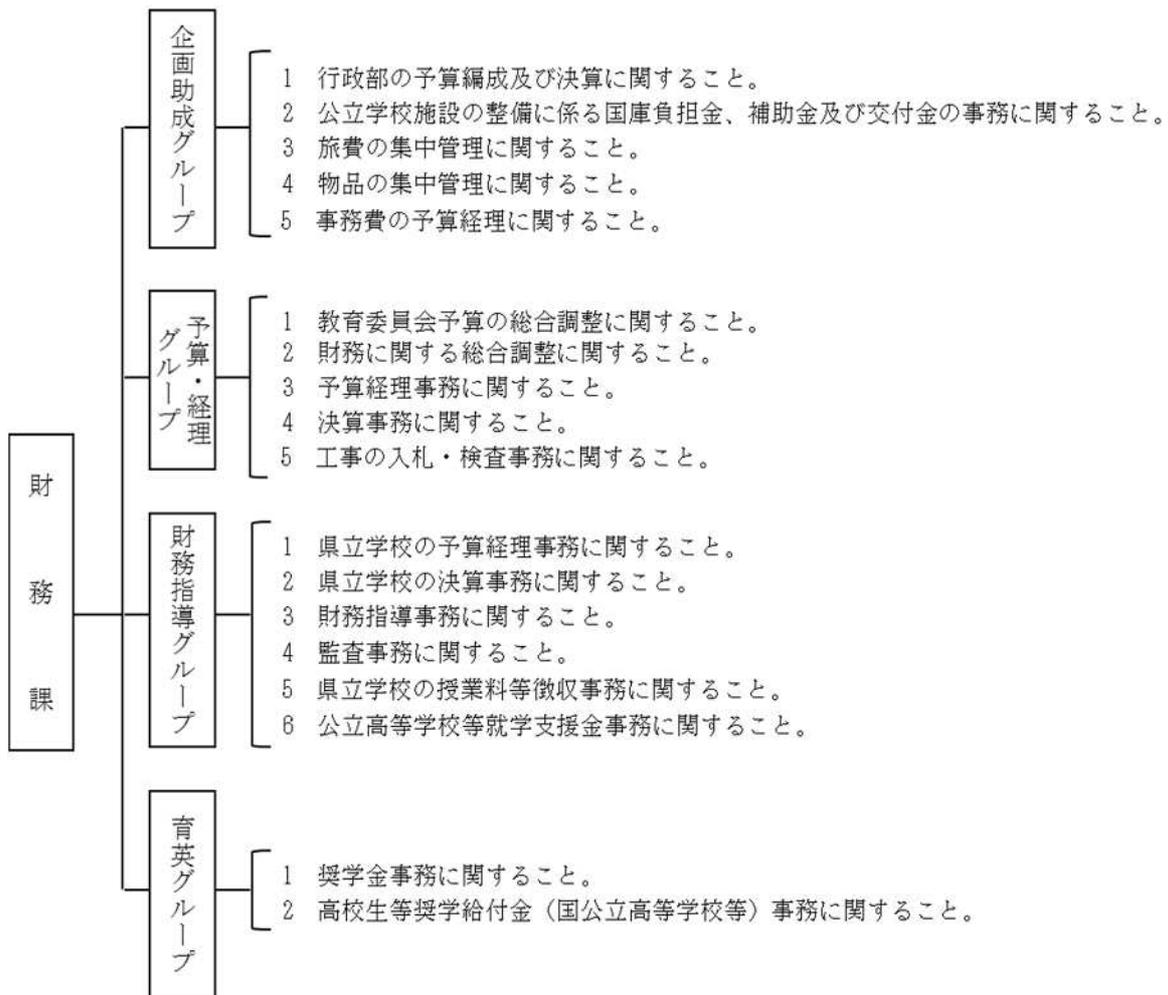
また、学校教育における人権教育の推進を図るため、教職員を対象として研修等を実施するとともに、人権教育の課題に主体的に取り組む学校に研究を委託し、その研究の成果を本県の人権教育に反映させる。

さらに、学校等における障害を理由とする差別の解消を推進するための相談窓口を運営する。

(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

ウ 行政部 財務課

【図表 2-1-8 行政部 財務課の組織及び分掌事務】



(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

行政部財務課の事務事業の概要は次のとおり。

1 教育費予算の編成等

教育行政の一層の充実を期し、関係各課並びに関係機関との調整を図り、教育費予算を編成して、これらの執行、経理及び決算を行う。

2 財務事務の指導

財務事務の適正な執行を図るため、関係法令に基づく財務指導を行う。

3 県立学校の維持運営等

教育委員会の所管に係る高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の円滑な運営を図るため、一般維持運営費の執行及び関係機関との連絡調整等を行う。

県立高等学校	全日制	139校	}	計	本校 172校
	(定時制併置)	(18校)			
	(通信制併置)	(1校)			
	定時制	2校			
	通信制	1校			
	分校	1校			
県立中等教育学校		2校			分校 1校
県立特別支援学校		28校			

4 公立高等学校就学支援金事業

公立高校の授業料不徴収制度廃止に伴い、平成26年度の新入生から、授業料に充てる高等学校等就学支援金を一定の収入額未満世帯の生徒に支給する。

5 奨学金貸付事業

学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高校生等に対して、貸付けを行うとともに、入学前に支援を必要とする生徒に対しては、短期臨時奨学金による貸付けを行う。

6 高校生等奨学給付金事業

市町村民税所得割が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給する。

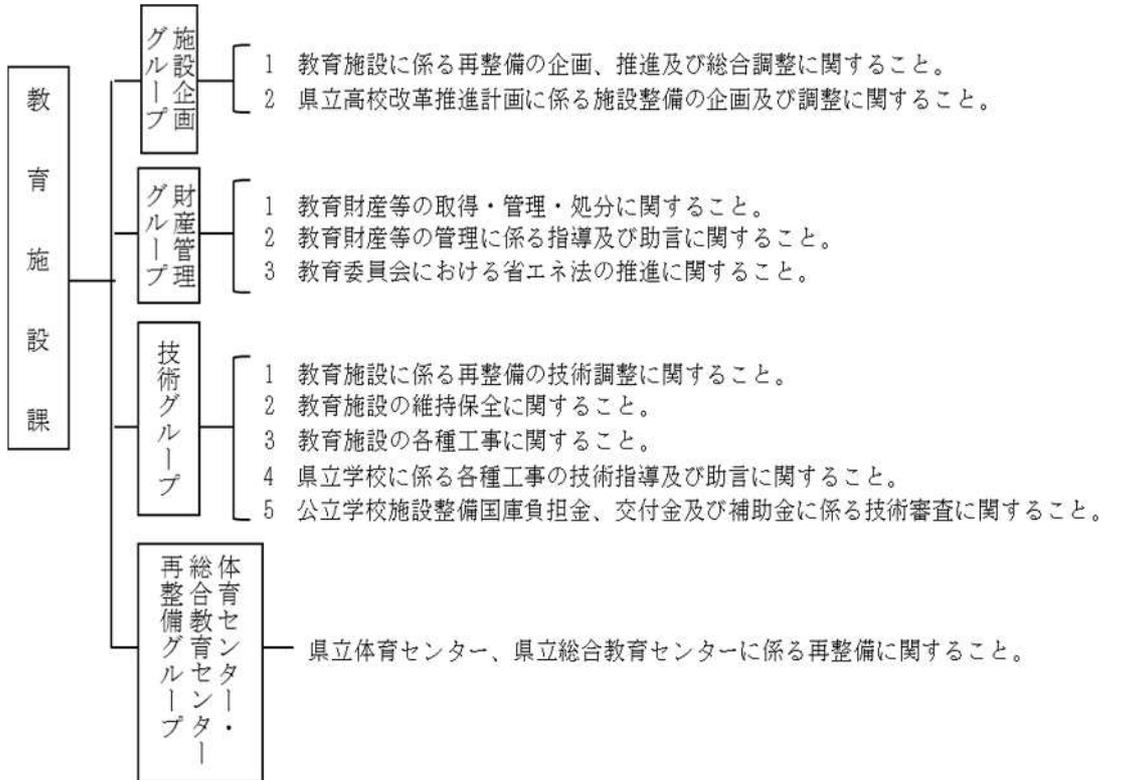
7 公立文教施設整備費補助事業

公立学校の施設整備に係る国庫負担金、補助金及び交付金申請の審査、額の確定等に関する事務並びに指導、助言を行い、学校施設整備の拡充を図る。

(出典：神奈川県教育委員会 平成28年度事務事業の概要)

エ 行政部 教育施設課

【図表 2-1-9 行政部 教育施設課の組織及び分掌事務】



(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

行政部教育施設課の事務事業の概要は次のとおり。

1 教育財産等の管理

県教育委員会が所管する教育財産等全般にわたる管理事務の総括及び適正な管理を期するための事務指導を行う。

【教育財産】

平成 28 年 3 月 31 日現在

区 分		面積・数量	価格(千円)
土 地	県立学校	5,946,864.12 m ²	536,784,226
	社会教育施設等	647,107.57 m ²	32,500,670
	計	6,593,971.69 m ²	569,284,896
建 物	県立学校	3,614,504.43 m ²	209,353,436
	社会教育施設等	165,577.49 m ²	18,889,559
	計	3,780,081.92 m ²	228,242,995
そ の 他	立 木	5,966.36 m ³	3

船	船	1 隻	182,437
地	上 権	293,140.00 m ²	1,993
無	体 財 産 権	857 件	
有	価 証 券	0 株	0
出	資 による 権 利	2 件	52,000
浮	棧 橋	3 基	1,807

【普通財産】

平成 28 年 3 月 31 日現在

区 分	面 積 (m ²)	価 格 (千 円)
土 地	112,219.09	8,158,413
建 物	53,158.80	237,030

2 教育施設の保安全管理、再整備の企画・推進

「県立学校施設再整備計画」(新まなびや計画)に基づき、県教育委員会が所管する高等学校、中等教育学校、特別支援学校の耐震化対策及び老朽化対策並びに保安全管理や環境整備の充実を図り、教育財産等の維持保全を期するとともに、県立高校改革等を着実に推進する。

【主な学校施設の耐震化等改修工事】

区 分	学校数	備 考
耐震化対策	33 校	<p>安全で安心な教育施設の整備を早期に実現するため、引き続き小規模補強が必要な校舎等の耐震補強工事、設計調査及び仮設校舎の設置等の対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強・老朽化対策工事 14 校 ・ 設計調査等 4 校 ・ 仮設校舎等対応 20 校

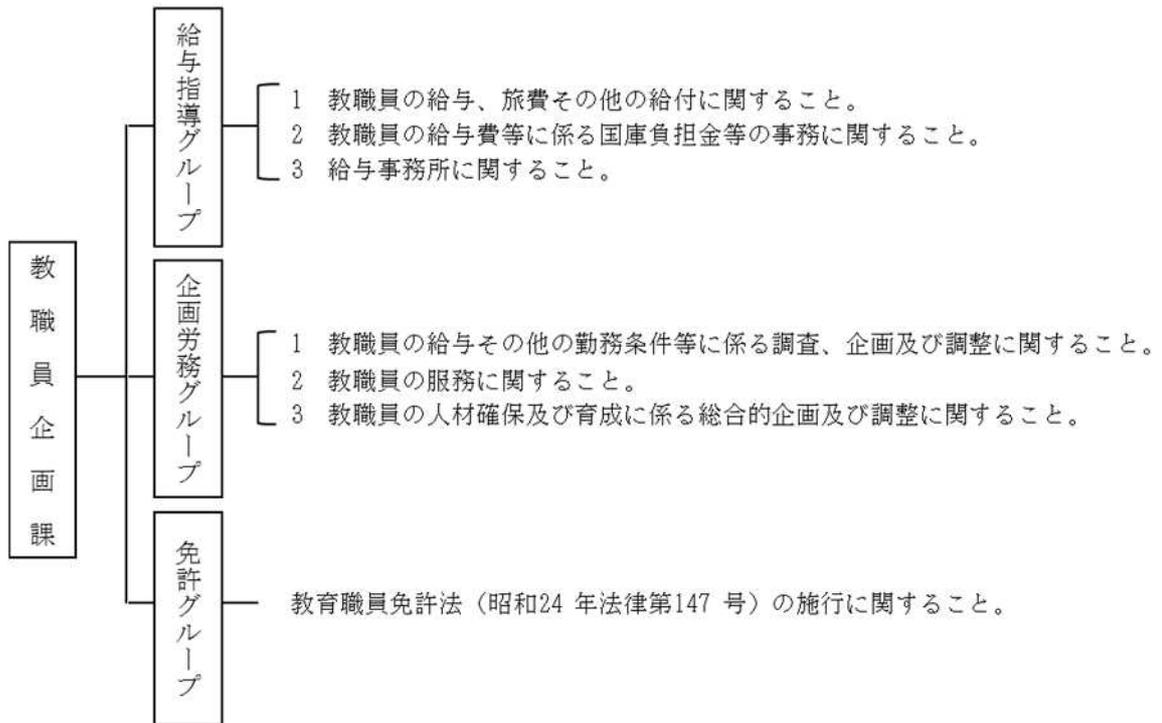
区 分	学校数	備 考
県立高校改革推進計画に伴う施設整備	2 校	<p>県立高校改革推進計画に基づき、新たな教育展開に必要な施設整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ整備の試行工事 2 校

- 学校数は、工事等の区分から重複しているものがある。
- 3 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の推進
教育委員会における「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」を推進するための事務を行う。
 - 4 県立体育センター・県立総合教育センターの再整備
県立体育センター・県立総合教育センターに係る再整備に関する企画・調整を行う。

（出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要）

オ 行政部 教職員企画課

【図表 2-1-10 行政部 教職員企画課の組織及び分掌事務】



（出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要）

行政部教職員企画課の事務事業の概要は次のとおり。

- 1 教職員の給与等関係事務
教職員の給与・旅費等に関する予算・決算・定期監査に関する事務や給与等の事務に関して教育事務所、学校事務センター等関係機関と連絡調整を行う。
- 2 教職員人材確保及び人材育成の企画・調整
教職員の人材確保及び人材育成に係る総合的企画及び調整を行う。
- 3 教職員の勤務条件に関する企画・調整

教職員の給与その他の勤務条件等に係る調査、企画及び調整を行う。

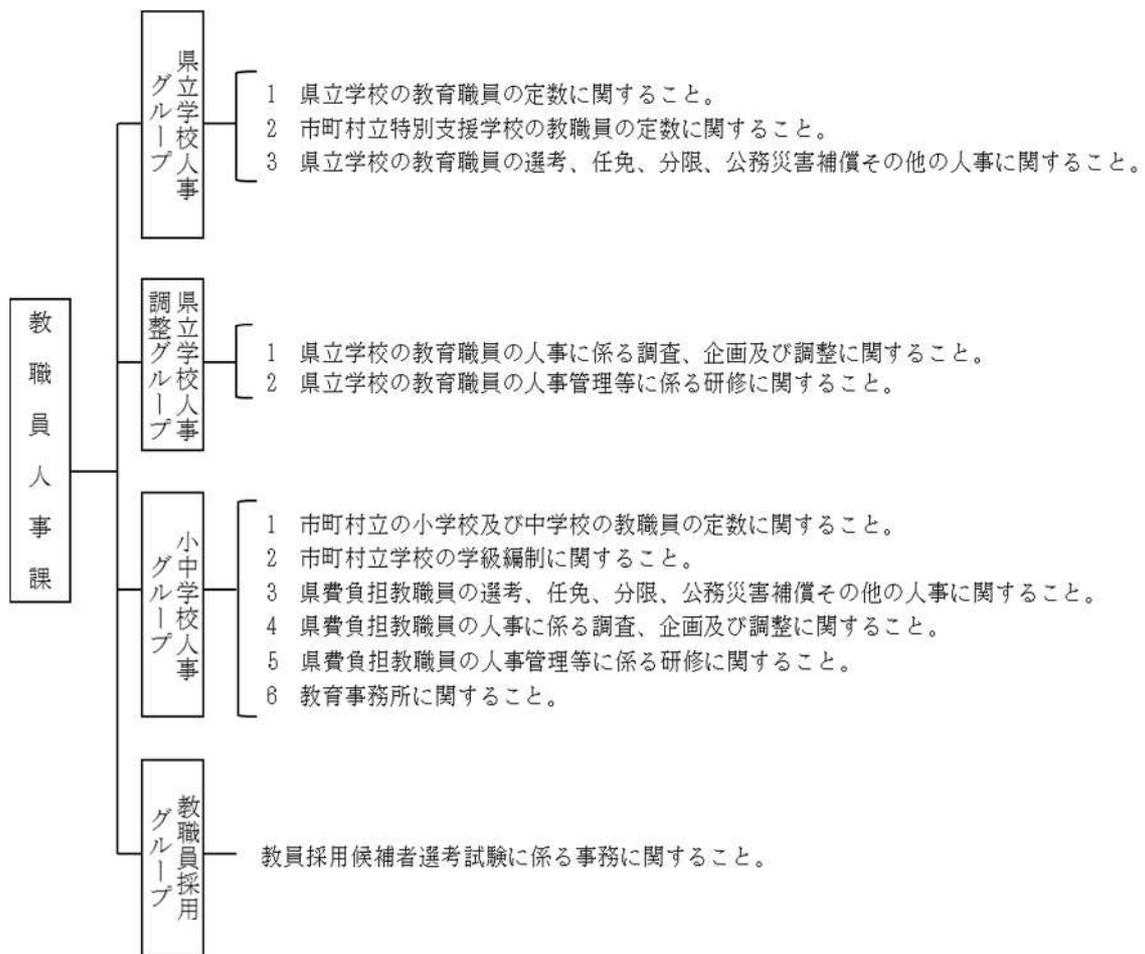
4 教育職員免許状交付等事務

教育職員免許状の授与等、更新等及び授与した免許状の書換、再交付等並びに免許法認定講習（特別支援教育）に係る事務を行う。

（出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要）

カ 行政部 教職員人事課

【図表 2-1-11 行政部 教職員人事課の組織及び分掌事務】



（出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要）

行政部教職員人事課の事務事業の概要は次のとおり。

1 教職員の配置

増加する新採用教員と経験豊富なベテラン教員とのバランス等を考慮しながら、教育水準の維持向上のための適正配置を行う。

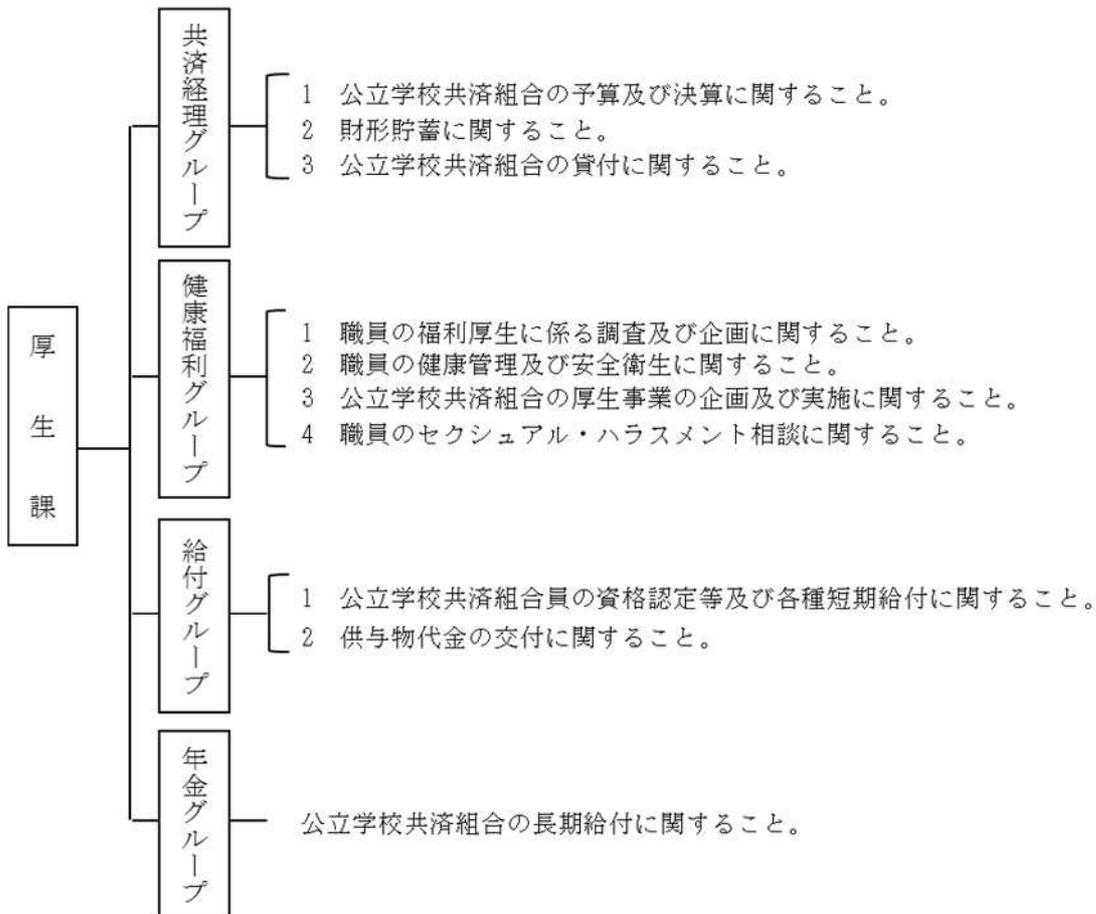
2 教員採用選考試験関係事務

県立学校の教員及び県内公立小・中学校等の県費負担教員の採用選考試験を実施する。

(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

キ 行政部 厚生課

【図表 2-1-12 行政部 厚生課の組織及び分掌事務】



(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

行政部厚生課の事務事業の概要は次のとおり。

1 教職員保健福祉対策

教職員の保健福祉の向上に資するため、健康診断やメンタルヘルス対策等の健康管理事業及び公立学校共済組合が実施する福利厚生事業費補助等を行う。

(1) 教職員の健康管理

教職員の定期健康診断及び教職員ヘルスサポート電話相談等の健康管理支援並びにメンタルヘルス対策等を実施する。

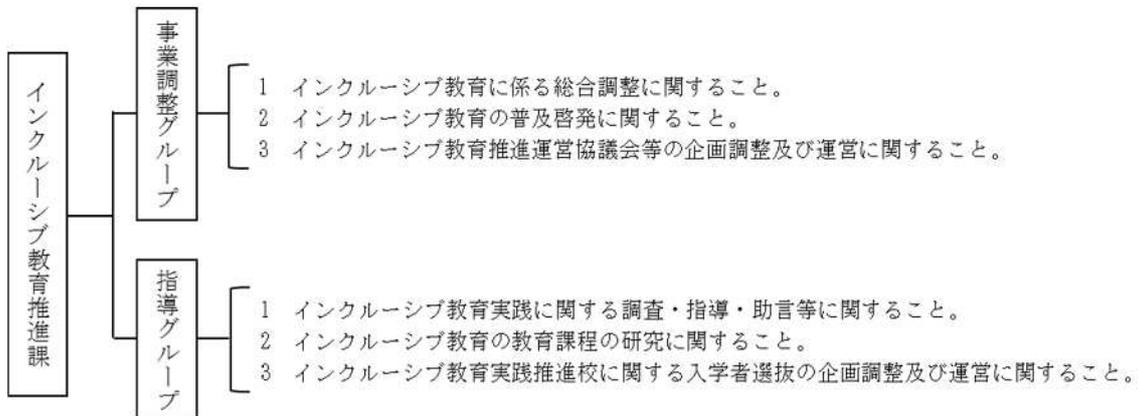
(2) 公立学校共済組合の実施する事業補助

教職員の保健事業の一環として実施する教職員人間ドック事業等に対して補助する。

(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

ク インクルーシブ教育推進課

【図表 2-1-13 インクルーシブ教育推進課の組織及び分掌事務】



(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

インクルーシブ教育推進課の事務事業の概要は次のとおり。

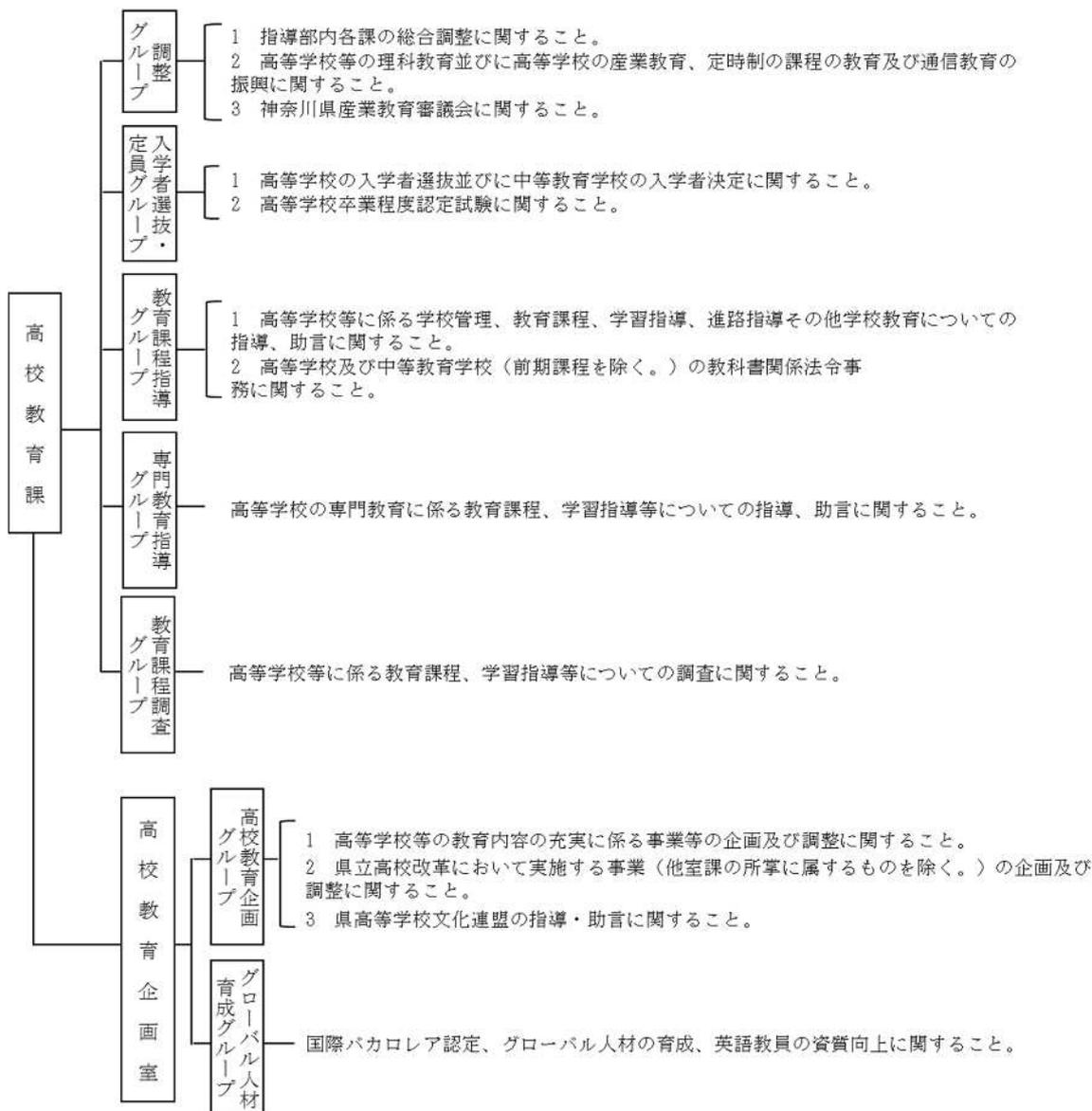
- 1 インクルーシブ教育の推進に係る総合的な調整
全県におけるインクルーシブ教育の推進に向け、必要な総合的調整に係る事務を行う。
- 2 インクルーシブ教育の推進に係る普及啓発
全県におけるインクルーシブ教育の推進に向け、県民及び教職員等を対象にした普及啓発に係る事務を行う。
- 3 インクルーシブ教育推進運営協議会等の企画調整及び運営
全県におけるインクルーシブ教育の推進に向け、各事業等の普及のため、インクルーシブ教育推進運営協議会等の企画調整及び運営に係る事務を行う。
- 4 インクルーシブ教育の実践に関する調査・指導・助言等
各学校におけるインクルーシブ教育実践の質的向上に向け、必要な調査・指導・助言に係る事務を行う。
- 5 インクルーシブ教育の観点を踏まえた教育課程の研究
各学校におけるインクルーシブ教育の効果的な推進に向け、教育課程の研究及び普及等に関する事務を行う。
- 6 インクルーシブ教育実践推進校に関する入学者選抜の企画調整及び運営

全県におけるインクルーシブ教育の推進に向け、インクルーシブ教育実践推進校に関する入学者選抜に関して必要な企画調整及び運営に係る事務を行う。

(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

ケ 指導部 高校教育課

【図表 2-1-14 指導部 高校教育課の組織及び分掌事務】



(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

指導部高校教育課の事務事業の概要は次のとおり。

1 高等学校教育の充実

(1) 県立高校改革の取組の推進

県立高校の魅力づくりや教育内容の充実などについて一層推進し、多彩な教育活動の展開や個に応じた学習指導の充実を図り、質の高い教育の充実に取り組む。

(2) 地域や社会に開かれた高校づくりの推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入をはじめ、学校教育活動における地域・社会との連携や相互交流を進め、地域・社会とともにあゆむ高校づくりを推進する。

(3) 科学技術・情報通信技術の進展に対応した教育の推進

社会の情報化の進展に対応し、機器の整備により ICT を利活用した教育の推進に向けた教育環境の充実を図る。

(4) キャリア教育の推進

キャリア教育展開の環境づくりに向けて、地域の拠点となる県立高校にコンソーシアムサポーターを配置し、関係機関等との連携と理解促進を図るとともに、学校外の教育資源活用にかかるシステムの構築を進める。また、保護者、地域、関係団体等と連携・協働してキャリア教育を推進する。

また、積極的に社会参加する能力と態度を育成するため、キャリア教育の一環として県立高校においてシチズンシップ教育を推進する。

2 教育課程の研究推進

(1) 高等学校の学習指導要領に関する教育課程編成上の諸問題、教育課程の実施に伴う学習指導上の諸問題、及び生徒指導上の諸問題について研究協議を進めるため、次の事業を実施する。

ア 研究推進委員会の開催

イ 「高等学校教育課程研究集録」の作成と配布

(2) 授業改善の推進のために、次の事業を実施する。

ア 教育課程説明会の開催

イ 生徒学力調査の実施

ウ 生徒による授業評価の実施

3 学校経営研修の推進

学校経営に関して、校長の資質の向上を図り、指導力を高めていくために研修会を開催する。

4 人権教育の推進

人権教育資料を作成・配布する。

5 高校生の文化・芸術活動の推進

(1) 神奈川県高等学校総合文化祭の開催

県高等学校文化連盟と神奈川県高等学校総合文化祭を共催し、県内高校生の文化・芸術活動の振興を図る。

(2) 文化部活動の活性化

「かながわ部活ドリームプラン 21 version」に基づき、「かながわ部活ドリーム大賞」の運営や部活動支援学生ボランティア事業を支援し、高校生の文化部の活性化を図る。

6 県立高校の入学者選抜等の適正な実施

県立高校の入学者選抜並びに県立中等教育学校の入学者決定において、各学校の特色に応じて生徒や児童が志願し、各学校が一人ひとりの生徒や児童の特性を生かして適正に選考することのできる制度を整備し、着実に実施する。

7 産業教育等の充実整備

(1) 専門高校の実験実習設備等の充実

産業教育振興法に基づき、専門高校の教育に必要な実験・実習設備機械等の整備充実を行うとともに、職業教育の基礎となる実験実習が効率的に運営されるよう条件整備を図る。

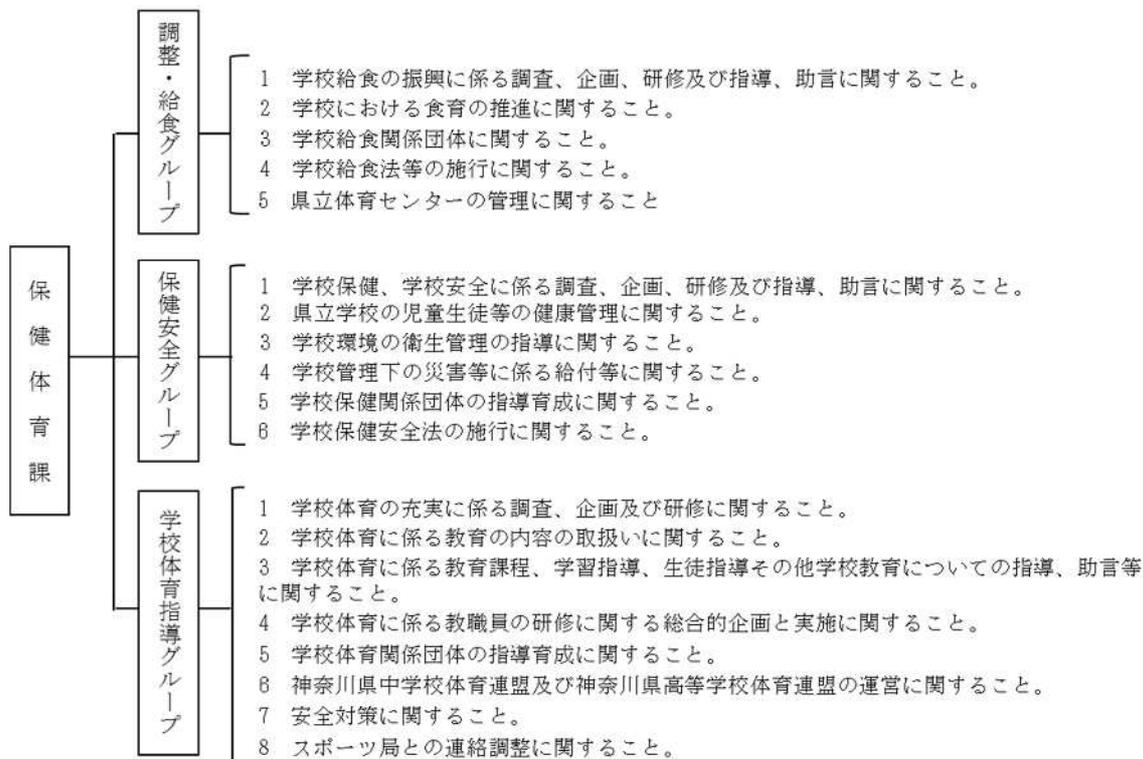
(2) 高等学校理科教育等の設備の充実

県立高校において学習指導内容の充実を図るため、理科教育振興法に基づいて、理科教材の充実を行うほか、学校図書館図書整備を行う。

(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

コ 指導部 保健体育課

【図表 2-1-15 指導部 保健体育課の組織及び分掌事務】



(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

指導部保健体育課の事務事業の概要は次のとおり。

1 保健教育の充実

(1) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

児童・生徒に対する喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の総合的な対策を推進するため、関係機関等と連携した協議会を開催する。

また、防止教育の充実のため、教職員、外部指導者等を対象とした研修講座の開催や教育指導資料の作成など行う。

(2) 学校保健に関する研修講座の開催等

児童・生徒の健康を保持増進するため、感染症、性、エイズの問題を含めて、学校保健全般に関する知識を習得するため、教員等を対象とした各種の研修講座を開催する。

また、学校保健の分野で功績のあった学校、団体、個人を対象とした表彰を行う。

2 保健管理の充実

(1) 児童・生徒の健康管理等の推進

県立学校における児童・生徒の健康の保持増進のため、定期健康診断を実施するとともに、慢性疾患に係る検査を実施する。

また、適切な保健管理のため、県立学校に学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置する。

(2) 環境衛生対策の推進

県立学校において、健康的で快適な学習環境を維持するため、環境衛生に係る検査等を行う。

3 安全教育の充実

児童・生徒の事故防止のため、交通安全教育を推進するほか、様々な危険を回避するための防犯教育を推進するため、研修講座の開催や指導資料の活用を図る。

4 安全管理の充実

(1) A E Dの配備等

学校の救急体制の充実を図るため、県立学校へのA E Dの配備と児童・生徒及び教職員への実習を促進する。

(2) 日本スポーツ振興センターの災害共済の運用

学校管理下における災害に対応するため、災害共済制度の適切な運用を図る。

5 学校体育の充実

(1) 児童・生徒の健康・体力づくりの推進

児童・生徒の健康の保持増進や健康・体力づくりのための実践力を育成し、明るく豊かで活力ある生活を営むことができるよう、教科「体育・保健体育」の充実を図る。また、地域や学校の実態に応じて、学校教育活動全体で行うことはもとより、地域・家庭と連携して行う健康・体力づくりの研究・実践を推進する。

(2) 体育担当教員の資質の向上

生涯スポーツにつながる体育学習の充実を図るため、各種研修講座等を開催し、小・中・高等・中等教育学校の体育担当教員の指導力の向上を図る。

(3) 運動部活動の奨励

「かながわ部活ドリームプラン 21」推進計画により、生徒の多様なニーズに対応できるような柔軟な部活動運営や専門的な指導者の不足を補うため企業等連携協議会と連携・協力し、指導力の向上や安全な部活動を推進するための各種研修講座等を開催する。また、神奈川県中学校体育連盟及び神奈川県高等学校体育連盟の事務局運営に対して支援する。

(4) 安全対策の実施

体育・スポーツ活動が安全に展開できるよう、継続的に施設や物品の安全点

検を行うとともに、事故防止のための安全指導に取り組む。

(5) 体育学習の充実

小・中・高等・中等教育学校における体育に関する教育課程、学習指導についての指導、助言を行う。

6 学校給食・食育の推進

(1) 食育の推進

子どもたちが食への正しい理解と望ましい食習慣を身に付け、健康的な生活習慣を形成できるよう、栄養教諭や食育担当者等を対象とした各種研修講座や連絡会議を開催する。また、給食での地場産物の活用を促進することで、食育の充実を図る。

(2) 給食の衛生管理の推進

ア 安全・安心な学校給食を推進するため、学校給食法の衛生管理基準に基づく日常点検の実施等、衛生管理の徹底を図る。

イ 学校給食用食材の安全確保のため、微生物検査や理化学検査、放射能検査を実施する。

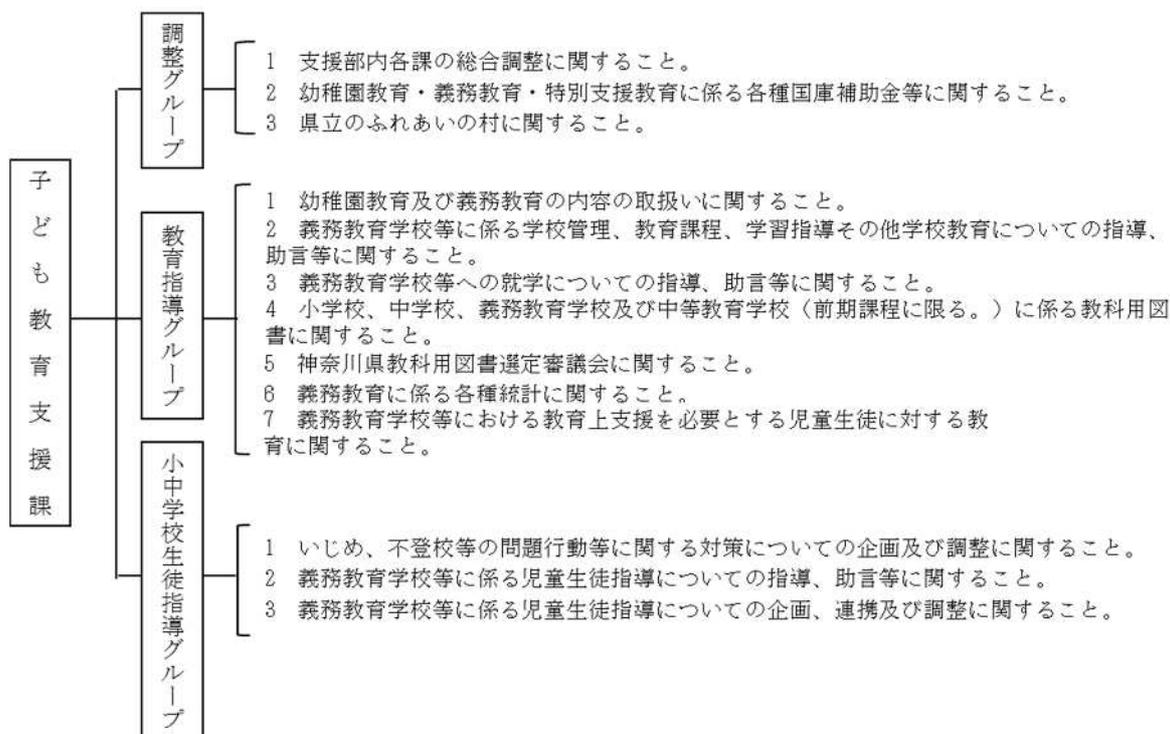
ウ 栄養教諭、学校栄養職員、給食調理員を対象とした衛生管理に関する研修会や会議を開催する。

エ 学校給食の運営について、食育指導、栄養管理、衛生管理が適切で優れた成果をあげた学校及び共同調理場に対して表彰を実施する。

(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

サ 支援部 子ども教育支援課

【図表 2-1-16 支援部 子ども教育支援課の組織及び分掌事務】



（出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要）

支援部子ども教育支援課の事務事業の概要は次のとおり。

- 1 各種国庫補助金等に関する事務
幼稚園就園奨励費補助金、理科教育等設備整備費補助金（市町村分）、要保護児童生徒援助費補助金、就学奨励費負担金等（特学分）などに関する事務を行う。
- 2 県立のふれあいの村に係る事務
県立のふれあいの村の運営指導及び財産管理等を行う。
- 3 義務教育学校等の教育の振興に係る調査・研究
義務教育学校等の教育に関する課題についての調査・研究等を行う。
- 4 教科用図書の採択及び無償給与報告に関する指導助言等
市町村立の小・中学校及び義務教育学校、県市立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに、県立中等教育学校の前期課程における教科用図書に係る採択事務を行うとともに、教科用図書の無償給与に係る各種報告について、指導・助言・取りまとめ等を行う。
- 5 教育指導の充実

教育課程の円滑な実施に向けて、学習指導要領改訂の趣旨等の周知を図り、義務教育学校等の教育課程の実施に伴う諸問題について研究協議を進めるため、各種研究会等を実施する。

6 児童生徒指導の充実

市町村立の小・中学校及び義務教育学校における適切な児童生徒指導の推進を図るため、市町村教育委員会との協議及び教員研修等を行うとともに、各種事業を行う。

7 いじめ・暴力行為対策及び不登校対策の推進

いじめ・暴力行為や不登校など児童生徒指導上の諸課題への総合的な対策を検討するとともに、市町村教育委員会と一体となり推進を図るため、各種事業を行う。

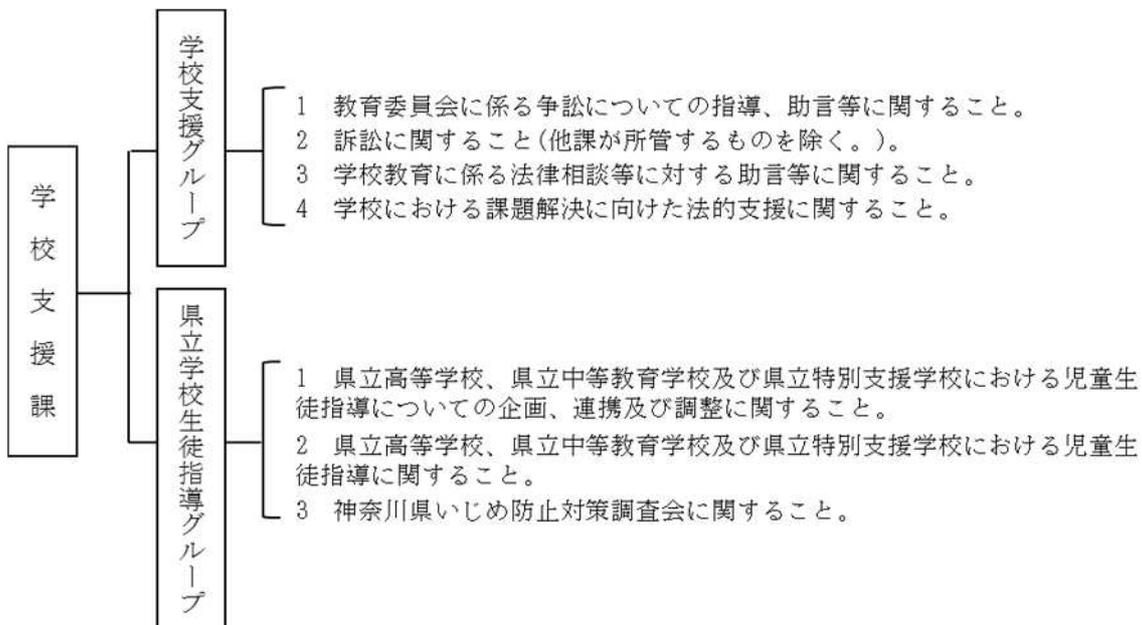
8 教職員研修等の充実

義務教育学校等の教職員の資質向上を図り、指導力を高めていくため、研修等を実施する。

(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

シ 支援部 学校支援課

【図表 2-1-17 支援部 学校支援課の組織及び分掌事務】



(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

支援部学校支援課の事務事業の概要は次のとおり。

1 教育委員会に係る争訟についての助言等

教育委員会に係る争訟及び学校教育に係る法律相談に関する助言を行う。

2 児童・生徒指導の充実

県立学校における適切な児童・生徒指導の推進を図るため、児童・生徒指導上の諸課題についての協議及び研修等を行うとともに、各種事業を行う。

3 教育相談体制の確立及び充実

複雑化・多様化する生徒をめぐる様々な課題に対して、スクールカウンセラーや教育相談コーディネーターの配置・活用などにより、その理解と支援の在り方を構築し、チームで対応するための組織づくりを推進する。

4 緊急時における機動的な支援

生徒の身体・生命の安全を脅かす重大事案発生 of 未然防止または発生した際の緊急対応策について、学校緊急支援チームを派遣するなど、学校や市町村教育委員会に対して指導、助言を行う。

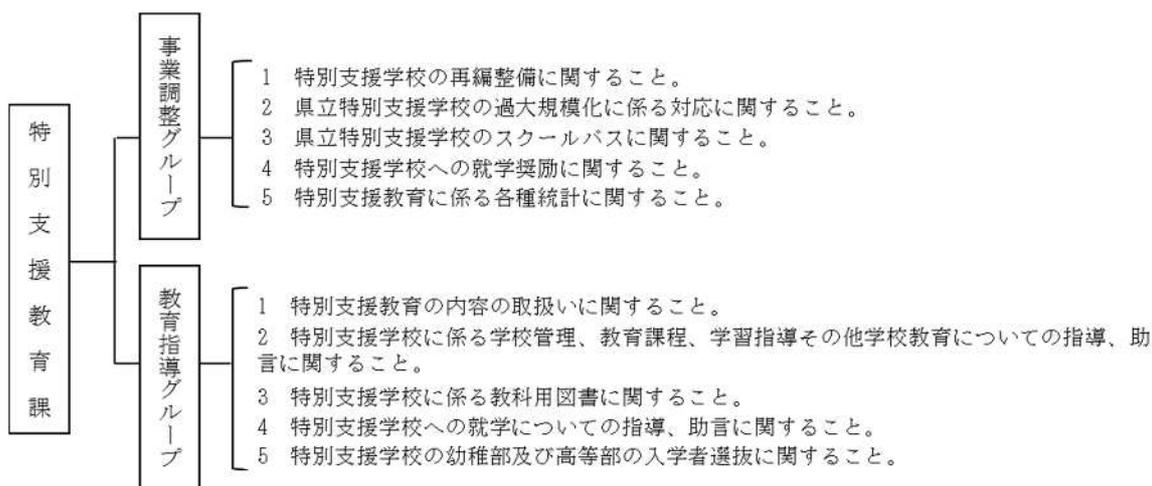
5 学校と家庭・地域等との連携の推進

児童・生徒の健全育成に向けて、警察など関係機関との連携を進めるとともに、かながわ子どもスマイルウェーブ、ファミリー・コミュニケーション運動や企業協力による携帯電話教室などの各種事業を実施して、学校と家庭・地域等との連携を推進する。

(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

ス 支援部 特別支援教育課

【図表 2-1-18 支援部 特別支援教育課の組織及び分掌事務】



(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

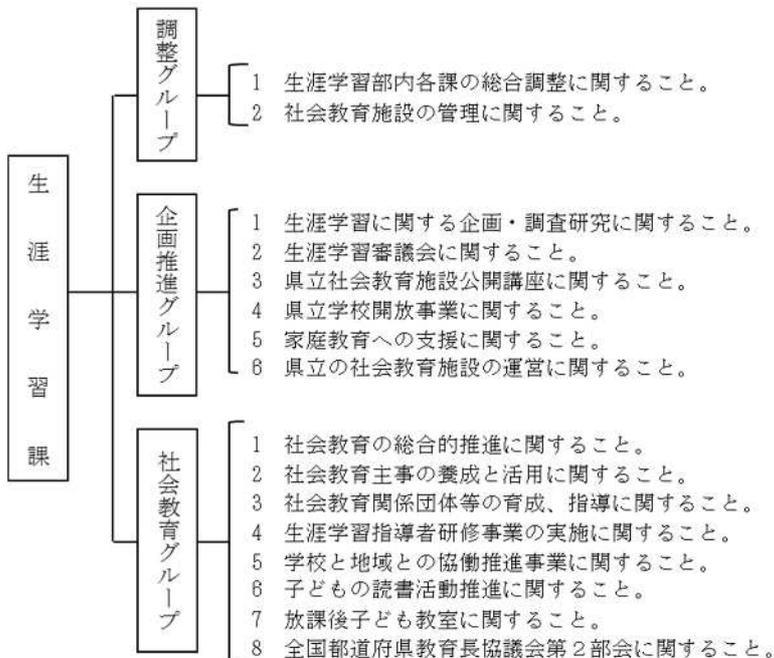
支援部特別支援教育課の事務事業の概要は次のとおり。

- 1 特別支援教育の推進
障害のある幼児・児童・生徒が積極的に社会参加できるよう、障害や発達の状態を踏まえた一人ひとりの教育的ニーズに対応したきめ細かな教育を推進する。
- 2 就学相談・指導の実施
障害のある子どもたちに最も必要かつ適切な教育の場を検討しようという観点に立ち、児童・生徒の障害の状態などの的確な把握に努め、就学相談・指導の適切かつ円滑な実施を図る。
- 3 特別支援教育担当教員の養成
特別支援学校及び小・中学校の現職教員を横浜国立大学及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所へ派遣し、専門的知識と技術を向上させ、指導力の充実を図る。
- 4 特別支援学校の再編整備等の推進
特別支援学校に在籍する児童・生徒の増加に伴う過大規模化対策として、横浜北部方面特別支援学校（仮称）を新築するため、基本・実施設計等を行う。

（出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要）

セ 生涯学習部 生涯学習課

【図表 2-1-19 生涯学習部 生涯学習課の組織及び分掌事務】



（出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要）

生涯学習部生涯学習課の事務事業の概要は次のとおり。

1 学びを通じた地域の教育力の向上

(1) 県立社会教育施設などの生涯学習機能の充実

市町村立施設との役割分担を踏まえるとともに、各県立社会教育施設の持つ機能や特色を活かしながら、資料等の収集・整備やネットワークシステムの運営、展覧会の開催、学習講座などの教育普及事業等を行うことにより、県民に対する幅広い学習機会の提供と県民の知識・教養の向上等を図る。

(2) 生涯学習の深化と成果を活用する場づくり

社会教育主事等の生涯学習指導者を対象として、子どもの読書活動の推進や学校と地域の協働など様々な課題に対応するためのコース別研修を実施する。

(3) 生涯学習推進体制の整備

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)の規定に基づき、生涯学習振興の基本方向に関する事項など、生涯学習施策の総合的推進に関する重要事項を調査審議するため、県生涯学習審議会を開催する。

2 協働と信頼に根ざした学校づくり

県立学校の公開講座、施設開放の充実

地域住民の学習・文化・スポーツ活動を支援するとともに、地域に親しまれる学校づくりを促進するため、県立学校の教員等を講師とする公開講座を開設するとともに、生涯学習・生涯スポーツの場として校内の施設を開放する。

公開講座の開設	60 講座
施設開放校数	160 校

3 学び高め合う学校教育

社会生活の基盤としてのことばの力を育む教育の推進

「第三次神奈川県子ども読書活動推進計画」に基づき、家族が読書を通してコミュニケーションを図ることを目的とした「ファミリー読書」の推進や、先進的な取組み事例の発表等を行うフォーラムの開催など、子どもの読書活動の推進を図る。

4 子育て・家庭教育への支援

(1) 子ども・子育てを支える地域社会の基盤の充実

放課後及び土曜日の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保しながら、学習や地域との交流活動等を実践するために市町村が実施する「放課後子ども教室推進事業」「土曜日の教育活動支援事業」に要する経費の一部を助成する。

また、県内の総合的な放課後対策事業のあり方の協議・検討や、実際に教室の運営に携わる教育活動推進員・教育活動サポーター等を対象とした研修を实

施する。

補助対象 22 市町村 107 教室〔放課後子ども教室推進事業〕
 3 市町 9 活動〔土曜日の教育活動支援事業〕

(2) 家庭教育への支援の推進

ア 家庭教育の情報の提供

幼児から中学生までの保護者等を対象として、家庭教育に必要な情報の提供等を行うとともに、子どもの望ましい生活習慣の確立のため、各家庭等への情報提供等を行う。

家庭教育ハンドブック「すこやか」の作成・配布(43,000 部)

相談機関紹介カードの作成・配布(1,025,000 部)

家庭教育番組「すこやかファミリー」のインターネット配信による情報提供

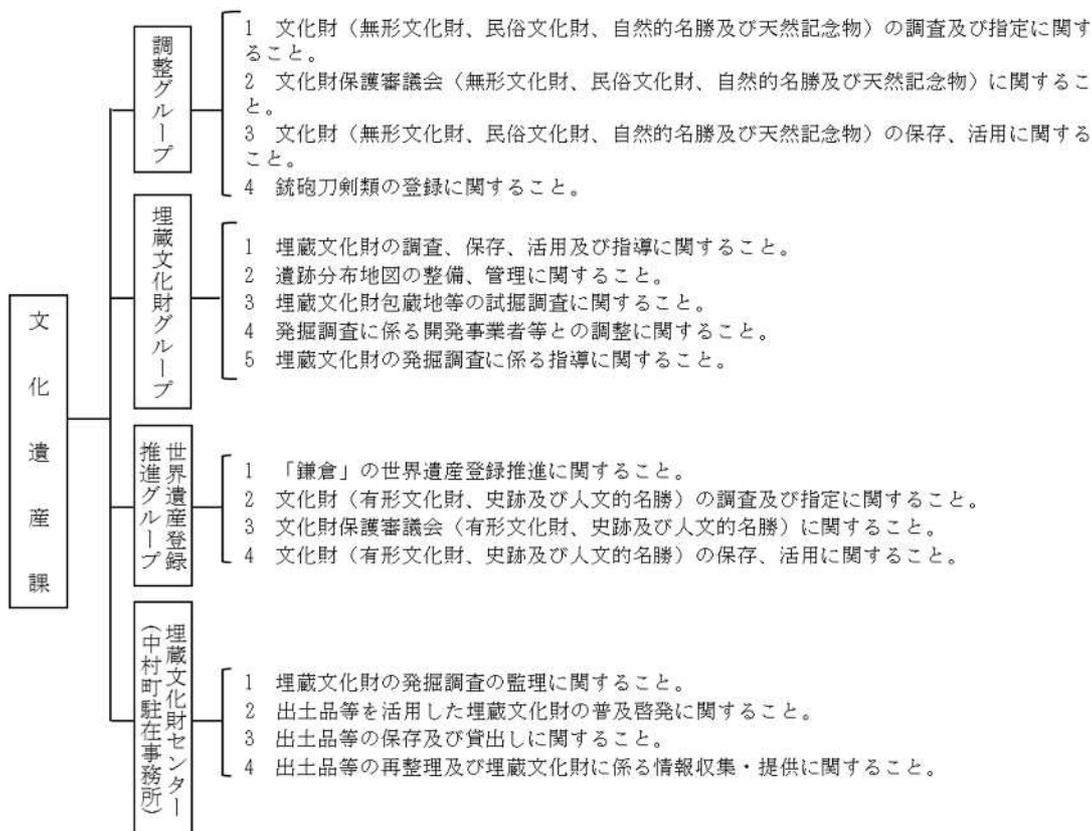
イ 事業者を通じた従業員への家庭教育支援の推進

企業等の従業員に対して家庭教育に関する啓発リーフレットを配布するとともに、事業者にも自ら家庭教育支援の取組みの実施を求めるなど、家庭の教育力向上に向け、県内の事業者と連携・協力した事業を展開する。

(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

ソ 生涯学習部 文化遺産課

【図表 2-1-20 生涯学習部 文化遺産課の組織及び分掌事務】



（出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要）

生涯学習部文化遺産課の事務事業の概要は次のとおり。

- 1 学びを通じた地域の教育力の向上
 - (1) 文化財の保存と活用
 - ア 指定文化財保存修理等事業費補助

国・県指定文化財等の適切な保存や活用を図るため、所有者や市町村が行う国県指定文化財の保存修理や整備活用、史跡土地買上げ等の事業に対して助成する。
 - イ 文化財の調査と保存

県内の文化遺産の適切な保存・活用を図るための調査を実施し、その結果を踏まえ、重要文化財の指定など必要な保護措置を講ずるほか、指定文化財の現状変更等の許可や指導を行う。

また、埋蔵文化財については、開発事業者等との事前協議を行うとともに、発掘調査の監理、出土品の再整理を行うなど、適切な保存、活用を図る。

ウ 調査・審議

文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議するため、文化財保護審議会を開催する。

エ 文化財の普及啓発

文化財への関心を高め、これを大切にすることを養うため、文化財保護ポスター事業を実施するほか、子どもから大人まで幅広い世代を対象に遺跡や出土品を活用した講座や企画展などを実施する。

オ 銃砲刀剣類の登録

銃砲刀剣類登録審査会を開催し、美術品として価値のある銃砲刀剣類の登録等を行う。

(2) 「鎌倉」の世界遺産登録の推進

「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦に向けて、県は横浜市・鎌倉市・逗子市と連携し、4 県市で文化庁の支援、協力も得ながら、文化財の比較研究作業や新たなコンセプト及び構成資産の検討、再推薦に向けた取組を周知するための普及啓発活動などを実施する。

(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

(4) 県立高校改革実施計画の概要

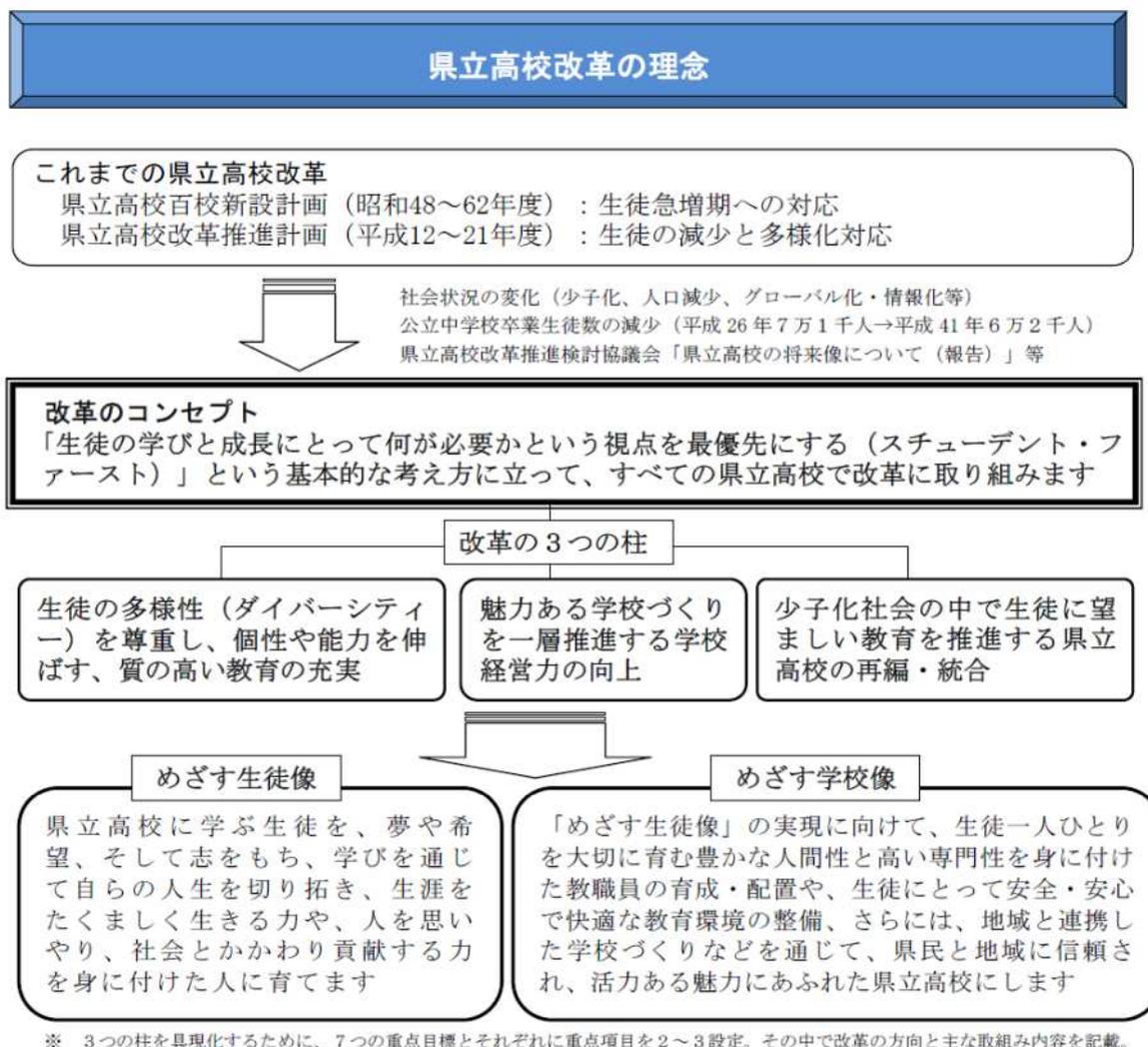
ア 計画策定の趣旨

神奈川県教育委員会では、平成 27 年 1 月に「県立高校改革基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、活力ある魅力あふれた高校づくりに向けた改革のコンセプトとして、「生徒の学びと成長にとって何が重要かという視点を最優先にする(スチューデント・ファースト)」という基本的な考え方に立って、全ての県立高校で改革に取り組むこととなった。この「基本計画」に基づく改革の実現に向けて、中長期を展望した県立高校改革に取り組むうえでの教育内容・方法、学校経営、そして県立高校の再編・統合に係る具体的な計画として「県立高校改革実施計画」(以下「実施計画」という。)が策定されている。

イ 改革の基本的な考え方

神奈川県教育委員会では、県立高校の教育を取り巻く状況の変化に対応するための、県立高校改革に向けて、次のように基本的な考え方を整理している。

【図表 2-1-21 県立高校改革の基本的な考え方】



（出典：県立高校改革基本計画）

ウ 計画策定の目的と重点目標

「基本計画」は、これからの中長期を展望した県立高校改革の背景や方向性について整理し、その実現を図るため、広く県民の方々の理解をいただく計画として示すものとして策定されている。「実施計画」については、高校教育をめぐる国の動きや社会状況の変化、今後の公立中学校卒業生徒数の動向等に、柔軟に対応していけるよう策定しており、全ての県立高校を対象にするとともに再編・統合の対象となる学校の生徒募集への影響も十分考慮して策定されている。

「基本計画」と「実施計画」との関係は次の図表のとおりとなる。

【図表 2-1-22 基本計画と実施計画の関係】

基本計画	実施計画
<p>改革の柱1 質の高い教育の充実</p> <p>重点目標1 すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します</p> <p>重点目標2 生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます</p> <p>重点目標3 共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します</p>	<p>改革の柱1 質の高い教育の充実</p> <p>重点目標1 ・教育課程の改善 ・授業力向上の推進 ・プログラミング教育の推進 ・生徒の英語力向上の推進 ・歴史・伝統文化教育の推進 ・学習機会拡大の推進 ・学習意欲の向上と確かな学力の育成</p> <p>重点目標2 ・教育課程の改善[再掲] ・科学技術・理数教育の推進 ・グローバル化に対応した先進的な教育の推進 ・専門教育の推進 ・国の研究開発にかかる指定事業の活用推進</p> <p>重点目標3 ・教育相談体制の充実 ・インクルーシブ教育の推進</p>
<p>改革の柱2 学校経営力の向上</p> <p>重点目標4 学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます</p> <p>重点目標5 地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めます</p> <p>重点目標6 生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組みます</p>	<p>改革の柱2 学校経営力の向上</p> <p>重点目標4 ・自律的・組織的な学校経営の充実 ・県立高校への理解を深める情報提供の推進 ・教職員の実践的指導力向上の推進</p> <p>重点目標5 ・地域協働による学校運営の推進</p> <p>重点目標6 ・県立高校の教育環境整備</p>
<p>改革の柱3 再編・統合等の取組み</p> <p>重点目標7 少子化社会における適正な規模等に基づく県立高校の再編・統合に取り組みます</p>	<p>改革の柱3 再編・統合等の取組み</p> <p>重点目標7 ・学校規模の適正化の推進 ・課程・学科等の改善 ・県立高校の適正配置</p>

(出典：県立高校改革実施計画(全体))

エ 改革の計画期間と計画の構成

「実施計画」の計画期間は、平成28年度を初年度として平成39年度を目途に12

年間とされている。

「実施計画」は、計画全体にわたる改革内容を示すとともに、今後の展望を明らかにした「実施計画(全体)」と改革の計画期間を分割して具体的に取り込む施策内容や再編・統合の対象校を示す期別の「実施計画(期)」から「実施計画(期)」により構成されている。

オ 改革の方向と主な取り組み内容

「基本計画」における各重点目標の方向性と主な取り組みをまとめると以下の図表のとおりである。「実施計画」では、より詳細な取り組みとその概要などを示している。

【図表 2-1-23 県立高校改革の方向と主な取り組み内容】

県立高校改革の方向と主な取り組み内容	
◇ 重点目標 1	すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します
1	生徒の学力を伸ばす質の高い教育の実践
○	県立高校間や大学・職業技術校等の教育機関、企業などと連携する仕組み（コンソーシアム）による単位互換システムの構築
○	ICTを活用した効果的な授業改善の推進 など
2	グローバル社会を生きる能力を伸ばす教育の推進
○	すべての生徒への英語を中心とした外国語コミュニケーション能力の育成
○	健康、福祉、防災など多様な「いのちの授業」の実践の推進や事例の普及 など
3	自立に向けたキャリア教育・職業教育の充実
○	普通科高校の生徒への職業教育の充実 など
◇ 重点目標 2	生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます
1	個性を伸ばし能力・専門性を高める高校教育の推進
○	スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、理数教育推進校、スーパーグローバルハイスクール（SGH）、グローバル教育推進校の指定
○	国際バカロレアの認定に向けた取り組みの検討・実施 など
2	社会状況や産業動向等に対応した専門教育の充実
○	スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）の指定 など
◇ 重点目標 3	共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します
1	すべての県立高校で取り組む神奈川の支援教育の充実
○	教育相談コーディネーターの養成と研修の強化 など
2	インクルーシブ教育の新たな展開
○	障害のある生徒が高校教育を受けるための入学者選抜や教育課程・進路支援等についての研究
○	インクルーシブ教育実践推進校の指定 など

◇ **重点目標 4 学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます**

- 1 学校評価をいかした自律的・組織的な学校経営の推進
 - 学校評価や第三者評価を活用した学校改善の一層の推進 など
- 2 県民への学校理解を促進する情報提供の工夫・発信
 - 様々な機会を活用して情報提供するなど、中学生や保護者等関係者への広報・周知方法の工夫 など
- 3 教職員のプロフェッショナルな実践的指導力の向上
 - 単位修得型の教職員研修の導入 など

◇ **重点目標 5 地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めます**

- 1 地域との連携・協働による高校教育の充実
 - 学校支援ボランティアの拡充による学習活動や部活動等の充実 など
- 2 神奈川らしいコミュニティ・スクールの導入
 - これまでクリエイティブスクールで取り組んできた学校運営協議会の仕組みを活用した、先進的な取り組みの成果をいかしたコミュニティ・スクールの推進 など
- 3 地域の生涯学習や交流活動への学校開放の促進
 - 専門学科高校等での地域の企業や商店街とタイアップした商品の企画・開発 など

◇ **重点目標 6 生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組みます**

- 1 学校の校舎や生活環境等の計画的な整備の推進
 - 安全・安心な学校づくりに向けた耐震・老朽化対策の推進
 - トイレをはじめ、生徒が学校で日常使用する施設・設備等の整備 など
- 2 ICTや専門教育の施設・設備の充実・改善
 - 教員一人につき一台のコンピュータの配備 など

◇ **重点目標 7 少子化社会における適正な規模等に基づく県立高校の再編・統合に取り組みます**

- 1 学校規模の適正化の推進
 - 県立高校の再編・統合を通じた、現行の標準規模以上にする考え方を基本としつつ、それぞれの学校や生徒の実態に応じた学校規模への取り組み
- 2 生徒数や地域バランス等に配慮した県立高校の再編・統合
 - 中学生の公立高校への進学希望の状況、高校での学習ニーズや生徒の通学環境、地域バランス等にも配慮した課程・学科等の適正な学校配置についての取り組み

(出典：県立高校改革基本計画)

(5) 県立学校施設再整備計画(新まなびや計画)の概要

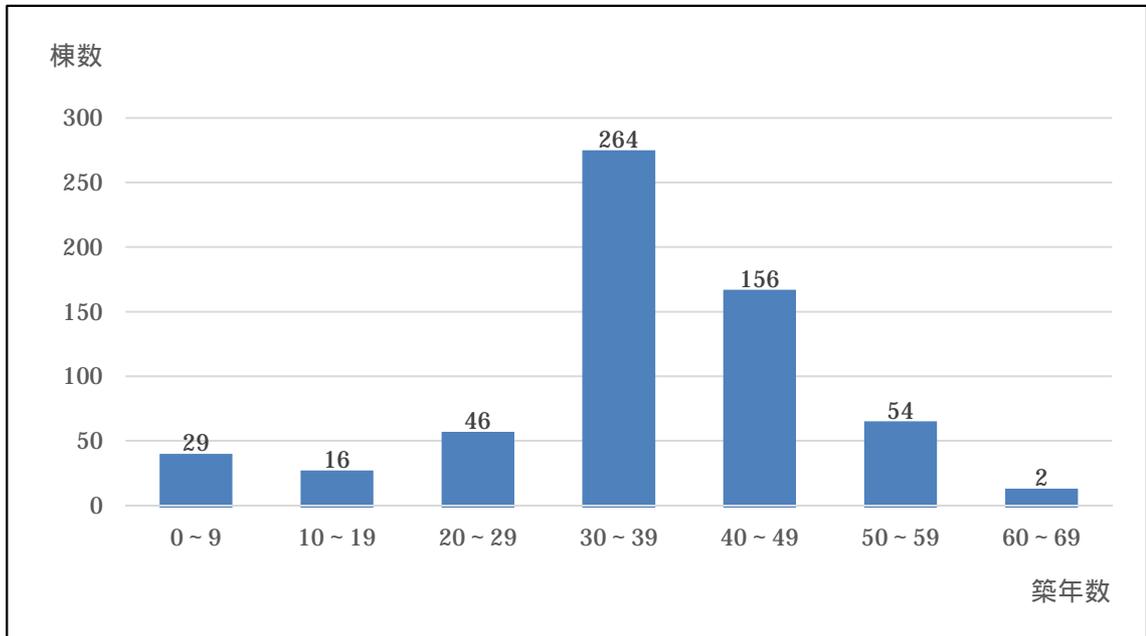
ア 県立学校施設の概況

神奈川県では、昭和40年代から昭和60年代にかけて、「高校百校新設計画」に基づく学校施設の整備が集中的に行われた。また、厳しい財政状況の下、平成14年に策定された「神奈川県県有施設長寿命化指針」において、老朽化した施設については、従来の建替新築ではなく、予防保全措置等の適切な維持管理を実施することによって長寿命化を図ることとされた。

そのため、神奈川県の学校施設の多くは築年数30年を経過しており、昭和56年

の耐震基準改正前に整備された施設も多くある状況である。

【図表 2-1-24 教育施設（校舎等）の築年数（平成 29 年 3 月末現在）】



（出典：神奈川県教育局提出資料を集計）

また、平成 29 年 7 月 7 日に文部科学省から公表された「平成 29 年度公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査結果」においても明らかにされており、神奈川県は、公立高等学校の耐震化率が全国最下位、公立特別支援学校の耐震化率が全国 46 位という状況になっている。

【図表 2-1-25 県立高等学校等の耐震改修状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）】

	公立高等学校			公立特別支援学校			
	全棟数	耐震性の ない建物	耐震化率	全棟数	耐震性の ない建物	耐震化率	
神奈川県	883	209	76.3%	194	12	93.8%	
（設置者別）	神奈川県	789	209	73.5%	140	12	91.4%
	横浜市	66	0	100.0%	38	0	100.0%
	川崎市	21	0	100.0%	9	0	100.0%
	横須賀市	7	0	100.0%	5	0	100.0%
	藤沢市	-	-	-	2	0	100.0%
全国	29,382	619	97.9%	5,814	35	99.4%	

（出典：公立学校施設の耐震改修状況の平成 29 年度調査結果（文部科学省））

このような状況の下、県立学校施設の再整備は、教育委員会が対応すべき課題の一つとして認識されており、県立高校改革基本計画においても、重点項目の一つとして「学校の校舎や生活環境等の計画的な整備の推進」が挙げられている。

教育委員会では、学校施設を対象に、早急な対応が求められている耐震対策・老朽化対策、トイレの環境改善及び特別支援学校の整備などに取り組み、県立高校改革実施計画と整合性を図りながら計画的に実施していくための計画として、「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」（以下「新まなびや計画」という。）を策定しているところである。

イ 新まなびや計画の概要

新まなびや計画は、平成 28 年度から平成 39 年度の 12 年間を計画期間とし、概ね 1,500 億円の整備事業費を予定している。

計画の概要等は以下のとおり。

1 課題

大規模補強が必要な校舎の耐震化の見通しは概ね立ったが、小規模補強が必要な校舎及び体育館などが約 200 棟存在する。

県立高校の約 40%、県立特別支援学校の約 25%が築後 40 年以上経過しており、施設全体の老朽化が進んでいる。

県立高校の約 7 割が和式便器であり、また、排水管の老朽化等による詰まり、臭気などが発生している。

2 目標

児童・生徒等の安全確保

耐震補強が必要な県立学校の校舎及び体育館等の耐震化を完了する。

快適で安心できる学習環境の整備

県立学校に通う児童・生徒が快適で安心して学習できる環境を整備するため、総合的な老朽化対策を実施する。

トイレ環境の改善

県立学校の魅力向上のため、洋式化をはじめ、現代の生活様式等を踏まえた県立学校のトイレ環境の改善に取り組む。

特別支援学校の施設整備

児童・生徒の増加に対応するため、特別支援学校の整備に取り組むとともに、耐震・老朽化対策などの施設整備に取り組む。

県立高校改革の推進

県立高校改革実施計画に基づく高校の適正配置などに対応できるよう施設を整備する。

3 計画期間及び事業費

計画期間 平成 28 年度～平成 39 年度の 12 か年

整備事業費 1,500 億円

4 対象及び進め方

対象

「県立学校施設再整備計画」(新まなびや計画)は、学校施設(県立高校、中等教育学校、特別支援学校)を対象として、早急な対応を求められている耐震対策、老朽化対策、トイレの環境改善及び特別支援学校の整備等に取り組むものであり、併せて、県立高校改革と整合性を図るため、当該計画と期間を合わせ、県立高校改革実施計画の着実な推進を図るものである。

進め方

毎年度の具体的な施設整備については、本計画を踏まえ、予算審議を経て事業計画や整備手法を検討していく。

5 整備内容

校舎等の耐震化による安全の確保(耐震対策)

「まなびや計画」で取り組んできた大規模補強対象校舎の耐震化を完遂するとともに、小規模補強が必要な校舎や体育館など約 200 棟の耐震化を早期に完了するため、民間活力の導入を検討しながら、鉄骨ブレース補強などの耐震補強工事を実施する。

老朽化対策による快適な教育環境の整備と施設の長寿命化(老朽化対策)

各学校の老朽化の状況等を踏まえながら、屋上防水、外壁改修、給排水管の改修など施設の総合的な老朽化対策を実施して、施設の長寿命化を図る。また、計画前期に、不具合箇所への対応として老朽化緊急対策工事を実施する。

現代の生活様式等を踏まえたトイレ環境の改善(トイレ環境改善)

現代の生活様式に適合するよう各学校の施設の状況を踏まえながら、個室便器の洋式化や排水管の改修などにより、トイレ環境を改善する工事を実施する。

入学者増への対応や安全・快適な教育環境に向けた特別支援学校の施設整備(特別支援学校施設整備)

入学者の増加や地域的な課題に対応するため、横浜北部方面特別支援学校等の施設整備を進めるとともに、特別支援学校の耐震対策及び総合的

朽化対策を実施し、施設の長寿命化を図る。

県立高校改革に伴う施設整備（高校改革推進）

県立高校改革の推進を図るため、当該計画の進捗を見すえつつ、高校の適正配置などによる校舎の増改築や改修を実施する。

6 スケジュール

	第1期 (H28～31)	第2期 (H32～35)	第3期 (H36～39)
耐震対策	・小規模補強工事 ・大規模補強工事	・小規模補強工事	
老朽化対策	・耐震化と併せた施設長寿命化対策 ・老朽化緊急対策工事	・耐震化と併せた施設長寿命化対策 ・屋上防水、外壁改修、給排水管更新等施設長寿命化対策	・屋上防水、外壁改修、給排水管更新等施設長寿命化対策
トイレ環境改善	・便器の洋式化、給排水管更新等のトイレ環境改善	・便器の洋式化、給排水管更新等のトイレ環境改善	
特別支援学校施設整備	・横浜北部方面特別支援学校等の施設整備 ・小規模補強工事 ・老朽化緊急対策工事	・小規模補強工事 ・屋外防水、外壁改修、給排水管更新等施設長寿命化対策	・屋上防水、外壁改修、給排水管更新等施設長寿命化対策
高校改革推進	・校舎の増改築、改修	・校舎の増改築、改修	・校舎の増改築、改修

（出典：県立学校施設再整備計画（新まなびや計画））

2. 県立学校の概要

（1） 県立学校の概要

行政機構図で示したとおり、神奈川県内の県立学校は、高等学校が142校、中等教育学校が2校、特別支援学校が28校の計172校である。これらの県立学校に係る概要は次のとおりである。

ア 県立学校の生徒数、学級数、教職員数

県立学校の生徒数等は次のとおりである。なお、当該表は、県立高等学校の定時制及び通信制を含んでおらず、また、横浜市立、川崎市立、横須賀市立、藤沢市立

の特別支援学校を含んだものとなっている。

【図表 2-2-1 学校種別ごとの学校数、生徒数、学級数の推計】

区分		学校数	生徒数			学級数		
中等 教育 学校	28年度	校 2	人 1,920			学級 48		
	27年度	2	1,895			48		
	比較	0	25			0		
全日 制 県立 高等 学校	28年度	139	119,594			3,046		
	27年度	139	117,784			3,014		
	比較	0	1,810			32		
区分		学校数	幼児・児童・生徒数			学級数		
			小中学 部	高等部	計	小中学 部	高等部	計
特別 支援 学校	28年度	校 46	人 3,425	人 4,635	人 8,060	学級 1,214	学級 958	学級 2,172
	27年度	45	3,493	4,512	8,005	1,235	968	2,203
	比較	1	68	123	55	21	10	31

(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

県立学校の教職員数等は次のとおり。

【図表 2-2-2 神奈川県職員定数条例下の教育関係職員定数】

区分	28年度 条例 定数	27年度 条例 定数	増減員	増減員内訳				
				校長 教諭等	実習 助手等	事務 職員等	事務局 職員	
教育委員会 (学校以外の教育機関 を含む。)	人 776	人 800	人 24	人 -	人 -	人 -	人 24	
の教育 する 学校 の 所 管 に 属 す る 学 校 の 教 育 委 員 会	校長及び教員	12,339	12,382	43	45	2	-	-
	その他の職員	1,148	1,149	1	-	-	1	-
	小計	13,487	13,531	44	45	2	1	-
(校種別内訳)								

高等学校等	9,993	9,959	34	38	0	4	-
中等教育学校	48	48	0	0	0	0	-
高等学校	9,945	9,911	34	38	0	4	-
特別支援学校	3,494	3,572	78	83	2	3	-

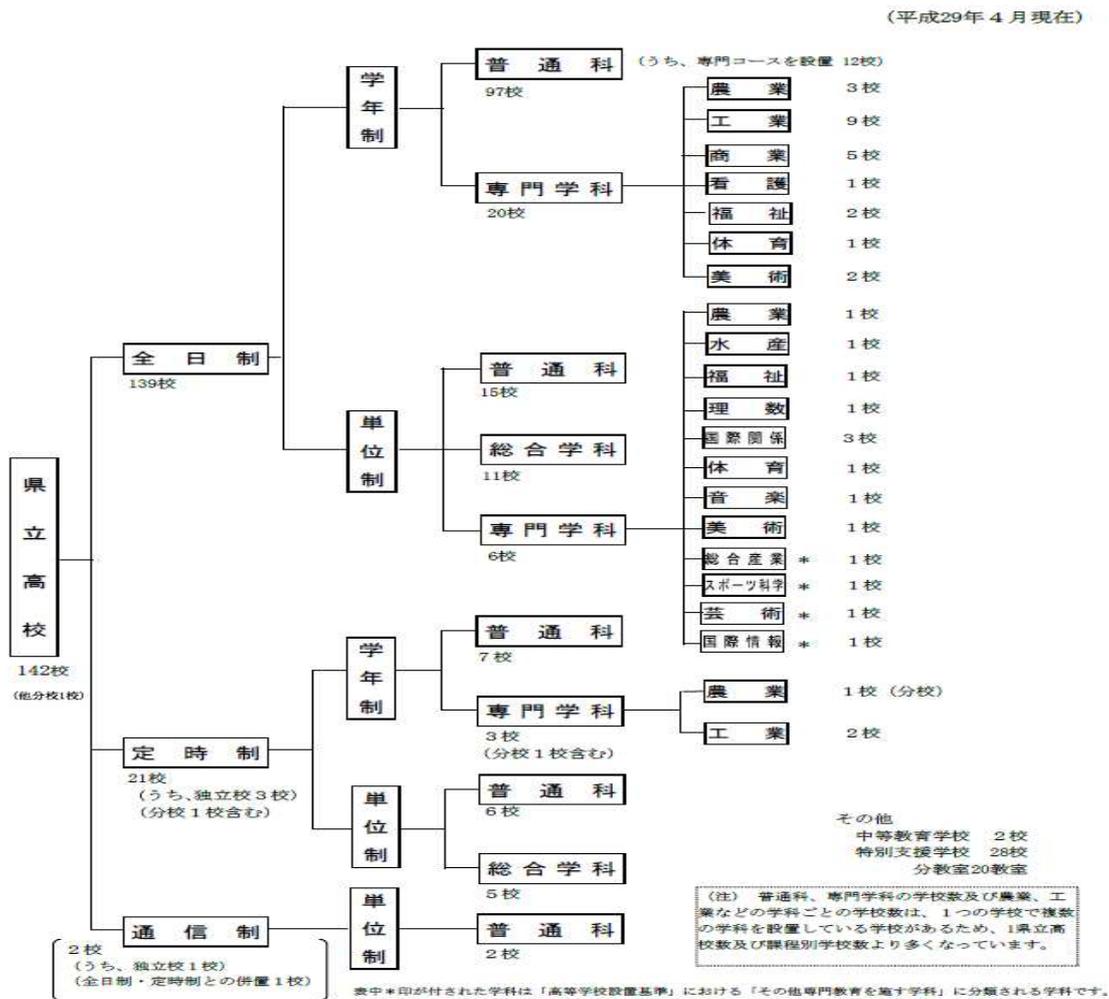
(注) 校長教諭等とは、校長・副校長・教頭・総括教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭、実習助手等とは、実習助手・寄宿舎指導員、事務職員等とは、事務職員・学校栄養職員・技術職員(船員)・技能職員をいう。

(出典：神奈川県教育委員会 平成 28 年度事務事業の概要)

イ 県立高校の一覧

県立高校が 142 校あることはすでに述べてきたところであるが、その課程別・学科別の学校数等は次のとおりである。

【図表 2 - 2 - 3 県立高校の課程別・学科別学校数及び設置状況】



(出典：神奈川県教育局提出資料)

県立高校 142 校及び分校 1 校の一覧は次のとおりである。

【図表 2 - 2 - 4 県立高等学校の一覧】

	学校名	課程	学科
1	鶴見	全日	普通
2	鶴見総合	全日単位	総合
3	神奈川工業	全日・定時	(全日)機械・建設・電気・デザイン (定時)機械・建設・電気
4	神奈川総合	全日単位	普通
5	横浜翠嵐	全日・定時	普通
6	城郷	全日	普通
7	横浜平沼	全日	普通
8	横浜緑ヶ丘	全日	普通
9	横浜立野	全日	普通
10	横浜清陵	全日単位	普通・総合
11	横浜国際	全日単位	国際・国際情報
12	横浜南陵	全日	普通
13	横浜明朋	定時単位	普通
14	永谷	全日	普通
15	光陵	全日	普通
16	商工	全日	総合技術・総合ビジネス
17	保土ヶ谷	全日	普通
18	希望ヶ丘	全日・定時	普通
19	二俣川看護福祉	全日	看護・福祉
20	旭	全日	普通
21	横浜旭陵	全日単位	普通
22	磯子工業	全日・ 定時単位	(全日)機械・電気・建設・化学 (定時単位)総合
23	磯子	全日	普通
24	氷取沢	全日	普通
25	金沢総合	全日単位	総合
26	釜利谷	全日	普通
27	港北	全日	普通
28	新羽	全日	普通

	学校名	課程	学科
29	岸根	全日	普通
30	霧が丘	全日	普通
31	白山	全日	普通・美術
32	市ヶ尾	全日	普通
33	田奈	全日	普通
34	元石川	全日	普通
35	川和	全日	普通
36	荏田	全日	普通
37	新栄	全日	普通
38	舞岡	全日	普通
39	横浜桜陽	全日単位	普通
40	上矢部	全日	普通・美術
41	柏陽	全日	普通
42	金井	全日	普通
43	横浜栄	全日単位	普通
44	松陽	全日	普通
45	横浜緑園	全日単位	普通・総合
46	横浜修悠館	通信単位	普通
47	瀬谷	全日	普通
48	瀬谷西	全日	普通
49	川崎	全日単位・ 定時単位	普通
50	大師	全日単位	普通・総合
51	川崎工科	全日	総合技術
52	新城	全日	普通
53	住吉	全日	普通
54	川崎北	全日	普通
55	多摩	全日	普通
56	向の岡工業	全日・ 定時単位	(全日)機械・電気・建設 (定時単位)総合
57	生田	全日	普通
58	百合丘	全日	普通
59	生田東	全日	普通

	学校名	課程	学科
60	菅	全日	普通
61	麻生総合	全日単位	総合
62	麻生	全日	普通
63	相原	全日	畜産科学・食品科学・環境緑地・総合ビジネス
64	橋本	全日	普通
65	相模原総合	全日単位	総合
66	城山	全日	普通
67	津久井	全日・定時	(全日)普通・福祉 (定時)普通
68	上溝	全日	普通
69	相模原	全日	普通
70	上溝南	全日	普通
71	弥栄	全日単位	普通・音楽・美術・スポーツ科学・国際・芸術・理数
72	相模田名	全日	普通
73	神奈川総合産業	全日単位・ 定時単位	(全日単位)総合産業 (定時単位)総合
74	麻溝台	全日	普通
75	上鶴間	全日	普通
76	相模原青陵	全日単位	普通
77	横須賀	全日・定時	普通
78	横須賀大津	全日	普通
79	横須賀工業	全日	機械・電気・化学
80	海洋科学	全日単位	海洋科学
81	追浜	全日・定時	普通
82	津久井浜	全日	普通
83	大楠	全日	普通
84	横須賀明光	全日単位	国際・福祉
85	平塚江南	全日	普通
86	平塚農業	全日	園芸科学・食品科学・農業総合
86-1	平塚農業初声分校	定時	園芸科学
87	平塚工科	全日	総合技術

	学校名	課程	学科
88	高浜	全日	普通
89	平塚商業	全日・ 定時単位	(全日)総合ビジネス (定時単位)総合
90	平塚湘風	全日単位	普通
91	鎌倉	全日	普通
92	七里ガ浜	全日	普通
93	大船	全日	普通
94	深沢	全日	普通
95	湘南	全日・ 定時単位	普通
96	藤沢西	全日	普通
97	藤沢工科	全日	総合技術
98	藤沢清流	全日単位	普通
99	藤沢総合	全日単位	総合
100	湘南台	全日	普通
101	小田原	全日単位・ 定時単位	普通
102	小田原東	全日	普通、総合ビジネス
103	西湘	全日	普通
104	小田原城北工業	全日・定時	(全日)機械・建設・電気・デザイン (定時)機械・電気
105	茅ヶ崎	全日・定時	普通
106	茅ヶ崎北陵	全日	普通
107	鶴嶺	全日	普通
108	茅ヶ崎西浜	全日	普通
109	逗子	全日	普通
110	逗葉	全日	普通
111	三浦臨海	全日単位	普通
112	秦野	全日	普通
113	秦野総合	全日単位・ 定時単位	総合
114	秦野曾屋	全日	普通
115	厚木	全日	普通

	学校名	課程	学科
116	厚木東	全日	普通
117	厚木商業	全日	総合ビジネス
118	厚木北	全日	普通・スポーツ科学
119	厚木清南	全日単位・ 定時単位・ 通信単位	普通
120	厚木西	全日	普通
121	大和	全日	普通
122	大和南	全日	普通
123	大和東	全日	普通
124	大和西	全日	普通
125	伊勢原	全日・定時	普通
126	伊志田	全日	普通
127	中央農業	全日	園芸科学・畜産科学・農業総合
128	海老名	全日	普通
129	有馬	全日	普通
130	座間	全日	普通
131	座間総合	全日単位	総合
132	相模向陽館	定時単位	普通
133	足柄	全日	普通
134	綾瀬	全日	普通
135	綾瀬西	全日	普通
136	寒川	全日	普通
137	大磯	全日	普通
138	二宮	全日	普通
139	大井	全日	普通
140	山北	全日	普通
141	吉田島	全日単位	都市農業・食品加工・環境緑地・総合
142	愛川	全日	普通

(出典：神奈川県 HP 公立学校名簿

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6561/p71260.html>)

県立高校改革実施計画（ 期）で示されている各取組みと関連する高校は次のとおり整理されている。

【図表 2-2-5 期に実施する指定校（予定）等の取組みについて】

指定		地域	横浜北東・川崎地域	横浜南西地域	横須賀三浦・湘南地域	中・県西地域	県央・相模原地域
教育課程研究開発校	新科目「公共」		城郷 新城	瀬谷西	湘南台	伊志田	上溝
	新たな学習評価		鶴見	光陵	茅ヶ崎北陵	大磯	海老名
授業力向上推進重点校			港北	松陽	七里ガ浜 藤沢清流	伊勢原	麻溝台
ICT利活用授業研究推進校			生田	横浜旭陵	横須賀大津	秦野	上鶴間 城山
プログラミング教育研究推進校			住吉	横浜緑ヶ丘	茅ヶ崎西浜	西湘	相模原総合
逆さま歴史教育にかかわる研究校			神奈川工業	舞岡	津久井浜	秦野曾屋	大和南
確かな学力育成推進校			菅	永谷	寒川	平塚湘風	津久井
学力向上進学重点校（エントリー校）			横浜翠嵐 川和 多摩	希望ヶ丘 横浜平沼 光陵 柏陽 横浜緑ヶ丘	横須賀 鎌倉 湘南 茅ヶ崎北陵	平塚江南 小田原	厚木 大和 相模原
理数教育推進校			多摩	希望ヶ丘	横須賀	平塚江南	相模原
グローバル教育研究推進校			神奈川総合	横浜平沼	横須賀明光 鎌倉	小田原	大和西
国際バカロレア認定推進校		横浜国際					
インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校3校）				茅ヶ崎	足柄	厚木西	
コミュニティ・スクール（28年度指定校5校）		岸根	釜利谷	逗子	小田原城北工業	愛川	
県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域		モデル地域					モデル地域

（出典：県立高校改革実施計画（ 期））

ウ 中等教育学校の一覧

神奈川県では、平成 21 年度に中等教育学校が 2 校設置・開校されている。設置の目的は次のとおりとされている。

- 6 年間の一貫した教育課程や学習環境の中で、多彩で豊かな教育内容の展開を通じて、個性や創造性の伸長を図る。
- これからの国際社会に対応する幅広い教養と社会性・独創性を備え、よりよい社会の構築に貢献する意欲や資質・能力を備えた人材を育成する。
- 学年の枠を超えた活動などを通じて、思いやりの心を持ち、自ら進んで未来を切り拓く意欲や行動力あふれる、豊かな人間性とリーダーシップを備えた人材を育成する。

【図表 2 - 2 - 6 中等教育学校の一覧】

	学校名	課程
1	相模原中等教育	前期・後期
2	平塚中等教育	前期・後期

(出典：神奈川県 HP 公立学校名簿

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6561/p19027.html>)

エ 県立特別支援学校の一覧

特別支援学校 28 校・分教室 20 教室の一覧は次のとおりである。

【図表 2 - 2 - 7 特別支援学校の一覧】

	学校名	部別
1	平塚盲学校	幼・小・中・高
2	平塚ろう学校	幼・小・中・高
3	鶴見養護学校	小・中・高(知的障害)
3-1	鶴見養護学校岸根分教室	高(知的障害)
4	横浜南養護学校	小・中・高(病弱)
5	保土ヶ谷養護学校	小・中・高(知的障害)
5-1	保土ヶ谷養護学校舞岡分教室	高(知的障害)
5-2	保土ヶ谷養護学校横浜平沼分教室	高(知的障害)
6	金沢養護学校	小・中・高 (知的障害・肢体不自由)
6-1	金沢養護学校氷取沢分教室	高(知的障害)
7	みどり養護学校	小・中・高(知的障害)
7-1	みどり養護学校新栄分教室	高(知的障害)

	学校名	部別
8	瀬谷養護学校	小・中・高（知的障害）
8-1	瀬谷養護学校大和東分教室	高（知的障害）
8-2	瀬谷養護学校大和南分教室	高（知的障害）
9	三ツ境養護学校	高（知的障害） 小・中・高（肢体不自由）
9-1	三ツ境養護学校瀬谷西分教室	高（知的障害）
10	中原養護学校	高（知的障害） 小・中・高（肢体不自由）
10-1	中原養護学校住吉分教室	高（知的障害）
11	高津養護学校	小・中・高（知的障害）
11-1	高津養護学校生田東分教室	高（知的障害）
11-2	高津養護学校川崎北分教室	高（知的障害）
12	麻生養護学校	小・中・高 （知的障害・肢体不自由）
12-1	麻生養護学校元石川分教室	高（知的障害）
13	津久井養護学校	小・中・高 （知的障害・肢体不自由）
14	相模原養護学校	小・中・高（知的障害）
14-1	相模原養護学校橋本分教室	高（知的障害）
15	岩戸養護学校	高（知的障害・肢体不自由）
16	武山養護学校	小・中・高 （知的障害・肢体不自由）
16-1	武山養護学校津久井浜分教室	高（知的障害）
17	平塚養護学校	小・中・高 （知的障害・肢体不自由）
18	湘南養護学校	小・中・高（知的障害）
19	鎌倉養護学校	高（知的障害） 小・中・高（肢体不自由）
19-1	鎌倉養護学校金井分教室	高（知的障害）
20	藤沢養護学校	小・中・高（知的障害）
20-1	藤沢養護学校鎌倉分教室	高（知的障害）
21	小田原養護学校	小・中・高 （知的障害・肢体不自由）

	学校名	部別
21-1	小田原養護学校大井分教室	高（知的障害）
22	茅ヶ崎養護学校	小・中・高 （知的障害・肢体不自由）
23	秦野養護学校	高（知的障害）
	（秦野市立末広小学校内）	小・中・高（病弱）
		小・中（知的障害）
24	伊勢原養護学校	小・中・高（知的障害）
24-1	伊勢原養護学校伊志田分教室	高（知的障害）
25	座間養護学校	高（知的障害）
		小・中・高（肢体不自由）
25-1	座間養護学校有馬分教室	高（知的障害）
25-2	座間養護学校相模向陽館分教室	高（知的障害）
26	相模原中央支援学校	幼・小・中（視覚障害・聴覚障害）
		小・中・高（知的障害・肢体不自由）
27	横浜ひなたやま支援学校	高（知的障害）
28	えびな支援学校	小・中・高 （知的障害・肢体不自由）

（出典：神奈川県 HP 公立学校名簿

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6561/p19028.html>）

(2) 監査対象学校の概要

ア 監査対象学校の選定方法

監査においては、県立学校における財務事務の執行状況を監査する目的で、県立高校、中等教育学校、特別支援学校の計 172 校の中から、一割弱にあたる 13 校の監査対象学校を選定して往査を実施した。

監査対象学校の選定にあたっては、地区、学校種別、学科や県立高校改革実施計画（期）における指定校をできるだけ幅広くカバーできるよう配慮した。

選定した監査対象学校は次のとおりである。

【図表 2-2-8 監査対象学校の一覧】

監査対象学校	
神奈川県立神奈川工業高等学校	神奈川県立横浜翠嵐高等学校
神奈川県立横浜国際高等学校	神奈川県立光陵高等学校
神奈川県立二俣川看護福祉高等学校	神奈川県立生田高等学校
神奈川県立相原高等学校	神奈川県立海洋科学高等学校
神奈川県立茅ヶ崎高等学校	神奈川県立中央農業高等学校
神奈川県立平塚中等教育学校	神奈川県立鶴見養護学校
神奈川県立相模原中央支援学校	

イ 各校の概要

(ア) 神奈川工業高等学校

1. 設置形態	
(1) 名称	神奈川県立神奈川工業高等学校
(2) 学校所在地	神奈川県横浜市神奈川区平川町 19 番地 1
(3) 課程・学科	全日制：機械科(6 学級)、建設科(6 学級)、電気科(9 学級)、デザイン科(3 学級) 定時制：機械科(8 学級)、建設科(4 学級)、電気科(4 学級)
(4) 学校規模	40 クラス
(5) 学期	3 学期制
2. 沿革の概要	
明治 44 年 4 月 27 日	文部省より神奈川県立工業学校の設置、開校を許可する旨告示される。
昭和 23 年 4 月 1 日	新制に移行し、神奈川県立神奈川工業高等学校と改

称する。

平成 7 年 3 月 1 日 全面改築により新校舎が竣工する。

平成 23 年 11 月 11 日 創立 100 周年記念式典を挙行。

3 . 行政コスト計算書 (平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日)

ア . 行政コスト (単位:千円、%)

区分		金額	構成比
支出	人件費	1,256,759	82.9%
	維持管理費	155,539	10.3%
	事業費	104,000	6.8%
	合計	1,516,298	

収入	使用料及び手数料	80,091	99.1%
	雑収入	747	0.9%
	合計	80,838	

イ . 公共資産 (単位:千円)

区分	金額
土地	6,037,314
建物	4,880,218

4 . 教育目的

本校は、教育基本法の精神に則り、学校教育法の定めるところに従って、高等学校普通教育及び工業に関する専門教育を施すことを目的とする。

5 . 教育目標

(全日制)

将来の国際社会で活躍するスペシャリストの育成をめざす

- ・ 確かな学力の向上と組織的な授業改善の推進、工業高校としての教育活動のさらなる向上を図る。
- ・ 社会的、職業的に自立することをめざした学校づくりに取り組み、社会に主体的にかかわろうとする意欲を高める教育に取り組む。
- ・ 生徒指導をしっかりと行い、健康で明るく豊かな社会性を持つ工業人を育てる。
- ・ キャリア教育と進路指導の充実を図る。

- ・不祥事防止に取り組み信頼される学校づくりを推進する。また、地域との連携を深め、学校防災力の向上にも努める。

(定時制)

人間性豊かな工業人の育成をめざす

- ・確かな学力の向上と組織的な授業改善の推進、定時制課程の工業高校としての教育活動のさらなる向上を図る。
- ・社会的、職業的に自立することをめざした学校づくりに取り組み、社会に主体的にかかわろうとする意欲を高める教育に取り組む。
- ・キャリア教育と進路指導の充実を図る。
- ・豊かな人間性や社会性を培う。
- ・不祥事防止に取り組み信頼される学校づくりを推進する。また、地域との連携を深め、学校防災力の向上にも努める。

6. 生徒数(全日制)

	1年			2年			3年			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
機械科	78	1	79	75	1	76	71	2	73	224	4	228
建設科計	59	19	78	63	13	76	61	12	73	183	44	227
電気科計	117	2	119	109	6	115	110	3	113	336	11	347
デザイン科	3	36	39	6	32	38	5	31	36	14	99	113
合計	257	58	315	253	52	305	247	48	295	757	158	915

生徒数(定時制)

	1年			2年			3年			4年			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
機械 A	24	0	24	15	0	15	24	0	24	12	1	13	75	1	76
機械 B	22	2	24	17	1	18	23	0	23	18	0	18	80	3	83
建設	25	3	28	20	0	20	21	0	21	14	2	16	80	5	85
電気	30	1	31	20	2	22	18	0	18	17	1	18	85	4	89
合計	101	6	107	72	3	75	86	0	86	61	4	65	320	13	333

7. 施設等

土地 26,323 m²

建物 31,069.37 m²

(出典：平成28年度 学校要覧を元に作成)

(イ) 横浜翠嵐高等学校

1. 設置形態

- (1)名称 神奈川県立横浜翠嵐高等学校
 (2)学校所在地 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町1番1号
 (3)課程 全日制：27学級、定時制：16学級
 (4)学科 普通科
 (5)学校規模 43クラス
 (6)学期 2学期制

2. 沿革の概要

- 大正2年3月17日 神奈川県立第二横浜中学校設立認可
 昭和25年4月1日 神奈川県立横浜翠嵐高等学校と改称
 昭和39年4月1日 定時制普通科設置
 平成元年10月31日 米国エレノア・ルーズベルト高校との姉妹校協定書調印
 平成26年11月4日 創立100周年記念式典・記念演奏会挙行

3. 行政コスト計算書（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

ア. 行政コスト（単位：千円、％）

区分		金額	構成比
支出	人件費	904,323	90.8%
	維持管理費	33,996	3.4%
	事業費	58,145	5.8%
	合計	996,464	

収入	使用料及び手数料	92,921	98.9%
	諸収入	1,026	1.1%
	合計	93,947	

イ. 公共資産（単位：千円）

区分	金額
土地	4,951,285
建物	600,800

4 . 教育目標

- (1) 人格を重んじ個性の伸長をはかる。
- (2) 円満な人格を育成し協調の精神を養う。
- (3) 日本国民としての自覚を喚起し進んで国際親善の精神を養う。
- (4) 公共の福祉と人類の幸福とに貢献する素地を作り上げる。
- (5) 真理と正義とを愛し民主的文化国家建設の基盤を築く。
- (6) 学問芸術に対する情熱を喚起しその充実をはかる。
- (7) 意志強固で実行力に富む人物をつくる。
- (8) 健康に留意し心身の調和的発達をはかる。
- (9) 勤労と責任とを重んじ自主・自律の習慣を身につける。
- (10) 明朗闊達で気品のある風格と豊かな情操とを養う。

5 . 生徒数 ((全日制 平成 28 年 5 月現在))

	1 年	2 年	3 年	計
男子	225	215	233	673
女子	142	143	126	411
合計	367	358	359	1,084

生徒数 (定時制 平成 28 年 5 月現在)

	1 年	2 年	3 年	4 年	計
男子	59	53	51	15	178
女子	33	29	35	23	120
合計	92	82	86	38	298

6 . 施設等

校地 38,753.15 m²

建物 13,142.36 m² (延面積)

プール (25m 6 コース)

(出典 : 平成 28 年度 学校要覧を元に作成)

(ウ) 横浜国際高等学校

1. 設置形態

- (1) 名称 神奈川県立横浜国際高等学校
 (2) 学校所在地 神奈川県横浜市南区六ツ川 1 丁目 731 番地
 (3) 課程 単位制による全日制の課程
 (4) 学科 国際情報科
 (5) 学校規模 17 学級
 (6) 学期 2 学期制

2. 沿革の概要

- 平成 19 年 11 月 1 日 神奈川県立横浜国際高等学校設置
 平成 22 年 3 月 25 日 東京外国語大学との高大連携事業の協定書調印

3. 行政コスト計算書（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

ア. 行政コスト（単位：千円、％）

区分		金額	構成比
支出	人件費	580,665	88.8%
	維持管理費	20,887	3.2%
	事業費	52,244	8.0%
	合計	653,796	

収入	使用料及び手数料	51,720	99.8%
	財産収入	4	0.1%
	その他	67	0.1%
	合計	51,791	

イ. 公共資産（単位：千円）

区分	金額
土地	1,381,521
建物	675,333

4. 教育目標

『社会のグローバル化に対応し、国際化、ICT化の進む日本社会、国際社会でリーダーとして活躍する人材を育成する』

5. 教育方針

- (1) 国際化の進展に対応し、国際社会で広く活躍するために、他者と積極的にコミュニケーションを取ることができる人材を育成する。
- (2) 多様な文化を理解し尊重する精神を身に付け、より平和な世界の構築を目指し、主体的に行動することのできる人材を育成する。
- (3) 他者に対する敬意と思いやりを持ち、深い知性、健康な身体と豊かな感情をバランスよく備えた人材を育成する。
- (4) 問題を多角的な視点から探求し、理性的・論理的に判断することのできる思考力と困難に挑戦する強い意志を備えた人材を育成する。
- (5) 多彩な学習経験を通じて多面的な知識を身に付け、常に改善の努力をすることにより、生涯にわたって学び続けることのできる人材を育成する。

6. 生徒数（全日制 平成 28 年 5 月現在）

	1 年	2 年	3 年	4 年	合計
男子	60	53	52	0	165
女子	176	145	186	1	508
合計	236	198	238	1	673

7. 施設等

敷地面積 33,137.94 m²

延べ床面積等 14,078 m²

（出典：平成 28 年度 学校要覧を元に作成）

（工）光陵高等学校

1. 設置形態

- (1) 名称 神奈川県立光陵高等学校
- (2) 学校所在地 神奈川県横浜市保土ヶ谷区権太坂 1 丁目 7 番 1 号
- (3) 課程 全日制の課程
- (4) 学科 普通科
- (5) 学校規模 24 クラス
- (6) 学期 2 学期制

2. 沿革の概要

昭和 41 年 1 月 1 日 県立横浜立野高校に山手分校設置

所在地は横浜市中区立野 64 番地
 昭和 43 年 3 月 26 日 条例により県立光陵高等学校と校名変更
 昭和 45 年 4 月 20 日 新校舎起工式 この日を開校記念日とする
 昭和 46 年 3 月 11 日 新校舎に移転（現在の住所）

3 . 行政コスト計算書（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

ア . 行政コスト（単位：千円、％）

区分		金額	構成比
支出	人件費	571,402	87.8%
	維持管理費	27,017	4.1%
	事業費	52,653	8.1%
	合計	651,072	

収入	使用料及び手数料	78,927	99.8%
	その他	192	0.2%
	合計	79,119	

イ . 公共資産（単位：千円）

区分	金額
土地	2,429,288
建物	430,085

4 . 教育方針

- (1) 豊かな教養と徳性の涵養につとめ、心身ともにねばり強い青年を育成する。
- (2) 基礎学力を充実するとともに、生徒一人一人の可能性を最大限のばすよう努力する。
- (3) 自主的にして積極的な学習態度を養う。
- (4) 誠実にして責任を重んじ、心ゆたかな人格を育成する。
- (5) 健康と安全の教育の徹底を期する。

5 . 教育目標

- (1) 変化の激しい時代に対応できるよう、生徒に高い目標を持たせ、自ら発見した課題を解決していく思考力や判断力を育む。
- (2) 高い進路目標を持つ生徒一人ひとりの進路実現に向けた支援を行うとともに、豊かな教養を身につけさせ、次代を担う心やさしき社会のリーダーとな

る力を育成する。

- (3) 部活動や学校行事をさらに充実させ、豊かな人格形成に努める。
- (4) 横浜国立大学及び横浜国立大学教育人間科学部附属横浜中学校との連携を一層深め、中・高・大の連携型教育の検討を進展させる。
- (5) 教職員一人ひとり、また教職員集団として授業改善に努め、成果を広く発信する。

6．生徒数（全日制 平成 28 年 5 月現在）

	1 年	2 年	3 年	合計
男子	149	165	167	481
女子	170	153	146	469
合計	319	318	313	950

7．施設等

敷地面積 31,495 m²

校舎 延床面積等 11,538 m²

（出典：平成 28 年度 学校要覧を元に作成）

（オ）二俣川看護福祉高等学校

1．設置形態

- (1) 名称 神奈川県立二俣川看護福祉高等学校
- (2) 学校所在地 神奈川県横浜市旭区中尾一丁目 5 番 1 号
- (3) 課程 全日制の課程
- (4) 学科 看護科・福祉科
- (5) 学校規模 12 クラス
- (6) 学期 2 学期制

2．沿革の概要

- 昭和 38 年 12 月 28 日 神奈川県立二俣川高等学校認知許可
- 昭和 39 年 4 月 1 日 文部省から保健婦助産婦看護婦法第 22 条第 1 号の学校として指定される
- 平成 12 年 4 月 1 日 衛生看護科 1 学級を福祉科に改編する
- 平成 13 年 5 月 1 日 文部科学省の教育課程のための研究開発学校の指定を受ける（平成 13 年～15 年）

平成 15 年 4 月 1 日

校名を神奈川県立二俣川看護福祉高等学校と改める

3 . 行政コスト計算書 (平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日)

ア . 行政コスト (単位:千円、%)

区分		金額	構成比
支出	人件費	442,471	87.9%
	維持管理費	18,360	3.6%
	事業費	42,636	8.5%
	合計	503,467	

収入	使用料及び手数料	36,496	95.2%
	財産収入	1,791	4.7%
	その他	61	0.1%
	合計	38,348	

イ . 公共資産 (単位:千円)

区分	金額
土地	3,903,967
建物	283,748

4 . 教育目標

教育基本法、学校教育法に則り、高等学校普通教育および看護・福祉に関する専門教育を施すことにより有為な人間を育成する。

5 . 教育方針

看護・福祉の社会的意義を理解させるとともに、人間性涵養のため次のことに努める。

1. 心身の健康 品性を高め、常に強健な身体を保持し、明朗にして心豊かな人間性を養う。
2. 責任と協調 自己の責任を果たすとともに、平等な愛と協力を惜しまない態度を身につける。
3. 奉仕と勤勉 奉仕と勤労をいとわぬ精神を培う。

6 . 生徒数 (全日制 平成 28 年 5 月現在)

	1 年	2 年	3 年	合計
計	156	152	148	456

7 . 施設等

校地 35,216 . 88 m²

校舎 8,831 . 80 m²

(出典 : 平成 28 年度 学校要覧を元に作成)

(力) 生田高等学校

1 . 設置形態

- (1) 名称 神奈川県立生田高等学校
 (2) 学校所在地 神奈川県川崎市多摩区長沢 3 丁目 17 番 1 号
 (3) 課程 全日制の課程
 (4) 学科 普通科
 (5) 学校規模 28 クラス

2 . 沿革の概要

- 昭和 43 年 10 月 16 日 神奈川県立川崎方面高等学校設立準備開始
 校名を神奈川県立生田高等学校と内示
 平成 10 年 4 月 1 日 自然科学コース設置

3 . 行政コスト計算書 (平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日)

ア . 行政コスト (単位 : 千円、 %)

区分		金額	構成比
支出	人件費	635,387	87.9%
	維持管理費	24,842	3.4%
	事業費	62,661	8.7%
	合計	722,890	

収入	使用料及び手数料	85,374	99.5%
	諸収入	430	0.5%
	合計	85,804	

イ．公共資産（単位：千円）

区分	金額
土地	4,439,798
建物	630,685

4．教育方針

- (1) 基本的な生活習慣を養い、規律ある学校生活の確立をはかる。
- (2) 自主的・主体的な生徒の活動を促進することにより、学校生活の活性化をはかる。
- (3) 充実した授業の実施に努め、生徒の学習意欲を喚起して、学力の向上をはかる。

5．教育目標

- (1) 心身ともに健康で、個性の伸長に努力する人間を育成する。
- (2) 真理を愛し、自主性に富み、文化の創造に寄与する人間を育成する。
- (3) 責任を重んじ、相互に尊重しあって、民主的な社会の発展に協力する人間を育成する。

6．生徒数（全日制 平成 28 年 5 月現在）

	1 年	2 年	3 年	合計
男子	208	205	217	630
女子	149	152	139	440
合計	357	357	356	1,070

7．施設等

校地面積 38,590.16 m²

施設面積 13,106.00 m²

グラウンド、25m プール、テニスコート 2 面、バレーコート 2 面、多目的コート、自転車置場等

（出典：平成 28 年度 学校要覧を元に作成）

(キ) 相原高等学校

1. 設置形態

- (1)名称 神奈川県立相原高等学校
 (2)学校所在地 神奈川県相模原市緑区橋本 2-1-58
 (3)課程 全日制の課程
 (4)学科 農業科・商業科
 (5)学校規模 18 クラス
 (6)学期 3 学期制

2. 沿革の概要

- 大正 11 年 10 月 24 日 神奈川県立農蚕学校の設立が文部大臣より認可
 大正 12 年 4 月 16 日 開校 農業科、蚕業科設置、専修科付設
 昭和 24 年 4 月 1 日 普通科設置
 昭和 29 年 2 月 1 日 神奈川県立相原高等学校と改称
 平成 2 年 4 月 1 日 学科改編 畜産科学科・食品科学科・環境土木科設置
 平成 25 年 4 月 1 日 学科改編 環境緑地科・総合ビジネス科設置

3. 行政コスト計算書（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

ア. 行政コスト（単位：千円、％）

区分		金額	構成比
支出	人件費	678,158	87.2%
	維持管理費	31,110	4.0%
	事業費	68,824	8.8%
	合計	778,092	

収入	使用料及び手数料	101,960	93.1%
	財産収入	7,453	6.8%
	その他	114	0.1%
	合計	109,533	

イ. 公共資産（単位：千円）

区分	金額
土地	14,459,647
建物	810,107

4. 教育目標

日本国憲法及び教育基本法、学校教育法に基づき高等学校普通教育及び農業、商業に関する専門教育を行うことを目的とする。

- (1) 農業に関する学科は、必要な科学的技術と経営能力を養うとともに、基礎的な知識と技術を習得させ、応用能力のある技術者として役立つ人材を育成する。
- (2) 商業に関する学科は、広く商業の各分野に従事するのに必要な知識と技術を習得させ、産業の発展に寄与できる人材を育成する。
- (3) 学科相互の立場を理解しあい、専門高等学校としての長所を生かすとともに、豊かな情操と高い教養を養う。
- (4) 民主国家の国民として遵法精神にのっとり、生徒心得をよく守り、善良な校風を樹立する。
- (5) 保健教育を充実し、体力の増進を図る。

5. 教育方針

学校生活を通して、自他を敬愛し、豊かな個性と自主的精神に充ちた国家社会に有為な形成者となるようきめ細かい指導に努める

6. 生徒数（全日制 平成 28 年 5 月現在）

科・男・女		1 年			2 年			3 年			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
農業科	畜産科学科	8	32	40	12	28	40	10	30	40	30	90	120
	食品科学科	14	25	39	13	27	40	4	37	41	31	89	120
	環境緑地科	23	16	39	19	18	37	16	22	38	58	56	114
	計	45	73	118	44	73	117	30	89	119	119	235	354
総合ビジネス科		36	82	118	38	79	117	32	86	118	106	247	353
合計		81	155	236	82	152	234	62	175	237	225	482	707

7. 施設等

敷地面積 97,700.32 m²

校舎 延床面積 13,706.39 m²

（出典：平成 28 年度 学校要覧を元に作成）

(ク) 海洋科学高等学校

1. 設置形態

- (1)名称 神奈川県立海洋科学高等学校
 (2)学校所在地 神奈川県横須賀市長坂 1-2-1
 (3)課程 単位制による全日制の課程
 (4)学科 海洋科学科 一般コース及び船舶運航コース
 (5)専攻科 漁業生産科、水産工学科、情報通信科
 (6)学校規模 本科 480 名(12 学級規模) 専攻科 60 名(6 学級)
 (7)修業年限 本科 3 年(在学年限は原則として 6 年) 専攻科 2 年
 (8)学期 2 学期制(学期ごとの分割履修と修得単位の認定を実施)
 (9)履修形態 水産・海洋に関する基礎知識を履修した上で、各自の進路希望や特性、興味・関心に基づく科目を選択して学習

2. 沿革の概要

平成 20 年 4 月 神奈川県立三崎水産高等学校は改編して神奈川県立海洋科学高等学校となる

3. 行政コスト計算書(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

ア. 行政コスト(単位:千円、%)

区分		金額	構成比
支出	人件費	889,021	81.4%
	維持管理費	24,197	2.2%
	事業費	178,406	16.4%
	合計	1,091,624	

収入	使用料及び手数料	41,377	73.7%
	財産収入	14,336	25.5%
	その他	438	0.8%
	合計	56,151	

イ. 公共資産(単位:千円)

区分	金額
土地	2,690,253
建物	1,108,467

3. 教育方針

(1) スペシャリストの基礎

海洋をとりまく社会や産業の多様化・国際化に対応し、海洋科学に関して幅広く学び、高度な教育につなげる大学などへの進学を視野に入れ、スペシャリストの基礎や将来海洋関連産業で活躍できる人材を育成する。

(1) キャリア教育と生きる力

自己の理解、自立意識の涵養（かんよう）、自己の可能性を開拓するといった、一人ひとりに応じたキャリア教育を推進するとともに、生きる力を育成する。

(2) 自律性と心豊かな人間性

海洋を学びの場とし、海洋におけるさまざまな体験学習や学校生活などにおいて、きめ細やかな教育展開により協調性、自律性、心豊かな人間性、望ましい社会性を育成する。

4. 生徒数（全日制 平成 28 年 5 月現在）

コース	本科				専攻科			
	1 年	2 年	3 年	合計	科	専 1 年	専 2 年	合計
一般 コース	118 (13)	110 (19)	107 (22)	335 (54)	漁業生産科	10	11 (1)	21 (1)
船舶運航 コース	36 (4)	38	37 (2)	111 (6)	水産工学科	10	6	16
					情報通信科	10 (2)	7	17 (2)
合計	154 (17)	148 (19)	144 (24)	446 (60)				54 (3)

() 内は女子数

5. 施設等

ア. 本校	イ. 長井海洋実習場	ウ. 船舶
敷地 40,916.2 m ² 建物 13,349.77 m ²	敷地 1,652 m ² 建物 1,039.82 m ²	大型実習船 湘南丸 小型実習船 わかしお

(出典：平成 28 年度 学校要覧を元に作成)

(ケ) 茅ヶ崎高等学校

1. 設置形態

- (1) 名称 神奈川県立茅ヶ崎高等学校
 (2) 学校所在地 神奈川県茅ヶ崎市本村 3 丁目 4 番 1 号
 (3) 課程 全日制と定時制の課程
 (4) 学科 普通科
 (5) 学校規模 38 クラス(全日制 27 学級、定時制 11 学級)
 (6) 学期 3 学期制

2. 沿革の概要

- 昭和 23 年 4 月 1 日 茅ヶ崎市立茅ヶ崎高等学校設置
 昭和 26 年 4 月 1 日 県移管 校名を神奈川県立茅ヶ崎高等学校と改称

3. 行政コスト計算書(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

ア. 行政コスト(単位:千円、%)

区分		金額	構成比
支出	人件費	847,561	87.6%
	維持管理費	30,617	3.2%
	事業費	89,319	9.2%
	合計	967,497	

収入	使用料及び手数料	88,103	96.2%
	財産収入	2,976	3.2%
	その他	536	0.6%
	合計	91,615	

イ. 公共資産(単位:千円)

区分	金額
土地	5,343,682
建物	688,583

4. 教育方針

民主的な社会の形成者として必要な資質の向上をはかり、心身共に健康な教養ある人物の育成につとめる。

5 . 生徒数（全日制 平成 28 年 5 月現在）

	1 年	2 年	3 年	合計
男子	175	161	166	502
女子	186	196	191	573
合計	361	357	357	1,075

生徒数（定時制 平成 28 年 5 月現在）

	1 年	2 年	3 年	4 年	合計
男子	23	18	21	30	92
女子	23	13	12	11	59
合計	46	31	33	41	151

（出典：平成 28 年度 学校要覧を元に作成）

（コ）中央農業高等学校

1 . 設置形態

- (1) 名称 神奈川県立中央農業高等学校
 (2) 学校所在地 神奈川県海老名市中新田四丁目 12 番 1 号
 (3) 課程 全日制
 (4) 学科 園芸科学科 畜産科学科 農業総合科
 (5) 学校規模 15 クラス
 (6) 学期 3 学期制

2 . 沿革の概要

- 明治 39 年 3 月 26 日 愛甲郡立農業補習学校設立認可
 明治 39 年 4 月 1 日 愛甲郡荻野村法界寺に開校
 昭和 23 年 4 月 1 日 神奈川県立愛甲農業高等学校となり全日制農業科、
 定時制農業科および併設中学校を設置
 昭和 40 年 3 月 31 日 神奈川県立愛甲農業高等学校廃止
 昭和 40 年 4 月 1 日 神奈川県立中央農業高等学校開校、園芸科、畜産科、
 生活科を設置

3. 行政コスト計算書（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

ア. 行政コスト（単位：千円、％）

区分		金額	構成比
支出	人件費	592,301	84.6%
	維持管理費	32,035	4.6%
	事業費	75,385	10.8%
	合計	699,721	

収入	財産収入	19,999	30.2%
	使用料及び手数料	46,095	69.6%
	その他	98	0.2%
	合計	66,192	

イ. 公共資産（単位：千円）

区分	金額
土地	5,991,098
建物	857,908

4. 教育方針

全日制専門学科の高校として、高等学校普通教育及び農業に関する専門教育を行い、生徒ひとり一人の個性を伸ばし、地域社会・産業の発展に貢献するスペシャリストを育成する。

5. 学校教育目標

《学力・農業専門性の向上》

幅広い教養と農業の専門知識・技能を身につけ、主体的に学習に取り組む態度を育成する。

《体験重視の教育》

实际的、体験的な学習を重視し、地域社会の発展に貢献するスペシャリストを育成する。

《自立した学習者の育成》

心身をつよくして、豊かな人間性を培い、社会的・職業的に自立した学習者を育成する。

《いのちを尊重する教育》

いのちを尊び、自然を大切にし、思いやりをもって誠実に行動する態度を育

成する。

6. 各学科の指導目標

《園芸科学科》

草花・野菜・果樹の栽培管理技術や経営能力を身につけた農業経営者及び園芸植物の利用技術を生かした関連産業に従事する技術者を養成する。

都市緑化に関わる造園技術者や緑化材料の生産及び自然保護に貢献しようとする技術者を養成する。

《畜産科学科》

家畜の生理・生態を理解させ、その基礎にたつて飼育管理技術と経営能力を身につけた自営者及び関連産業に従事する技術者を養成する。

《農業総合科》

食品の加工や農畜産物の生産・流通・販売に関する知識・技術を取得させ、これらの業務に従事する技術者を養成する。

7. 生徒数（全日制 平成 28 年 5 月現在）

学年	1 年					2 年					3 年					総計				
	組	A	B	C	D	E	計	1	2	3	4	5	計	1	2		3	4	5	計
学科	ミックスクラス 編成 (学科混合編成)					計	園 芸 科 学	畜 産 科 学	農 業 総 合	計	園 芸 科 学	畜 産 科 学	農 業 総 合	計						
男	17	17	16	17	16	83	18	18	8	14	15	73	21	22	12	13	12	80	236	
女	22	22	23	22	23	112	19	19	30	25	23	116	18	17	26	25	26	112	340	
合計	39	39	39	39	39	195	37	37	38	39	38	189	39	39	38	38	38	192	576	

8. 施設等

敷地 114,333.76 m²

建物 19,138.72 m²

(出典：平成 28 年度 学校要覧を元に作成)

(サ) 平塚中等教育学校

1. 設置形態

- (1) 名称 神奈川県立平塚中等教育学校
 (2) 学校所在地 神奈川県平塚市大原 1 番 13 号
 (3) 課程 全日制の課程
 (4) 学科 普通科
 (5) 学校規模 24 クラス
 (6) 学期 2 学期制

2. 沿革の概要

- 平成 20 年 11 月 1 日 神奈川県立平塚中等教育学校設立告示
 平成 21 年 4 月 1 日 開校

3. 行政コスト計算書 (平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日)

ア. 行政コスト (単位: 千円、%)

区分		金額	構成比
支出	人件費	665,248	89.6%
	維持管理費	38,533	5.2%
	事業費	38,411	5.2%
	合計	742,192	

収入	使用料及び手数料	37,307	93.7%
	財産収入	2,263	5.7%
	その他	262	0.6%
	合計	39,832	

イ. 公共資産 (単位: 千円)

区分	金額
土地	3,103,642
建物	629,242

4. 教育理念

3つのL

- 生きる (Live) ~ 深い洞察と鋭い感性 ~
 慈しむ (Love) ~ 高い志と豊かな人間性 ~

学ぶ(Learn) ~ 幅広い教養と光る知性 ~

「自らの健康や他者の生命・人権を尊重し、広く社会に貢献してほしい」

「郷土かながわを慈しみ、国際社会に羽ばたいてほしい」

「自ら学び、考え、決断し、行動する力を身につけてほしい」

5 . 生徒数 (全日制 平成 28 年 5 月現在)

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
男子	80	80	80	79	79	76	474
女子	80	79	80	78	77	75	469
合計	160	159	160	157	156	151	943

6 . 施設等

ア . 施設面積 33,551 m²

イ . 建物 15,891 m²

(ア) 管理等、教室棟 11,457 m²

(イ) 体育館、格技場 3,377 m²

(ウ) 駐輪場等 1,057 m²

ウ . プール(25m × 13m) 664 m²

エ . グラウンド 11,535 m²

オ . テニスコート (3 面) 1,809 m²

(出典 : 平成 28 年度 学校要覧を元に作成)

(シ) 鶴見養護学校

1. 設置形態

- (1) 名称 神奈川県立鶴見養護学校
- (2) 学校所在地 本校：神奈川県横浜市鶴見区駒岡 4 丁目 40 番 1 号
岸根分教室：神奈川県横浜市港北区岸根町 370 番地

2. 沿革の概要

- 昭和 55 年 1 月 1 日 昭和 54 年神奈川県条例第 48 号により神奈川県立鶴見養護学校設置
- 平成 10 年 4 月 1 日 盲・聾・養護学校同和教育研究校を委託される
- 平成 17 年 4 月 1 日 神奈川県立岸根高等学校内に分教室を開設する

3. 行政コスト計算書（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

ア. 行政コスト（単位：千円、％）

区分		金額	構成比
支出	人件費	1,165,753	93.7%
	維持管理費	27,731	2.2%
	事業費	51,076	4.1%
	合計	1,244,560	

収入	使用料及び手数料	28	36.8%
	諸収入	48	63.2%
	合計	76	

イ. 公共資産（単位：千円）

区分	金額
土地	1,349,288
建物	388,697

4. 教育方針

明るく、元気で生きる力を持った児童生徒の育成に努める。

1. 健康を育み、体力をつける。（身体的成長）
2. 人を思いやる心、感動する心など豊かな人間性を育てる。（精神的成長）
3. 自ら考え、行動する力を養う。（社会的成長）

小学部

健康や安全への関心を持ち、元気な子どもを育てる。

学習やあそびに意欲的に取り組む子どもに育てる。

友だちや教師との豊かなかかわりを持てる子どもに育てる。

身の回りのことを自分でできる子どもに育てる。

将来や社会での生活に適應できるための力の基礎を育てる。

中学部

元気なからだをつくり、しなやかな心を培う

人との関わりにつながる適應力、生活力を育てる

友だちと協力し、集団の中で生き生きと活動できる力を養う

役割や課題を意識し、積極的にものごとに取り組む気持ちを育てる

自ら考え、主体的に行動する力を育てる

高等部

「自分らしく豊かに生きる青年」の育成に努める

自ら選択し、自ら行動できる力を育てる

地域の人々と積極的に関わる力を養う

社会人として豊かな活動ができる力を養う

基礎学力を伸ばす

分教室

豊かな社会生活を過ごすための力を育む

長所を伸ばし自己肯定感を育てる

経験を通し自己選択、自己決定、自己実現の力を養う

同年代との関わりから築かれる人間関係の形成力を伸ばす

将来の社会的自立に向けた力を養う

社会的マナーを育成する

経験を通して社会的スキルを習得させる

卒業後の自分の生活についてイメージを育てる

5. 生徒数（平成 28 年 5 月現在）

小学部

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
男子	8	5	8	9	5	9	44

女子	2	2	3	2	4	2	15
合計	10	7	11	11	9	11	59

中学部

	1年	2年	3年	合計
男子	12	8	9	29
女子	1	6	4	11
合計	13	14	13	40

高等部

	1年	2年	3年	合計
男子	39	30	29	98
女子	12	15	15	42
合計	51	45	44	140

(出典：平成 28 年度 学校要覧を元に作成)

(ス) 相模原中央支援学校

1. 設置形態

- (1) 名称 神奈川県立相模原中央支援学校
(2) 学校所在地 神奈川県相模原市中央区高根 1-5-36
(3) 部門・学部 小学部(知的・肢体)、中学部(知的・肢体)、高等部(知的・肢体)、視聴障害教育部門、聴覚障害教育部門

2. 沿革の概要

- 平成 22 年 11 月 1 日 神奈川県立相模原中央支援学校条例設置
平成 23 年 4 月 1 日 開校記念日

3. 行政コスト計算書(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

ア. 行政コスト(単位:千円、%)

区分		金額	構成比
支出	人件費	1,627,360	90.7%
	維持管理費	71,106	4.0%
	事業費	95,533	5.3%
	合計	1,793,999	
収入	使用料及び手数料	26	53.1%

	諸収入	23	46.9%
	合計	49	

イ．公共資産（単位：千円）

区分	金額
土地	2,494,537
建物	3,109,119

3．使命

子どもの自立と社会参加を支援する

・子ども一人ひとりが自立できるように、個々の子どもの持てる能力を最大限に伸ばし、社会参加できるように支援する。

地域とともに共生社会づくりを推進する

・地域の方々と一緒に、障害のある人も無い人も共に暮らす社会づくりをすすめる。

4．生徒数（平成 28 年 5 月現在）

小学部

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
男子	11	11	9	10	9	6	56
女子	5(1)	10(2)	8(2)	2	3(1)	10(1)	38(4)
合計	16(1)	21(2)	17(2)	12	12(1)	16(1)	94(4)

中学部

	1 年	2 年	3 年	合計
男子	5(1)	13	11	29(1)
女子	6(1)	9(1)	11	26(2)
合計	11(2)	22(1)	22	55(3)

高等部

	1 年	2 年	3 年	合計
男子	31	29	33	93
女子	11	16	10	37
合計	42	45	43	130

小中学部の()内は訪問教育の人数

(出典：平成 28 年度 学校要覧を元に作成)

第3 監査の結果及び意見

1. 県立高校改革計画

ア 概要

神奈川県教育委員会では、平成27年1月に「県立高校改革基本計画」を策定し、活力ある魅力にあふれた高校づくりに向けた改革のコンセプトとして、「生徒の学びと成長にとって何が必要かという視点を最優先とする（スチューデント・ファースト）」という基本的な考え方に立って、全ての県立高校で改革に取り組むこととした。

「県立高校改革実施計画」（平成28年1月策定）は、基本計画に基づく改革の実現に向けて、中長期（概ね15年）を展望した県立高校改革に取り組むうえでの教育内容・方法、学校経営、そして県立高校の再編・統合に係る具体的な計画として策定したものである。

実施計画の計画期間は、平成28年度を初年度として平成39年度を目途に12年間（期～期）としている。

実施計画は、計画期間の全体にわたる改革内容を示すとともに、今後の展望を明らかにした「実施計画（全体）」と、改革の計画期間を分割して具体的に取り組む施策内容や再編・統合の対象校を示す期別の「実施計画（期）」～「実施計画（期）」とにより構成されている。

「実施計画（期）」は、平成28年度から平成31年度までの4年間とし、「実施計画（期）」については平成30年度を目途に、「実施計画（期）」については平成34年度を目途に策定することとされている。

イ 結果及び意見

（意見事項1）実施計画における具体的な目標（計画）の設定

【現状及び課題】

「実施計画（期）」では、平成28年度から平成31年度にわたる目標（計画）を示した工程表が記載されている。しかし、目標（計画）として示されている項目の中には、学校規模の適正化などの取組みのように具体的な目標（計画）が示されているものもあるが、具体的な数値化が可能であると思われるにもかかわらず、数値化されていない項目が見受けられる。

例えば、「英語資格の検定試験の活用」では、「実施計画（期）」において具体的な数値目標は示されていないが、「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略附属資料数値目標・KPI一覧表」では、英検準2級以上の英語力を有する県立高校生の割合を平成31年度に55%とする目標が示されている。

【意見】

実施計画においては、PDCA サイクルを回して適切に計画の管理を行うこと、すなわち、計画の遂行状況を適切にモニタリングし、計画を適切に実行するとともに、計画の見直しにつなげていくことが必要である。この観点から考えると、目標（計画）については、なるべく具体的にしておくこと、すなわち数値化が可能な項目については数値化しておくことが望ましいと考える。

（意見事項 2）進捗管理における検証方法および検証時期

【現状及び課題】

計画実施の実効性を高めるには、計画を策定した時点でその実施状況についての検証方法、及びその時期を具体的に定めておくことが望ましい。

「実施計画（全体）」では、「実施計画（ 期）」については、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間とし、「実施計画（ 期）」については平成 30 年度を目途に、「実施計画（ 期）」については平成 34 年度を目途に策定する」と記載されており、計画の策定期間は明らかにされている。

しかしながら、「実施計画（全体）」については、今後の社会状況の変化や、 期、 期の期別の進捗状況の検証結果に基づき、「実施計画（ 期）」の策定期間に必要な見直しを図ることとしているだけで、それぞれの計画の実施状況の具体的な検証時期が決められていなかった。また、計画を策定した時点では、検証の方法が具体的に定められていなかった。

【意見】

計画実施状況の検証方法には、他ですでに具体的な数値目標が設定されているものや、具体的な数値目標の設定が可能なものについては、実績数値の把握方法、定性的な項目については関係者へのアンケートなどが考えられる。

進捗管理を適切に行うためには、実施状況を適切に検証することが必要であり、計画策定期間に実施状況の検証時期、方法を定めておいた方が望ましかったと考える。

2. 施設管理（修繕工事）

ア 概要

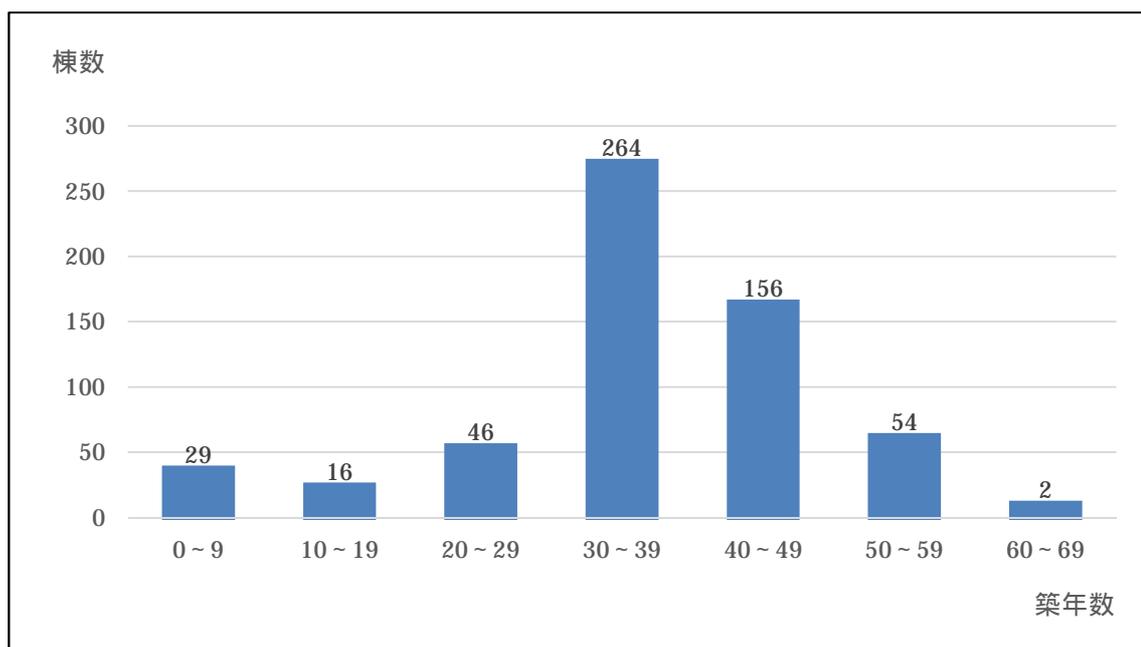
高等学校、特別支援学校は、生徒・児童が一日の大半の時間を過ごす場所であり、また、通常は特定の短期間（3 年～6 年）しか在籍しないものであるからこそ、学校施設について、安全面や衛生面などの環境を整えることは重要な課題の一つである。

すでに述べたとおり、神奈川県では、昭和 40 年代から昭和 60 年代にかけて、「高

校百校新設計画」に基づく学校施設の整備が集中的に行われた。また、厳しい財政状況の下、平成 14 年に策定された「神奈川県県有施設長寿命化指針」において、老朽化した施設については、従来の建替新築ではなく、予防保全措置等の適切な維持管理を実施することによって長寿命化を図ることとされた。

そのため、神奈川県の学校施設の多くは築年数 30 年を経過しており、築年数 30 年以上の建物棟数（476 棟）が、学校施設全体（567 棟）の約 85%を占めている。

【図表 2-1-24 教育施設（校舎等）の築年数（2017 年 3 月末現在）】（再掲）



（出典：神奈川県教育局提出資料を集計）

また、多くの施設が昭和 56 年の耐震基準改正前に建てられていることもあり、平成 29 年 7 月 7 日に文部科学省から公表された「平成 29 年度公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査結果」において、神奈川県は、公立高等学校の耐震化率が全国最下位、公立特別支援学校の耐震化率が全国 46 位という状況になっている。

【図表 2-1-25 県立高等学校等の耐震改修状況(平成 29 年 4 月 1 日現在)】（再掲）

	公立高等学校			公立特別支援学校			
	全棟数	耐震性の ない建物	耐震化率	全棟数	耐震性の ない建物	耐震化率	
神奈川県	883	209	76.3%	194	12	93.8%	
（設置者）	神奈川県	789	209	73.5%	140	12	91.4%
	横浜市	66	0	100.0%	38	0	100.0%
	川崎市	21	0	100.0%	9	0	100.0%

別	横須賀市	7	0	100.0%	5	0	100.0%
	藤沢市	-	-	-	2	0	100.0%
全国		29,382	619	97.9%	5,814	35	99.4%

(出典：公立学校施設の耐震改修状況の平成 29 年度調査結果(文部科学省))

これらを踏まえ、神奈川県では、学校施設の耐震対策・老朽化対策、トイレの環境整備等の整備に取り組むために「新まなびや計画」を策定している。

施設の予防保全措置や老朽化対策は主に日常的な維持管理業務のほか、適時の修繕工事によって行われる。神奈川県教育委員会では、修繕工事は適時の対応が重視されることから、保全管理業務として調査・設計・契約・工事監理・検査等を外部業者に包括契約で委託している。

【図表 3-2-1 保全管理業務の包括契約状況】

(単位：円)

年度	区分 (*1)	契約額	契約額 (年度合計) (*2)	業者
28年度	高校等	1,577,662,692	2,004,010,994	綜企画設計
	特別支援学校等	426,348,302		かながわ土地建物保全協会
27年度	高校等	891,808,920	1,239,833,520	綜企画設計
	特別支援学校等	348,024,600		綜企画設計
26年度	東地区	523,800,000	1,098,360,000	綜企画設計
	西地区	574,560,000		綜企画設計
25年度	東地区	408,450,000	950,644,800	青葉忠之建設設計事務所
	西地区	542,194,800		かながわ土地建物保全協会

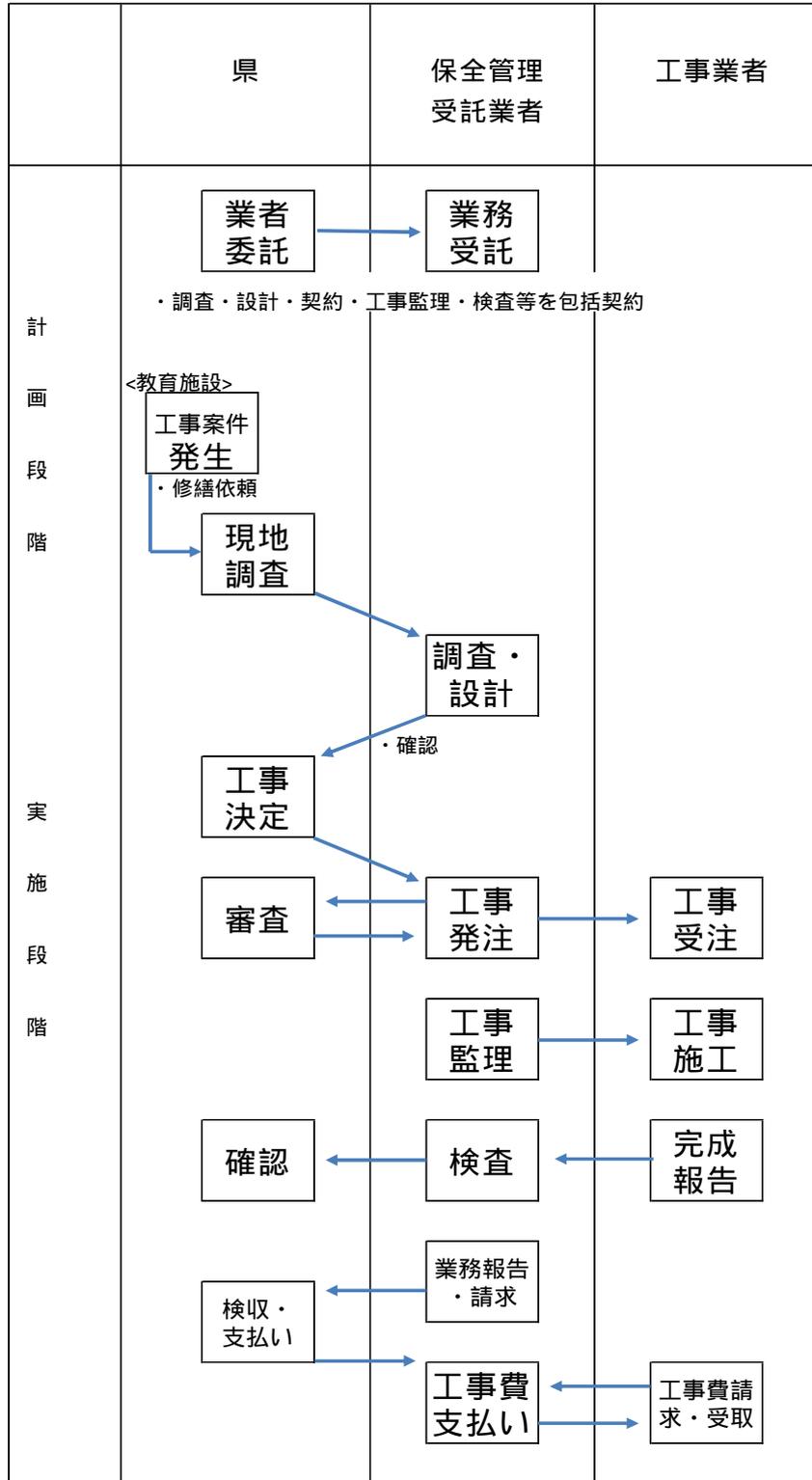
(出典：神奈川県教育局提出資料)

(*1) 平成 26 年度まで東地区と西地区の区分ごとに委託先を選定していたが、平成 27 年度より高校等と特別支援学校等の区分ごとに委託先を選定している。

(*2) 保全管理業務の包括契約は、年度ごとに計画される保全工事に基づき入札の予定価格を決定しているため、当該工事の計画件数や内容によって契約額も年度ごとに異なる。

保安全管理業者、工事業者を含めた修繕工事の事務の流れは次のとおりである。

【図表 3-2-2 保安全管理業務の事務の流れ】



(出典：神奈川県教育局提出資料)

老朽化が進んでいる神奈川県和学校施設においては、限られた予算の中で必要な修繕工事の全てが実施できるわけではない。神奈川県教育委員会では、「教育施設等修繕工事執行要領」において、より緊急性、優先度の高いものから工事を実施することを定めている。

(教育施設等修繕工事執行要領)

第4条 修繕工事は、次のいずれかに該当する場合に対象とする。

- (1) 法令等に基づき対応が義務付けられているもの及び法定点検・査察等により指導・指摘を受けたもの
- (2) 安全上または衛生上、緊急に対応が必要なもの
- (3) 地域との調和上、または教育施設等の運営上、緊急に対応が必要なもの

第5条 教育施設等の財産管理者は、前条に該当しかつ日常的管理の範囲内または応急対応が必要なものについて、当初再配当の範囲内で、より緊急性、優先度が高いものから修繕工事を実施することができる。

なお、上記第5条は、教育施設等が実施する修繕工事の順位付けに係る規定であるが、教育施設課が実施する修繕工事についても同様に緊急性と優先度の高い工事から実施している。

イ 結果及び意見

(意見事項3) 新まなびや計画の進捗状況等についての情報開示

【現状及び課題】

新まなびや計画では、耐震対策、老朽化対策、トイレ整備など、整備内容とその主な実施スケジュールは示されているが、具体的にどの学校の整備をどれくらいの規模でいつ行うか、といった詳細な計画はない。工事着工できるかどうかは、年度ごとの予算折衝で都度決まることになるため、県民にとって、計画の進捗状況が分かりにくくなっている。

なお、新まなびや計画開始年度である平成28年度からの、予算額は次のとおりである。

【図表 3 - 2 - 3 公立高等学校施設の耐震対策等の予算額】

(単位：百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	10,015	7,795	未定

(出典：神奈川県教育局提出資料)

【意見】

県立高等学校等の施設老朽化や耐震対策の状況等を踏まえれば、新まなびや計画の詳細や進捗状況は、県民の関心が高いものと考えられる。また、当該計画は 12 年間で整備事業費約 1,500 億円の計画であるが、耐震対策はその期間の中でもできるだけ早期に対応する必要がある工事である。

担当部局は、新まなびや計画において計画された工事が着実に実行されるよう取り組むことが望まれるほか、計画の進捗状況がわかる情報を県民に示すことを検討されたい。

(意見事項 4) 予防的修繕の計画・実施

【現状及び課題】

教育施設課では、修繕工事のうち、資本的支出（使用可能期間が延長する支出、価値が高くなる支出）となる工事については財産管理システムに登録して管理している。一方、機能維持のための修繕工事については、その履歴を財産管理システムには記録していない。そのため、各年度の工事実績を記した台帳はあるものの、各建物の状態、工事履歴を一覧できる情報はなく、また、個々の建物の状況を効率的に把握する点で課題がある。

また、神奈川県全体の方針として施設の長寿命化を目標としているにもかかわらず、学校施設については、築 年には小規模な修繕を実施する、築 年には大規模な修繕を実施する、といった築年数に応じた事前的・予防的な修繕工事の計画について、平成 29 年度から策定に着手しているものの、全校整備するには至っていない。そのため、不具合が生じるとに修繕する事後的な対応となっている。

さらには、そもそも教育施設等修繕工事執行要領において、予防的修繕は修繕工事の対象外とされている。

教育施設等修繕工事執行要領

第 2 条 (2)

修繕工事は、教育財産の維持保全のため、破損、故障、異常事態等の原状回復を目的とするものを対象とし、新規または機能向上・グレードアップを図るもの、美観のためだけの塗装及び経過年数による予防的修繕等は対象としない。

【意見】

神奈川県県有施設長寿命化指針において示されているとおり、学校施設の長寿命化を図るためには、維持管理計画に基づく予防保全措置等の適切な維持管理の実施が必要と考えられる。

一般的な学校施設の修繕時期や点検時期を参考にし、いつどのような点検・修繕をして建物を長寿命化させるか、事前的・予防的な長期の修繕・改修計画を完成させ、実行していくことが望まれる。

そのためにも、各学校施設の過去の修繕履歴が把握できるよう情報収集・記録する体制も併せて整備することが必要である。

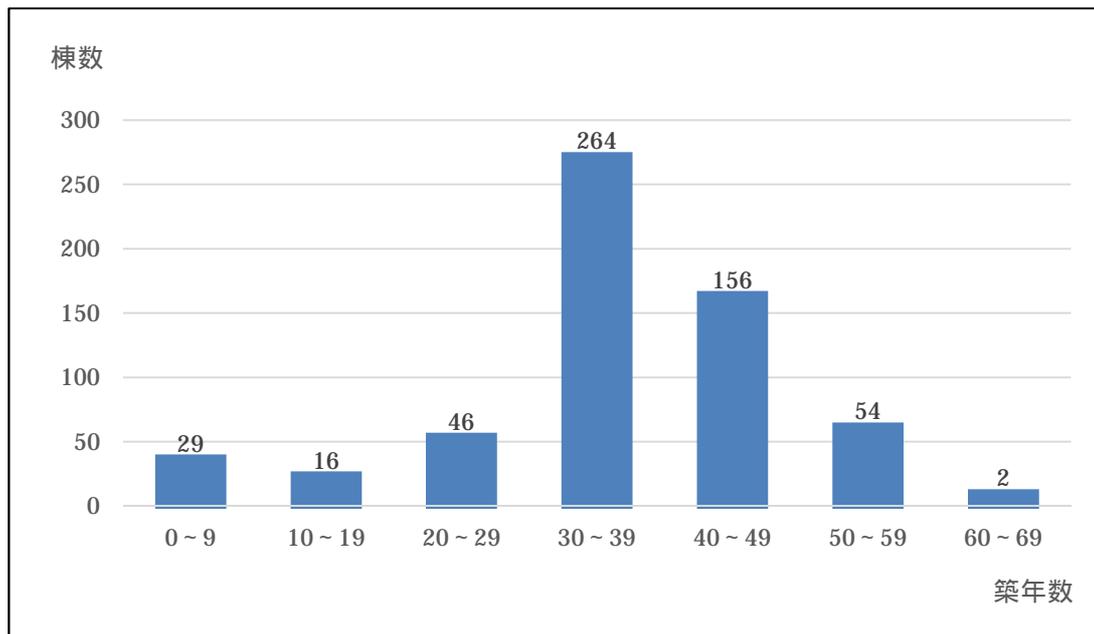
(意見事項5) 建替えの検討も含めた長期の施設整備・維持管理計画の策定

【現状及び課題】

神奈川県の県立学校施設の長期的な整備に係る計画は、平成28年度から平成39年度の12年間を対象とした新まなびや計画のみであり、それよりも長期の計画は策定・公表されていない。また、当該計画は耐震対策や老朽化対策といった修繕工事等の計画であり、校舎等の建替えについては考慮されていない。

前述したとおり、神奈川県では、昭和40年代に中学校卒業者が急増し、高校への進学率も高まったこと、また、第2次ベビーブームによる生徒数の急増を見据え、昭和48年～昭和62年に「高校百校新設計画」を進めた。そのため、築30年以上の建物が全体の約85%を占めており、また、下表からわかるとおり、建築時期が特定の時期に集中している。文部科学省は教育施設の目標耐用年数を70～80年程度(「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」平成29年3月)としており、新まなびや計画の対象期間後に、築30年～49年の学校施設が一斉に更新時期を迎えることが予想される。

【図表 2-1-24 教育施設（校舎等）の築年数（2017年3月末現在）】（再掲）



（出典：神奈川県教育局提出資料を集計）

【意見】

現在、神奈川県教育委員会では、新まなびや計画に基づき、耐震対策、老朽化対策、トイレ環境の改善等に早急に取り組んでいるところであるが、財政、学校施設の全体的な老朽化、集中している建築時期（更新時期）などの学校施設を取り巻く状況を踏まえれば、より長期の、さらには建替えも含めた学校施設整備・維持管理計画の策定が望まれる。

当該計画においては、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減を図ることはもちろん、建替え更新の集中を避けるなど予算の平準化を図り、効果的、効率的に建替え及び修繕を進めていくことが必要である。

なお、すでに神奈川県内の自治体である横浜市と川崎市は、すでに当該計画を公表し、市民との共通認識のもとに当該計画を進めている。

横浜市 「横浜市立小・中学校施設の建て替えに関する基本方針」(平成29年5月)	「昭和56年度以前に建設された学校（旧建築基準法）が築70年に達する平成63年度までの期間」に「事業費は約1兆円」かけて384棟を建替えする。
川崎市 「学校施設長期保全計画」(平成26年3月)	目標耐用年数80年 平成26年～平成45年の20年間の総費用は約1,815億円

(意見事項6)客観的な修繕工事の優先順位付け

【現状及び課題】

監査対象学校への往査時において、各学校から施設整備に係る要望が多く聞かれた。また、平成28年度において各学校から教育施設課に寄せられた修繕等の依頼件数は796件にものぼる。

【3-2-4 修繕等依頼状況】

年度	依頼件数	対応件数	対応金額(単位:千円)
平成26年度	689	330	1,095,504
平成27年度	627	328	1,252,693
平成28年度	796	622	2,148,969

* 依頼件数は教育施設からの修繕等依頼があったもの

* 依頼時点での金額は、学校側で必要額を把握していない(見積もりを取っていない)ものもあるため不明

(出典:神奈川県教育局提出資料)

限られた予算の中で、どの修繕工事をいつ実施するか判断にあたっては、教育施設等修繕工事執行要領の第4条、第5条に記載されているとおり、緊急性と優先度の高さ(必要性)が考慮される。

当該緊急性と必要性については、教育施設課が、各教育施設の管理責任者から提出された修繕工事依頼票をもとに判断するが、必要な場合には、教育施設課の職員が現場を調査した上で、法令や築年数、児童・生徒に危険が及ぶ恐れがあるかどうか、教育活動に支障が生じる程度、該当施設の使用頻度などを総合的に勘案して判断している。

教育施設課職員による調査結果は、「教育施設等修繕案件調整票」にまとめられ、月に一度開催される工事決定会議において報告され、工事実施が決定される。ただし、その工事実施の判断にあたっての緊急性と必要性について、点数化するなどの画一的な基準は設けられておらず、客観性の点で課題があると考えられる。

【意見】

施設整備の優先順位付けの決定にあたっては、その意思決定過程をより透明化することが望まれる。

例えば、教育施設課が、修繕の緊急性、必要性があると判断するための一定の基準や具体的な要件を示すことが考えられる。それにより、教育施設の管理責任者は、より具体的に必要な情報を修繕工事依頼票に記載することが可能になる。その上で、修繕工事依頼票に記載された内容を点数化するなど、画一的に判断できる基準を整理することにより、当該判断基準に基づいて判断し、順位付けする仕組みにすることで合理的な意思決定ができると考えられる。

また、教育施設課職員による調査においては、チェックリストを用いるなどにより、客観的に優先順位付けできることになると考えられる。

3. 物品管理

ア 概要

神奈川県財務規則第 159 条において、物品は、備品、消耗品、生産物、動物、借用物品に分類される。それぞれの定義は、以下のとおりである。

備品	県の所有に属する動産で比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えることなく使用に耐えるもの（第 3 号及び第 4 号に定める物を除く。）
消耗品	県の所有に属する動産で通常の方法による短期間の使用によつて、その性質又は形状を失うことにより使用に耐えなくなるもの（次号及び第 4 号に定める物を除く。）
生産物	試験、研究、実習、作業等により生産、製作又は漁獲した物で県の所有に属するもの（次号に定める物を除く。）
動物	県の所有に属する獣類、鳥類、魚類等で飼育するもの
借用物品	県の所有に属しない動産で使用のため保管しているもの

（出典：神奈川県財務規則）

なお、上記備品に該当する物のうち、次に掲げるものは、消耗品となる。

(1) 備品に該当する物のうち、第 169 条に定める価額（以下「帳簿価額」と言う。）が 5 万円未満の物（資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。）並びに美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等の破損しやすい物
(2) 記念品、褒賞品その他これらに類する物
(3) 実験解剖用の動物
(4) 観賞用小動物及び試験研究又は種苗放養のため必要な水産動物等

（出典：神奈川県財務規則）

備品は、会計管理システムの物品サブシステムで管理されている。なお、備品は、個々に単品目で管理することを原則としているが、通常、付属物品等との組合せにより、その物としての機能を果たす備品については、関連する付属物品等とともにこれをセットとして管理することができる。

（ア）購入物品の登録手続き

物品の調達は、適正な競争のもとに行われる必要がある。神奈川県においては、

「かながわ方式」と呼ぶ入札制度により、入札の参加条件や対象金額を定めている。

神奈川県財務規則第 19 条第 1 項において、各県立学校における維持管理に要する経費や、工事で 1 件 2,000 万円未満のものに係る支出負担行為は、学校長に委任されている。県立学校においては、以下の基準に基づき入札等を実施することになる。

条件付き一般競争入札	250 万円超 3,300 万円未満
指名競争入札	160 万円超 250 万円以下
随意契約	指名競争入札対象金額未満のもの及びその性質、目的が競争入札に適しないもの

(出典：神奈川県教育局提出資料)

納品された物品については、学校長は、自ら又は所属の職員に命じて監督及び検査を行う。検査を行った者は、検査に関する調書を作成し、報告する。これらの検査結果登録は、会計管理システムの支出サブシステムにおいて行われる。支出サブシステムに登録された物品の名称、単価、数量、所属などの情報は、データ連携機能により物品サブシステムにデータが引き継がれ、登録される。

物品管理者は、出納員に物品を出納させようとするときは、物品の分類、細分類、品目、数量、交付を受ける物、使用する場所、及び出納の時期を明らかにして出納の通知をする。なお、消耗品など神奈川県財務規則に定められた物品の出納通知は、口頭によって行うことが出来るとされている。

(イ) 現物照合

物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付する必要がある。

各所属の物品管理者は、神奈川県財務規則第 167 条に基づき、毎年度 1 回、物品の管理状況を台帳又は物品管理票若しくは借用物品管理票に記録されている事項と照合し、結果を現物照合結果報告書に記載し、教育局財務課に提出している。台帳記録数と現物数が一致しない場合、「現物照合結果報告書」に「台帳記録数と現物の差がある場合の理由」を添え、財務課に提出している。

(ウ) 物品の効率的活用

神奈川県では、省資源及び経費節減を図るため、物品の効率的活用に関する実施要領を定め、遊休物品の再活用と物品の共通利用を推進している。

1 遊休物品の再活用

各所属で不要となった物品または将来確実に不要となる物品(以下「遊休物品」という。)と、取得を予定している物品(以下「取得予定物品」という。)の情報を神奈川県グループウェアシステム(以下「システム」という。)に登録

し、物品の再活用を促進する。

(1)対象物品

対象とする物品は、備品及び消耗品とする。

2 物品の共通利用

各所属で管理している物品のうち、一定期間他の所属に貸出しを行うことができる物品(以下「共通利用可能物品」という。)又は一定期間他の所属からの貸出しを希望する物品(以下「共通利用希望物品」という。)の情報を、システムに登録し、物品の効率活用を促進する。

(1)対象物品

対象とする物品は、原則として備品とするが、消耗品についても全庁で共通利用していくことが有用であると考えられるものは対象とする。

(出典：物品の効率的活用に関する実施要領)

各所属の担当者は、上記規定に基づき、遊休物品と、取得予定物品の情報を神奈川県グループウェアシステムに登録する。

(エ) 物品の処分

不要となった物品は、神奈川県財務規則に基づき処分される。

(不用の決定等)

第 174 条 使用する必要のない物品又は破損した物品のうち管理換え、修理等により使用のできない物があるときは、物品処分調書により不用の決定を行う。物品の不用の決定をする場合において、その物品が重要物品であるときにあっては、あらかじめ課長の承認を受ける必要がある。

(不用物品の処分)

第 175 条 課長又は所長は、不用の決定がされた物品について、解体その他の方法により使用することができる部分を除き売払手続をしなければならない。ただし、買受人がないとき、売払費用が売払価額を超えるとき又は売り払うことが不相当と認めるときには、廃棄することができる。

(出典：神奈川県財務規則)

イ 結果及び意見

(指摘事項 1) 備品管理シール貼付の徹底

【現状及び課題】

神奈川県財務規則第 167 条第 1 項において、備品には管理シールを貼付することとされている。

また、同条第 2 項において、少なくとも毎年度 1 回、管理する備品及び借用物品の管理状況を、備品台帳若しくは借用物品台帳に記載されている事項又は物品管理票若しくは借用物品台帳に記載されている事項と照合（現物照合）しなければならないとされている。

神奈川県財務規則第 167 条

- 1 物品管理者は備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により添付しなければならない。ただし、受入れ後直ちに管理換えする備品にあつては、この限りでない。
- 2 物品管理者は、少なくとも毎年度 1 回、その管理する備品及び借用物品（職員に使用させている備品及び借用物品を含む。）の管理の状況を、備品台帳若しくは借用物品台帳に記載されている事項又は物品管理票若しくは借用物品管理票に記載されている事項と照合するとともに、その結果を備品台帳又は借用物品台帳に記載しなければならない。

（出典：神奈川県財務規則）

監査手続の一環として備品台帳と現物の照合手続を実施したところ、海洋科学高等学校や鶴見養護学校において、管理シールが剥がれてしまっている備品、管理シールに記入された物件情報や管理番号が読み取れなくなっている備品など、適切な現物照合手続が実施できないと考えられる事態が見受けられた。

【指摘】

管理シールは、個々の備品を特定するために重要な情報である。毎年度実施が求められている現物照合手続を適切に実施するためにも、財務規則に則り、備品には網羅的に管理シールを貼付し、適切に管理する必要がある。また、現物照合の際に剥がれているシールを発見した場合は適宜更新する必要がある。

（指摘事項 2）備品台帳・借用物品台帳の使用者の更新

【現状及び課題】

平塚中等教育学校では、備品台帳及び借用物品台帳における「後使用者」（現使用者）情報の更新がなされていなかった。情報が適時に更新されない場合、使用者があいまいとなり管理が不十分となる可能性がある。

【指摘】

台帳に登録されている使用者を更新する必要がある。使用者の未更新がシステム操作方法に不慣れなことに起因している場合には、システムの操作方法を確認する必要がある。

(指摘事項3)借用物品の再リース期間の更新

【現状及び課題】

平塚中等教育学校では、借用物品台帳に記載されている再リース契約期間の情報が更新されていなかった(往査日(2017年8月28日)現在 リース期間2016年4月1日~2017年3月31日との記載)。再リース物品の契約期間を更新しない場合、リース期間満了後、買い取ったものや所有権が移転したものと判別できなくなるおそれがある。

【指摘】

再リース契約を締結した場合には、台帳上の内容も適時に更新する必要がある。

(指摘事項4)現物照合実施結果等の記載

【現状及び課題】

物品の現物照合の結果は、「備品の現物照合等実施要領」5 現物照合の方法(4)の定めに従い、確認用帳票の余白部分に現物確認の結果(チェックマーク等)・確認日を記載することが求められている。

海洋科学高等学校及び茅ヶ崎高等学校において確認用帳票を確認したところ、実際の確認日の記載がされていないものが多数見受けられた。

鶴見養護学校においても、現物と照合したチェックマーク等が残されていなかった。

【指摘】

現物照合は、現物の状況をどの時点で確認したかが重要な情報である。

また、現物確認の結果が残されていない場合、実際に現物照合手続が適切に行われたことの記録が残らないことになる。

実施要領にも定められているとおり、確認用帳票に現物確認結果、確認日を記載することが必要である。

(意見事項7)借用物品の現物照合

【現状及び課題】

海洋科学高等学校では、借用物品の現物照合において、数が少ないため、チェックリスト等を用いた方法で実施していなかった。このため、学校担当者からは、現物照合を行った旨の回答を得たが、実際に現物照合を行った形跡を確認することは出来なかった。

【意見】

借用物品についても、備品の現物照合等実施要領の規定に基づき、会計管理システム(物品サブシステム)から物品使用者ごとに出力した現物照合用データ(確認用

帳票)を用いて、現物照合を実施することが望まれる。

2 現物照合の実施

物品管理者は、少なくとも年1回、自所属で管理している「備品等」と「備品台帳及び借用物品台帳に記録されている事項」並びに「物品管理票及び借用物品管理票に記載されている事項」とを突合することにより、現物照合を実施するものとする。

(出典：備品の現物照合等実施要領)

(意見事項8) 使用見込みのない遊休物品

【現状及び課題】

横浜翠嵐高等学校では、校内を視察した際に、生徒用ロッカー、石油ストーブなど、壊れたもの、使用見込みがないものが多数保管されている状況が見受けられた。

光陵高等学校においても同様に、校務用PC、X線装置、物理実験用電源装置など長期間使用しておらず、今後も使用しない物品が散見された。

【意見】

物品の効率的活用に関する実施要領に従い、各県立学校で不要と判断した物品については、他の学校等で活用できるよう積極的にグループウェアシステムに登録して再活用することが望まれる。その上で、再活用の見込みがない物品については、安全性、スペースの有効活用の観点から適時に廃棄・処分することが望まれる。

(意見事項9) 専門教育推進事業費の申請手続

【現状及び課題】

相原高等学校においても、校内視察の際に、肉加工実習室のらいかい機、スタンプファー、ポンプ、万能パッカーなど、壊れて使用できない大型の装置や器具備品が散見された。

相原高等学校の担当者からは、買替え更新のための事業費である専門教育推進事業費については、予算折衝に際して、既存の固定資産現物が実在していることを確認されることから、壊れていても現物を保管しておく必要があるとの高校教育課の指導があったため廃棄できない、との説明を受けた。

なお、専門教育推進事業費とは、農業、工業、水産の専門学科高校で学ぶ生徒の技術・技能習得のため、老朽化した実習設備を更新することを目的とする事業費である。専門教育推進事業に関する備品の更新は、耐用年数と老朽化の状況を踏まえ、更新の緊急性の高い順番で更新し、新規導入備品については、学習指導要領の内容に示された教科・科目の目的が達成されるために必要最低限の備品を計画的に整備される。緊急性の高い順番は、既存備品に対して、備品の使用目的、使用頻度、備

品の現状(耐用年数、導入後の経過年数、故障の有無等)を区別し、更新順位を算出するため、優先順位により決定される。

【意見】

相原高等学校は、平成31年4月に移転が予定されている。そのため、前述の大型の不要品を廃棄しない場合には、移転先に輸送する必要があり、現状の引っ越し費用の見積りには当該費用が含まれている。対象物品には大型の装置が複数台あるため、トラック数台分はある。

このような不要品の輸送費を削減すれば、新しい装置が数台買えるとも考えられる。また壊れた装置や器具備品を教室内に保管しておくことは児童生徒の作業スペースが狭くなるうえ、けがや事故を招く危険性もある。

引っ越し費用の削減、安全性、スペースの有効活用の観点から壊れて使用できないものについては早期に廃棄することが望ましい。また、専門教育推進事業費の申請・予算折衝にあたっては、現物があつたことを写真や資料で残すなどの運用面で確認できるようにするなどの工夫を検討されたい。

(意見事項10) 私費で購入した備品の管理

【現状及び課題】

二俣川看護福祉高等学校では、備品台帳に登録されている備品には適切に備品管理シールが貼付されていたが、私費で購入した備品については徹底されていなかった。

そのため、監査手続の一環として実施した備品の現物確認の際に、備品台帳に登録されていなくても良い備品であるかどうかの判断がつかなかった。

【意見】

私費で購入した備品についても、簡易的な管理シールを貼付することが望まれる。

また、教員等が行う備品棚卸しに際しては、備品台帳に登録されている備品のみ現物確認するのではなく、現物が網羅的に備品台帳に登録されているか否かの観点からも確認することが望まれる。

4. 薬品及び農薬の管理

ア 概要

県立学校においては、理科の実験等で使用するための薬品が保管されている。また、農業高校においては、授業において農作物を育てるために農薬が保管されている。これらの薬品等は、人体や環境への悪影響を及ぼすものもあり、また、廃棄方法が定められているものもあることから、その性状等を把握することや、保管について十分な考慮が必要であり、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法等において規制されている。

神奈川県高等学校においては、「高等学校における薬品等の管理状況の改善について(通知)」(平成16年11月4日)に基づいて適切に管理する必要がある。また、農薬については、「高等学校学習指導要領解説(理科編)」に基づき管理することとしている。

(ア) 薬品の取扱い

薬品は、その取扱、保管、管理に関する統括責任者(教頭)の下で、毒物及び劇物取締法に基づき、薬品庫において適正に保管、管理し、使用の都度、受払簿に使用量等を記載する必要がある。

また、薬品の取扱者である教諭及び実習助手は、必要以上の在庫を抱えないよう購入数量を吟味し、不要になった薬品は早期に廃棄する等の取扱いが求められている。

薬品は、薬品庫において保管し、薬品庫を開錠する場合及び施錠する場合に「薬品庫鍵管理簿」に必要事項を記入する。さらに、薬品庫内は定期的に点検し、薬品保管設備が安全かつ適正な状況にあることを確認する必要がある。

神奈川県教育局高校教育課では、過去に、高等学校及び中等教育学校に対して、学校において薬品等の適正な管理が実施されているかについての調査を行った。当該調査の結果、一部の学校で不適切な管理状況が見受けられたため、改めて薬品等の管理状況について、「高等学校における薬品等の管理状況の改善について(通知)」が出され、次のような点検・改善が要求されている。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 薬品の盗難を防止するための措置として最重要と考えられる次の事項の徹底<ul style="list-style-type: none">・薬品庫は鍵のかかるものとする。・薬品庫の鍵を適切な所定の場所に保管する。・薬品庫の鍵を保管してある部屋(化学準備室等)に不在の際は施錠する。2. 法律で義務づけられている内容、及び法律を遵守するうえで重要と考えられる次の事項の徹底。<ol style="list-style-type: none">(1) 薬品の盗難等を防止し、事故に対しては緊急対応ができるようにするため |
|--|

の措置

- ・薬品を冷蔵庫など薬品庫以外の物に保管している場合、施錠できるような措置を講ずるか、または、施錠できる薬品庫に移す。
 - ・長期間保存されている薬品で、今後も使用の見込みがないものは、速やかに適切な方法で廃棄する。
 - ・薬品等の保管・管理に関する要綱を整備し、統轄責任者や管理責任者を指定し、責任を明確化する。
 - ・特に、毒物及び劇物については、「毒物・劇物管理簿」を作成し、購入・廃棄した場合の数量などを把握するとともに、使用するたびごとに取扱日や数量等を把握する。
 - ・また、統轄責任者等が「毒物・劇物管理簿」と保有数量を定期的(四半期ごと等)に照合確認できる体制をとる。
- (2) 薬品の飛散及び流出等を防止するための転倒防止措置
 - (3) 毒物及び劇物を保管している薬品庫の「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示
 - (4) 廃液の種類ごとの区分と、適切な廃棄
 - (5) 廃液の保管場所への「産業廃棄物」の表示、pH2 以下または pH12.5 以上の廃液がある場合の「特別管理産業廃棄物」の表示、及び「特別管理産業廃棄物管理責任者」の指定

(出典：高等学校における薬品等の管理状況の改善について(通知))

【図表 3 - 4 - 1 医薬用外毒物、医薬用外劇物の表示イメージ図(監査人作成)】



(イ) 農薬の取扱い

神奈川県においては、農薬の安全使用を図るため、農薬使用者に対し、農薬取締法及び毒物及び劇物取締法等農薬関係法令に基づく農薬の適正使用を指導している。神奈川県では、神奈川県農薬安全使用指導指針を作成しており、農薬使用者は次の事項を遵守しなければならない

1 基本的留意事項について

病虫害の防除等に使用する農薬は、農薬取締法に基づき登録された農薬又は特定農薬(特定防除資材)を使用すること

農薬の使用に当たっては、農薬の使用基準を遵守すること
農薬容器及び包装に表示されている事項を遵守すること
農薬取締法第9条第2項に基づき定められる販売禁止農薬は、農林水産省のホームページ等で提供される情報を必ず確認し、使用しないこと
農薬の使用状況について、記帳するよう努めること
住宅地における農薬使用に当たっては、農薬の飛散を防止するため、「住宅地等における農薬使用について（25 消安第 175 号農林水産省消費・安全局長、環水大土発第 1304261 号環境省水・大気環境局長通知）」を遵守すること
土壌消毒等被覆を要する農薬の使用に当たっては、使用方法等に定められた一定期間被覆すること
水田での農薬使用に当たっては、掛流し状態での散布を避け、一週間程度止め水にし、湛水状態を保つこと
最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めること

（出典：神奈川県農薬安全使用指導指針）

また、神奈川県では、農薬使用者一人ひとりが農薬の正しい使い方をきちんと理解し、安全に使用するため、農薬使用のルールを定めている。これは、農薬の使用にあたり、不注意や、誤った判断によって生態系への悪影響を及ぼすなど、思わぬ事態を招き、農業者や農業に対する信用や信頼を失うきっかけとなるからである。

（ア）農薬の購入

- ・農薬を購入する際は、農林水産省の農薬登録番号があることを必ず確認する
- ・農薬は必要量だけ購入するようにする
- ・購入した農薬は、直射日光の当たらない乾燥した場所で、専用の保管庫に鍵をかけて管理する

（イ）農薬の使用に当たって

- ・農薬容器のラベルをよく読む
- ・農薬ラベルに記載された適用作物名を必ず確認する

（ウ）散布作業で気を付けること

- ・決められた濃度・使用量、収穫までの安全日数を守る
- ・農薬が畑・田の外へ飛散・流出しないよう、風向きや水田での止水を確認する
- ・通勤・通学路に近いところでは、時間帯を考慮して散布する
- ・散布液を調整する場合、対象となる病害虫などの発生面積を考慮して、必要

な量を調整して、全て使い切るようにする

(エ) 作業後の処理

- ・農薬や空き容器はむやみに捨てず、廃棄物処理業者への処理の委託などにより適正に処分する
- ・散布後に農薬が残ってしまった場合は、散布ムラの調整などに使い、決して排水路や河川などにながしてはいけない。
- ・防除器具等の洗浄水は、河川や地下水、井戸水などを汚染する危険の内容適正な方法で処理する。

(出典：あっ！！残った農薬捨てないで-農薬使用のルールを守りましょう-
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6554/p27225.html>)

県内の農業高校等は、農薬が保管されており、授業でも使用されるため、農薬関係法令等のほか上記のルールを遵守した適正な管理が必要である。

イ 結果及び意見

(指摘事項 5) 劇物保管の表示

【現状及び課題】

毒物及び劇物取締法第 12 条では、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。」と規定されている。

神奈川工業高等学校では、薬品庫の冷蔵庫に劇物が保管されていたが、「医薬用外劇物」の表示がされていなかった。

その他、生田高等学校や相模原中央支援学校でも同様の状況が見受けられた。

【指摘】

劇物は危険性の高い薬品であり、安全性確保のため厳格な管理が必要となる。毒物及び劇物取締法等法律で義務付けられている内容、及び高等学校学習指導要領解説(理科編)に記載されていることを遵守するため、高等学校における薬品等の管理状況の改善について(通知)2(2)5に基づいて、保管場所に「医薬用外劇物」の表示を行う必要がある。

(指摘事項 6) 劇物の保管方法

【現状及び課題】

毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項において、毒物又は劇物の取扱いについて、以下のように定められている。

(毒物又は劇物の取扱)

第 11 条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

また、昭和 52 年 3 月 26 日付の「毒物及び劇物の保管管理について」(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)において、上記「必要な措置」として次の措置を講じる旨示されている。

(1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもので、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。

(2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。

これらを踏まえ、旧文部省において、業務上取扱者としての立場から、各都道府県教育委員会等に対して、平成 12 年 1 月 11 日付で「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」(文部省初等中等教育局長依頼)が発出され、管下の各学校に対し同様の趣旨で指導するよう要請を行っている。

神奈川工業高等学校において、薬品庫の管理状況を確認したところ、薬品等の性質で区分して保管しており、劇物とその他のものが保管庫内で明確に区別して保管されている状況ではなかった。

その他、中央農業高等学校や相模原中央支援学校においても、医薬用外劇物の表示がなされている薬品庫を確認したところ、医薬用外劇物ではない一般の薬品が保管されている状況が見受けられた。

【指摘】

医薬用外毒物・劇物は、薬品の中でも、法令等により保管方法が規定されている薬品であり、一般の薬品よりも注意して保管・管理が求められている。毒性の強いものは、毒物及び劇物取締法により毒物又は劇物として指定され、その製造、販売、貯蔵、運搬、廃棄等が規制され、保健衛生上の危害を未然に防止することとしている。そのため、医薬用外毒劇物とそれ以外の薬品については区別して保管することが必要である。

(指摘事項 7) 薬品・農薬の棚卸し

【現状及び課題】

毒物及び劇物の保管管理については、昭和 52 年 3 月 26 日付の「毒物及び劇物の保管管理について」(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)において、次のとおり、毒物劇物取扱責任者に対する指導が各都道府県知事に要請されている。当該通知では、毒物及び劇物の在庫量の定期点検等が求められている。

2 毒劇物取扱責任者の業務については、(中略)毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列

等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

(出典：毒物及び劇物の保管管理について)

また、各高等学校に対しては、「高等学校における薬品等の管理状況の改善について(通知)」2(1)において、統括責任者等が保有数量を定期的に照合・確認できる体制をとることの徹底が求められている。

- ・特に、毒物及び劇物については、「毒物・劇物管理簿」を作成し、購入・廃棄した場合の数量などを把握するとともに、使用するたびごとに取扱日や数量等を把握する。
- ・また、統轄責任者等が「毒物・劇物管理簿」と保有数量を定期的(四半期ごと等)に照合・確認できる体制をとる。

(出典：高等学校における薬品等の管理状況の改善について(通知))

茅ヶ崎高等学校では、毒物及び劇物の管理簿を作成し、使用の都度、受払量及び残量を記載して管理していたが、全ての毒物及び劇物を対象とした定期的な棚卸しは実施されていなかった。そのため、現物数量の確認が長期間実施されていない毒物及び劇物があった。

また、中央農業高等学校においても、現状、毒物及び劇物を含む全ての薬品、農薬について定期的な棚卸しが実施されていなかった。監査人が実施した薬品残量と受払簿上の残量との照合手続きにおいては、両者が異なるもの(薬品名：エルサン)も見受けられた。

【指摘】

毒物及び劇物の適切な保管管理について、各種要請が行われていることを踏まえれば、各県立学校においては、これらの要請を遵守し、毒物及び劇物について定期的(四半期ごと等)に棚卸しを実施し、保有数量の把握・管理の徹底が必要である。

(指摘事項 8) 薬品庫鍵使用簿の記載

【現状及び課題】

神奈川県では、「薬品等の保管、管理に関する要綱」において、薬品庫管理責任者が、「薬品庫鍵使用簿」を作成し、適切に管理する必要があることを規定している。

第7条

1 薬品庫の管理責任者は、利用日ごとに「薬品庫鍵使用簿」(第2号様式)を点検し、薬品庫の鍵が適切に管理されていることを確認し、統括責任者に報告する。

第8条

3 鍵の使用者は、薬品庫を開錠する場合、所定の「薬品庫鍵使用簿」(第2号様式)に必要事項を記入する。

4 鍵の使用者は、薬品庫の使用を終了した場合は、速やかに施錠し、「薬品庫鍵使用簿」(第2号様式)に必要事項を記入する。

(出典：薬品等の保管、管理に関する要綱)

光陵高等学校の薬品庫鍵使用簿には、1人の教員の記載しかなかった。他の教員も薬品庫の鍵を使用しているが、薬品庫の鍵を使用した場合の薬品庫鍵使用簿への記載が徹底されていなかった。

また、相原高等学校の畜産科、平塚中等教育学校においては、薬品庫鍵使用簿自体が作成されていなかった。

【指摘】

薬品庫には危険物等も保管されているため、薬品の盗難を防止し、不正や事故に対して緊急対応ができるようにするため、薬品等の保管、管理に関する要綱に従って薬品庫鍵使用簿を作成するとともに、薬品庫の鍵の使用状況については全て管理簿に記載し、適切に薬品庫の鍵を管理する必要がある。

(意見事項11) 薬品使用簿の誤記載

【現状及び課題】

二俣川看護福祉高等学校では、化学の授業で用いる薬品について、薬品使用簿に使用前残量、使用量、使用后残量を記録し、管理している。

しかしながら、記載の仕方が誤っている薬品、具体的には、使用量と使用后残量の記載が逆になっているものが散見された。

【意見】

残量を適切に管理する観点から、一度、薬品使用簿上の残量と実際の残量を照合し、薬品使用簿の情報を修正することが望まれる。

(指摘事項9) 農薬の使用状況の記帳

【現状及び課題】

農薬の管理方法については、神奈川県農薬安全使用指導指針において、使用状況を記帳して管理するように規定されている。

神奈川県農薬安全使用指導指針 1(5)

農薬の使用状況について、記帳するよう努めること。

生田高等学校では、農薬について受払、保有数量の管理・記帳がなされていなかった。

【指摘】

農薬は、人体や環境に影響を及ぼすものもあるため、農薬取締法(昭和23年法律32号)や毒物及び劇物取締法(昭和25年法律303号)等の農薬関係法令に則り、

適正かつ安全に管理する必要がある。

神奈川県では、神奈川県農薬安全使用指導指針を定めていることから、同指針1(5)に基づいて農薬の使用状況について記帳し、定期的に保有数量の確認をする必要がある。

(指摘事項 10) 薬品の管理

【現状及び課題】

薬品等の保管、管理については、「薬品等の保管、管理に関する要綱」第5条において、必要最低限の保有に止め、不要なものの早期廃棄が求められている。

第5条

- 1 薬品の取扱者は、必要以上の在庫を抱えないよう購入数量を吟味する。
- 2 薬品の取扱者は、不要になった薬品を早期に廃棄する。

(出典：薬品等の保管、管理に関する要綱)

光陵高等学校では、薬品庫内に、長期間保存されている薬品が多数存在していた。これらの中には、今後の使用予定が不明なものも多数存在していた。また、調整試薬や小瓶に別けられたものは受払簿の管理外となっていたほか、希硫酸など危険な薬品についても鍵のかかる棚での管理がなされていなかった。

中央農業高等学校においても、保管されている薬品のうち、使用期限、有効期限が適切に把握されていないものが見受けられた。同校では、薬品を授業で使用する際には、教員がその都度購入日を確認し、使用期限が切れていないかを確認している。しかしながら、薬品ラベルに記載されている購入日と受払簿に記載されている購入日が異なる薬品や、多数存在していた長期間保管されている薬品の中には、購入日等の情報が管理されておらず、使用期限が正確に把握できないものも見受けられるなど、薬品の使用期限を適切に把握しているとは言えない状況であった。

相模原中央支援学校においても、薬品庫に使用期限の切れている薬品(硫酸：2012年4月、クエン酸：2016年9月)が保管されている状況が見受けられた。

【指摘】

薬品の使用期限が適切に管理されていない現状は、「薬品等の保管、管理に関する要綱」に従った管理とは言えない。不正や事故の防止の観点からも、直ちに改善する必要がある。

また、薬品の棚卸しを実施しているにも関わらず使用期限切れの薬品が見受けられた学校もあったことを踏まえれば、薬品の棚卸し時において、長期間未使用の薬品の有無、使用見込みのないものは使用期限切れのものなど廃棄すべき薬品の有無についても確認することが必要である。

学校において、使用見込みがなく不要と判断された薬品については、廃棄するこ

とが必要である。

5. 情報及び情報機器管理

ア 概要

社会の情報化が進む中で、生徒の情報活用能力の向上は急務となっている。そのため、神奈川県は、高校改革実施計画の重点目標において、全ての県立高校で、ICT（情報通信技術）機器やインターネットなどを活用した授業の促進や教職員の校務の効率化が図られるよう、ICTに係る基盤整備や情報機器の適正な配置などについて、セキュリティを担保しつつ、計画的に整備することを掲げ、当該計画を実行している。

神奈川県教育委員会では、情報セキュリティ対策基準（要綱）を作成し、運用している。

また、神奈川県教育委員会高度情報化推進会議は、教育委員会情報セキュリティ監査統括管理者が、情報資産に対する情報セキュリティ対策状況について、毎年度又は必要に応じて監査を行うこととしている。

イ 結果及び意見

（意見事項 12）校務用 PC の整備

【現状及び課題】

県立高校改革基本計画に記載されているとおり、県立高校の教員のコンピュータ整備は、他県と比較して進んでいない状況であった。

【図表 3-5-1 都道府県別高等学校における ICT 環境整備状況(平成 25 年 3 月現在)】

	全国平均	神奈川県	全国順位
教員の校務用 PC 整備率	126.3%	74.3%	46 位
PC1 台当たりの児童生徒数	5.2 人	6.2 人	38 位

（出典：県立高校改革基本計画）

このような状況を踏まえ、県立高校改革基本計画の重点項目の一つとして、ICT 教育や専門教育に係る施設・設備の充実・改善が掲げられた。その結果、教員 1 人当たり PC1 台の貸与を目標に整備が行われ、校務用 PC 整備率は 80.2%（平成 29 年 3 月時点）となっている。

【図表 3-5-2 神奈川県立学校における校務用 PC 整備状況（平成 29 年 3 月時点）】

	常勤教員数	校務 PC 台数	充足率
教員の校務用 PC 整備率	11,472	9,199	80.2%

（出典：神奈川県提出資料「校務 PC 台数」を集計）

しかしながら、各学校への往査に際して、私物 PC の持込みや、USB メモリの長期貸与、管理簿作成の不徹底など、セキュリティ対策基準が遵守されていない事案が散見された（後述の意見事項参照）。これらの事案は、現時点でたまたま問題が起きていないだけで、将来的に重要インシデントを引き起こす可能性がある。

【意見】

セキュリティ対策基準が徹底されない理由を確認し、対策を講じることが望まれる。

なお、私物 PC の持ち込みが絶えない要因の一つとして、教員に貸与されている PC の中には 2009 年製のものなど旧式のものが多くあることが考えられる。当該 PC を用いての作業は、効率が非常に悪くなるためである。予算に制約はあるものの、単に教員 1 人当たり 1 台支給すれば良いとするのではなく、情報セキュリティの観点からも極力、一定以上の作業効率を確保できる PC を用意することを検討されたい。

（意見事項 13）私物 PC の利用

【現状及び課題】

光陵高等学校において、校務用 PC を貸与されているにも関わらず、私物 PC を持ち込み、職務に用いているケースがあった。私物 PC であっても、校内ネットワークにつなげる場合は、IP アドレス取得のために教育局総務室に申請をする過程で把握され、情報セキュリティの管理対象となる。

しかしながら、当該事案では、校内ネットワークにつなげていないことから、教育局総務室において当該 PC の存在を把握できず、情報セキュリティ管理の管理対象外となっていた。

そもそも、情報セキュリティ対策基準においては、私物 PC の持込みは原則として禁止されている。

例外措置として、情報セキュリティポリシーを遵守しない場合は、情報セキュリティ対策基準（要綱）の規定に従い、情報セキュリティ管理者等は教育委員会統括情報セキュリティ管理者と協議を行うこととされている。

しかしながら、当該事案においては、私物 PC の校内持込について例外措置の協議がなされておらず規定に違反している。

さらに、私物 PC の所有者の異動や退職時にはデータの消去について口頭での確認に留まっている。そのため PC に記録された情報が実際に消去されて校外に持ち出されたかどうかの事後確認はできておらず、情報漏えいのリスクがある。

【意見】

学校では多くの個人情報や入試情報などの重要情報を取り扱うため、たとえ校内ネットワークにつなげずとも、また、教材作成用のみに使用を限定したとしても、

私物 PC の職務への利用は望ましくない。私物 PC の職務利用が慣行化してしまうと、教職員の情報セキュリティに対する意識が低くなり、私物 PC において、個人情報のうち特に機密性を有するもの（学校にあたっては、職員のみ知りうる個人情報）及び業務上必要とする最小限の職員のみが扱う情報も扱われてしまう可能性が否定できない。

また、ネットワークにつなげていないという理由から学校の管理対象外としているため、自宅に持ち帰る可能性があり、それを契機に情報が漏えいするリスクもある。そのため、校務用 PC が貸与されている教職員の私物 PC の職務への利用は禁止することを検討されたい。

（意見事項 14）私物 PC の持出し

【現状及び課題】

茅ヶ崎高等学校では、往査日時点で 2 台の私物 PC の使用が許可されていたが、現状は校務での使用実態はなく、自宅へ持ち帰っているという状況が確認された。また、当該私物 PC の所有者に自宅での使用状況を確認したところ、ネットワークへの接続はしていないとのことであったが、学校側でその事実を確認することはできない状況であった。

【意見】

私物 PC については、情報流出等の防止の観点から校外への持出し、校内への持込み、退職・異動時のデータ管理等について管理マニュアルを定めることにより、校務用の PC と同程度の管理を行うことが望まれる。

（意見事項 15）USB メモリの長期貸出し

【現状及び課題】

横浜国際高等学校では、USB 管理台帳で、貸出日、使用者、返却日等を管理している。当該 USB 管理台帳を閲覧したところ、一か月超貸し出されている USB メモリが散見された。その他光陵高等学校、二俣川看護福祉高等学校、中央農業高等学校でも同様の状況であった。

【意見】

長期間の USB メモリの貸出しは、校外への持ち出しなどの管理が行き届かない可能性も高くなり、盗難・紛失などを含めた情報漏えいのリスクが高まる。そのため USB の貸出しは可能な限り短期間での貸出とすることが必要である。

USB メモリを長期間貸し出す（持ち出す）ことのリスクについて、管理者、使用する教員の双方が認識し、その上で、貸出手続の運用にあたっては、原則として 1 日、長くても 1 週間程度の貸出しに止めることが望まれる。

(意見事項 16) USB メモリ貸出し時の返却予定日の記載

【現状及び課題】

横浜国際高等学校では、USB 管理台帳を用いて、貸出日、使用者、返却日等の管理を行っているが、返却予定日については何ら記録、管理されていない。その他二俣川看護福祉高等学校でも同じ状況であった。

【意見】

返却が遅れている利用者に対して、返却を促すためにも、返却予定日を管理、記録することが望まれる。

(意見事項 17) USB メモリの保管状況

【現状及び課題】

横浜国際高等学校では、USB メモリを約 50 本保有している。本数が多いこともあり、現物があるべき USB メモリが全て管理されていることが一目で確認できない管理状況であった。

そのため、仮に紛失した場合、適時に発見できないおそれがある。

【意見】

小分けした箱で管理するなど、現物管理方法を工夫することを検討されたい。

(意見事項 18) USB メモリの定期的な棚卸し

【現状及び課題】

二俣川看護福祉高等学校では、USB メモリの棚卸しが定期的に行われていなかった。

定期的な棚卸しが行われていない場合、仮に紛失があった際に、適時に紛失に気づけないおそれがある。

【意見】

USB メモリの定期的な棚卸しの実施が望まれる。

(意見事項 19) 私物 PC の管理手続の文書化

【現状及び課題】

鶴見養護学校では、情報に関する学校内の規程・管理マニュアルとして、「校内ネットワーク・電子情報管理および個人情報保護に関する運用規程」及び「電子データの取扱いについて」を作成している。

しかしながら、これら規程及び管理マニュアルには、新任教員に配布している研修資料に記載され、また、実際に運用されている、以下の項目について規定されて

いない。

私物 PC の校外持ち出しの際の管理手続

私物 PC の校内持ち出しの際の管理手続

教員の異動や退職に伴う私物 PC に保存されたデータ削除を行う際の管理手続

【意見】

私物 PC の重要な管理手続は規程・管理マニュアルに規定して学校内に周知することが望まれる。

6 . 神奈川県高等学校奨学金

ア 概要

神奈川県では、経済的理由により就学が困難な者に対して、教育機会の均等及び人材育成の観点から就学を容易にするための経済的支援を目的として奨学資金の貸付を行っている。

奨学金の貸付を受けようとする者より教育委員会教育長へ申請がされ、財務課高校奨学金グループが審査を行い、承認されると貸付が実施される。

なお、直近 5 年間の奨学金の貸付実績及び各年度の貸付金残高は以下のとおりである。

【図表 3-6-1 直近 5 年間の奨学金の貸付実績及び各年度の貸付金残高】

年度	貸付者数（人）			貸付金額 （千円）	貸付金残高 （千円）
	公立	私立	計		
H24	1,837	3,591	5,428	2,083,296	10,163,024
H25	1,591	3,388	4,979	1,930,802	11,190,221
H26	1,435	3,261	4,696	1,837,890	12,098,955
H27	1,180	2,870	4,050	1,570,368	12,586,521
H28	918	2,406	3,324	1,127,470	12,508,744

（出典 神奈川県教育局提出資料より監査人が一部加工）

奨学金については、高校奨学金グループが奨学金システムを使用し、債権管理を行っており、債権回収業務についても高校奨学金グループで実施している。

直近 2 年間の奨学金に係る調定額と収入額は以下のとおりである。

【図表 3-6-2 直近 2 年間の奨学金に係る調定額と収入額】

(単位：千円、%)

年度	調定						合計
	過年度		現年度				
	調定額	調定減額	納入通知書	口座振替	調定額計	調定減額	
H27	521,973	100,862	487,742	573,669	1,061,411	27,042	1,455,480
H28	507,589	73,395	473,733	687,086	1,159,242	26,779	1,566,657

収入						
過年度		現年度				合計
納入通知書	返還率 (%)	納入通知書	返還率 (%)	口座振替	返還率 (%)	
69,981	16.62	390,584	80.08	487,206	84.93	947,666
64,115	14.77	381,549	80.54	583,527	84.93	1,029,191

返還率については、収入を調定（調定減額控除後）で除することで算定している。なお、調定減額は、分割返済への変更や金額訂正等による調定額の減額である。

戻出及び不納欠損の記載を省略しているため、各数値の合計額と合計欄の金額が一致していない。

(出典 神奈川県教育局提出資料を監査人が一部加工)

また、平成 28 年度の滞納額の推移は以下のとおりとなっている。8 月、1 月については、半年払い、年払いの支払月の翌月であり、納入通知書での返還者が多くなることもあり、返還率が低くなる傾向にある。

【図表 3-6-3 平成 28 年度 奨学金 返還・滞納状況】

単位：人、千円

	返還対象 c=a+b			正常返還 a			返還率 c/a (金額)
	人数	前月増減	額	人数	前月増減	返還額	
H28.03	11,882	-77	2,468,545	8,012	397	1,931,692	78.25%
H28.04	11,807	-75	2,494,197	8,079	67	1,970,495	79.00%

H28.05	11,780	-27	2,518,713	8,095	16	2,007,075	79.69%
H28.06	11,760	-20	2,533,151	8,027	-68	2,020,932	79.78%
H28.07	12,091	331	2,628,787	8,402	375	2,123,767	80.79%
H28.08	12,018	-73	2,398,532	6,916	-1,486	1,763,275	73.51%
H28.09	11,870	-148	2,656,518	7,777	861	2,086,155	78.53%
H28.10	11,646	-224	2,647,158	7,743	-34	2,095,878	79.17%
H28.11	12,471	825	2,695,882	8,683	194	2,151,174	79.79%
H28.12	12,407	-64	2,731,152	8,738	55	2,209,767	80.91%
H29.01	13,378	971	2,528,424	7,743	-995	1,861,610	73.63%
H29.02	13,286	-92	2,848,970	8,833	1,090	2,255,791	79.18%
H29.03	13,220	-66	2,963,655	9,179	346	2,404,054	81.12%

滞納			6ヶ月以上滞納			調定済 1		
b								
滞納者数	前月増減	滞納額	滞納者数	前月増減	滞納額	滞納者数	前月増減	滞納額
3,870	-474	536,853	2,076	-235	400,647	866	-29	176,906
3,728	-142	523,702	2,007	-69	393,009	839	-27	177,556
3,685	-43	511,638	1,996	-11	388,250	821	-18	167,912
3,733	48	512,219	1,975	-21	387,376	819	-2	168,331
3,689	-44	505,021	2,069	94	394,698	807	-12	166,155
5,102	1,413	635,257	3,155	1,086	509,899	1,054	247	208,678
4,093	-1,009	570,363	2,347	-808	459,674	919	-135	188,139
3,903	-190	551,279	2,232	-115	459,093	923	4	186,638
3,788	-115	544,708	2,094	-138	441,702	838	-85	184,444
3,669	-119	521,385	1,867	-227	399,632	788	-50	171,430
5,635	1,966	666,815	2,552	685	469,250	837	49	177,649
4,453	-1,182	593,179	2,242	-310	438,355	778	-59	172,644
4,041	-412	559,601	2,044	-198	418,224	747	-31	163,739

1 滞納のうち、調定が全て終了している滞納

(出典 神奈川県教育局提出資料を監査人が一部加工)

平成 26 年度に神奈川県債権管理条例が定められたことで、平成 27 年度及び平成 28 年度に一部奨学金貸付金債権の債権放棄を行っている。

年度	件数	金額	放棄の理由
平成 27 年度	1 件	225,000 円	破産
平成 28 年度	3 件	1,130,000 円	破産 / 所在不明
合計	4 件	1,355,000 円	

(出典 神奈川県提出資料)

また、神奈川県では債権の回収率を向上させるために、平成 24 年度から奨学金の債権回収に係る債権回収会社へ外部委託を実施しており、毎年度ごとに委託対象債権額を拡大して債権回収の向上を図っている。

債権回収業務の委託開始以後の委託対象債権及び債権回収状況等は以下のとおりである。

委託対象者

(平成 24 年度)

- 1 平成 23 年度徴収委託を行い、納付がなかった者
- 2 調定中の者で、一度も納付実績がない者

(平成 25 年度)

- 1 全額調定済みにも関わらず全額未納者
- 2 平成 24 年度現地臨場したが約束不履行・応答がない者
- 3 平成 24 年度の督促を通し、対応に誠意が見られない者
- 4 平成 24 年度中に退学し、過払いがある者
- 5 調定済み又は調定中の案件で、納付実績がない者

(平成 26 年度)

- 1 未納が 1 年以上継続している者で、調定が全て終了している者
- 2 未納が 1 年以上継続している者で、調定中かつ滞納額が 100,000 円以上の者

(平成 27 年度)

- 1 未納が 10 か月以上継続している者で、調定が全て終了している者
- 2 未納が 10 か月以上継続している者で、調定中かつ滞納額が 60,000 円以上の者

(平成 28 年度)

- 1 未納が 10 か月以上継続している者

【図表 3-6-4 債権回収会社の活用実績】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
委託対象者	152 人	143 人	389 人	559 人	491 人
委託債権額	28,848,265 円	33,968,075 円	84,724,786 円	135,800,992 円	104,711,162 円
回収実績	2,546,500 円	14,364,403 円	44,201,834 円	35,809,447 円	31,663,507 円
回収率	8.8%	42.3%	52.2%	26.4%	30.2%
契約期間	7 月 (実働 6 月)	12 月 (実働 10 月)	12 月 (実働 10 月)	12 月 (実働 10 月)	12 月 (実働 7 月)
予算額	2,000,000 円	2,000,000 円	4,526,000 円	9,720,000 円	9,720,000 円

(出典 神奈川県提出資料)

イ 結果及び意見

(意見事項 20) 奨学金の返還方法

【現状及び課題】

神奈川県では現在、奨学金の返還は以下の方法が認められており、返還開始前に返還方法を選択することになっている。

返還方法	返還月	納付方法
月払い	毎月	口座振替
半年払い	1年に2回(7月、12月)	納入通知書(金融機関窓口での納付)又は口座振替
年払い	1年に1回(12月)	納入通知書(金融機関窓口での納付)

(出典 奨学金返還の手引)

「図表 3-6-2 直近 2 年間の奨学金に係る調定額と収入額」における返還率を見ると納入通知書による返還は口座振替による返還と比較し、返還率が低くなる傾向にあるため、返還率が高い口座振替を多く選択してもらうことが返還率を上げるためには必要になると考えられる。

【意見】

返還率の向上のためには返還率の高い口座振替を増やすことが効果的と考えられるため、半年払いの場合も口座振替を原則的な納付方法とし、納入通知書による納付を選択できる場合を限定するといった対応が望まれる。

(意見事項 21) 債権分類を考慮した債権回収

【現状及び課題】

高校奨学金グループでは、奨学生の貸付け及び返還の状況について、専用の奨学金システムで管理しており、債権の滞納期間に応じて、文書による催促等を実施している。また、回収が困難な債権のうち、滞納期間が長期にわたるなど、一定の条件に該当する債権については、債権回収会社への回収業務委託や臨戸訪問の実施など基本的に債権の滞納期間に応じた債権回収アプローチが採られている。

しかしながら、例えば現時点での滞納が短期間であっても、奨学生や連帯保証人とスムーズに連絡が取れなくなっている場合などは、結果的に長期滞納となりうるリスクが潜んでいると考えられる。

【意見】

現状、高校奨学金グループでは、奨学金システム上で各債権の滞納期間だけでなく、滞納金額、奨学生や連帯保証人の状況、返還状況等を管理していることから、これらの情報を活用した債権分類を行い、当該分類に応じた対応を行うことで、より効率的・効果的な債権回収が行えるようになると考えられる。

例えば、債権分類を行った情報をもとに、長期滞納となる可能性が高い案件に対して、債権回収会社への委託や臨戸訪問などの早期アプローチを実施することにより、滞納者数や滞納額の減少を図ることができると考えられる。

7. 寄附金（神奈川県まなびや基金）

ア 概要

神奈川県まなびや基金（以下「まなびや基金」という。）は、平成 21 年度に創設された。基金の目的は、県立学校等の施設整備計画に基づく施設整備事業、教育環境改善プラン等に充てることであり、県立学校等への寄附を財源として積み立てている。

まなびや基金は、主として「県立学校施設再整備計画（以下「新まなびや計画」という。）」の財源に使用するものとされている。この新まなびや計画とは、耐震対策、老朽化対策、トイレ環境改善等、老朽化対策の一環として策定された計画である。基金に関する県ホームページ記載内容は下記のとおりである。

現在、県では「県立学校施設再整備計画」（新まなびや計画）に基づき、県立高校の耐震化や特別支援学校の新設、教育施設全般の老朽化対策などの教育環境整備を進めています。（新まなびや計画の概要については、教育施設課ホームページをご覧ください。）

この計画の推進には多額の財源を必要とすることから、その円滑な実施に向けてできるだけ自主財源を確保することが必要となっています。

また、同窓会等の篤志家の方々からは、母校の教育環境の充実に対して高い関心が寄せられています。

こうした中、教育環境整備の推進に活用するため、平成21年度に「神奈川県まなびや基金」を創設いたしました。

皆様からいただいた寄附金やその運用益金を「新まなびや計画」等の教育環境整備事業の財源として活用し、事業のより一層の推進を図っています。

(出典：神奈川県 HP <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6088/>)

基金の受入及び活用の状況は以下のとおりである。

【図表 3-7-1 寄附の受入状況と活用状況】

(単位：円)

年度	寄附金額	運用益額	取崩金額 (活用額)	年度末残高
21年度	48,936,965	13,899	-	48,950,864
22年度	52,449,679	79,831	5,793,000	95,687,374
23年度	468,039,906	217,339	95,719,300	468,225,319
24年度	33,571,901	473,534	55,230,698	447,040,056
25年度	135,140,076	431,780	501,042,314	81,569,598
26年度	112,734,832	120,424	115,075,765	79,349,089
27年度	86,146,913	100,754	72,631,487	92,965,269
28年度	48,472,267	11,201	49,951,693	91,497,044
29年度	16,218,887	1,161	0	107,717,092
合計	1,001,711,426	1,449,923	895,444,257	-

29年度は、8月末時点までの実績

(出典 神奈川県教育局財務課提出資料)

平成23年度の寄附金額が突出して大きくなっているが、約4億円の大口の寄附を受けたことによるものである。寄附金の総累計額は、平成29年度8月に10億円を突破した。

まなびや基金の充当事業の状況は以下のとおりである。

使途は、教育環境向上の目的の範囲内で、寄附者や学校の意向を踏まえて対応し

ている。

【図表 3-7-2 28 年度まなびや基金充当事業一覧】

種別	件数(金額)	内容
トイレ改修工事	8 件(18,094 千円)	トイレ改修工事
照明器具改修	7 件(5,990 千円)	グラウンド照明器具設置工事、投光器の増設工事 等
物品購入	14 件(11,859 千円)	美術品、テーブル、世界地図、電気湯沸かし器 等
その他工事	13 件(9,702 千円)	武道館床補修工事、カーペット張替工事、体育館ステージスクリーンの設置 等
高等学校空調設備工事	2 件(4,307 千円)	空調設置工事

(出典 神奈川県教育局財務課提出資料)

イ 結果及び意見

(意見事項 22) 基金の用途に関する説明と用途の情報開示

【現状及び課題】

基金の充当状況に関して資料の閲覧及び神奈川県担当者に質問したところ、まなびや基金を新まなびや計画の財源として位置づけられているものの、平成 28 年度のまなびや基金による整備実績の中には、美術品の購入や体育館スクリーンの設置といった、備品購入に係るものも多く含まれていた。

基金創設当初は、当時の施設再整備計画の財源の一部とすることを意図していたが、平成 23 年度から、教育環境改善を目的として、学校の要望に応じて幅広い用途に運用されるようになった。

寄附の用途の決定の方法については、各学校が受け入れた範囲内で学校がその用途を決定している。また、同窓会の周年事業等による大口の寄附のような数百万円規模の寄附が集まった場合には、まなびや基金を財源に設備改修事業を実施している実績はあるが、これは全額寄附財源のみで対応できる場合に行っているものであり、財源の一部としてまなびや基金を活用することはしていない。例えば、ある高校で数億円規模の設備改修があった場合に、財源の一部にまなびや基金を充てるといった運用はされていない。このように、新まなびや計画で謳われている主要なトイレ改修や耐震補強事業と、まなびや基金による事業は相互に独立した事業として運用されているのが実態である。

ホームページの説明では、新まなびや計画に紐づいた設備改修に限定されるもののような記載ぶりになっているが、実際には前述のとおり、教育環境向上のために幅広い用途に活用している。幅広い用途とすること自体に法令上の問題があるわけ

ではないが、使途について寄附者の意思に反する可能性がある。また、ホームページでは、事業の実績を記載しているものの、寄附金がどのようなプロセスを経て使途が決まるのかといった情報開示が十分にされておらず、寄附者からみて寄附の使途の状況が不明瞭といえる。

【意見】

まなびや基金は、県立学校等への寄附を受け付ける窓口であり、その使途は寄附者や学校のニーズに応じて柔軟に対応することが望ましい。その上で、説明責任を果たす観点から、使途を実態に合わせて明瞭に示すとともに、寄附者の寄附がどのような過程を経て使途の決定がされるのか、個別の寄附者の意向が反映されるのかといった情報公開を進めることが望ましい。

(意見事項 23) 学校無指定寄附金の活用

【現状及び課題】

まなびや基金への寄附は、寄附先の学校等を指定するものとししないものに分類される。寄附者は寄附申込みの際に、母校など特定の県立学校等の教育環境向上のための寄附(以下「学校指定寄附」という。)か、県立学校等の施設全般の教育環境向上のための寄附(以下「学校無指定寄附」という。)のいずれかを選択する。

前者の場合、寄附者は充当してほしい県立学校等を指定する。神奈川県は、指定された学校等に対して、当該寄附を財源とした施設整備を行う。

一方で、後者の学校無指定寄附の場合は、どの学校等に使われるかは神奈川県の任意であり、明確な使用方針・計画は定められていない。学校無指定寄附について一定の方針をもって基金を充当しているかを確認するために、質問及び資料を閲覧したところ、平成 28 年度にまなびや基金を充当して実施した事業で、学校無指定寄附を使用した実績はなかった。また過去の使用状況を確認したところ、前述した平成 23 年に大口で約 4 億円受け入れた学校無指定基金を、エアコン整備事業等に充当した、学校指定資金の不足額を充当したといった一部実績はあるものの、その他多数受け入れた寄附は使用されずに残高として残っていた。当該基金残高は、平成 29 年 8 月末時点で 18,449 千円(基金利息を含む)だった。

学校無指定寄附を使用していない状況について、神奈川県担当者にヒアリングしたところ、学校等ごとに平準化すると個々に事業を行える金額ではないことや、まとめて執行する場合においても学校等への優先順位を決めることが難しいということであった。

【意見】

学校無指定寄附は、学校指定寄附と比較すると少額ではあるが、この寄附についても、寄附者は県立学校等全般の教育環境整備の推進への活用を期待して寄附を行

っていることから、これらが基金に残り続ける状況は寄附の目的と照らして望ましくない。この原因となっているのは、寄附の使用方針が明らかでないことが要因であると考えられる。

個々の寄附額が少ない、あるいは、使用先の学校等の優先順位を定めることが難しいのであれば均等に学校等に配分した上で、学校指定寄附と併せて使途を決めるといった運用が考えられる。学校等の優先順位も、過去の寄附状況を確認した上で、寄附が少ない先に使用するといった方針を定めることが考えられる。このように、予めいつ・どのように使用するかという充当方針を具体的に定めることが望ましい。

8. 私費会計

(1) 私費会計とは

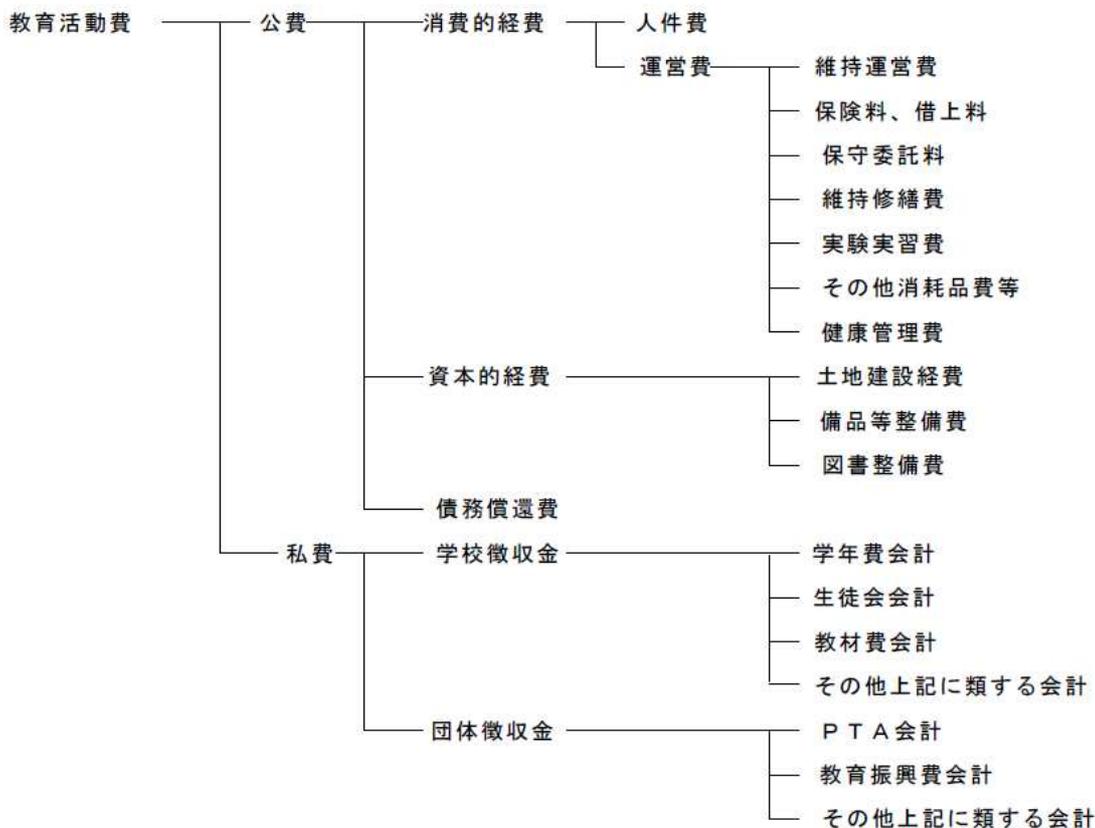
ア 概要

(ア) 公費と私費の区分と運用基準

学校教育に必要な経費には、設置者負担の原則（学校教育法第5条）に基づき税金により賄われる「公費」のほかに、受益者負担の原則から、生徒ないしは保護者が負担することが適当と考えられる「学校徴収金」やPTA等団体の活動経費などの「団体徴収金」といった、生徒・保護者側との合意に基づいて、学校が徴収し、管理する経費である「私費」が存在する。これは、他の行政機関には見られない、教育活動に密接に関連した経費であり、公費に準じた性格を有している。

教育活動に必要な経費の例示は、次のとおりである。

【図表 3-8-1 教育活動費の構成】



(出典：私費会計事務処理の手引(改訂版)「私費会計事務処理」)

公費と私費の負担区分については、平成5年3月に私費会計基準と併せて「高等学校運営経費の公費・私費の負担区分及び私費会計基準について」において整備され、各学校に通知された。その後、社会の進展に伴い学習環境が大きく様変わりする中で、必要な物品やサービスの内容も変わってきたことから、平成26年2月に教育局行政部財務課によって、「公費・私費の負担区分に係る運用基準」(以下「運用基準」という。)として整理された。運用基準では、現行の負担区分の考え方に基づき学校運営に係る経費を、以下の3つに分類しており、それぞれの基本的な考え方は以下のとおりである。

<p>公費負担とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の建設事業費 ・ 教職員の人件費、旅費 ・ 学校の経費のうちその性質上、私費負担は認められないもの <p>一定の条件のもとで私費負担が認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公費負担と区分される経費であるが、生徒に還元される要素が大きく私費負担もあり得ると考えられるもの。

- ・予算措置されている経費は、その予算の範囲内においては公費での執行を優先する。
- ・各校固有の課題に対応するため、予算措置された範囲を超えて負担が必要となり、以下の条件に該当するもの。

当該学校の教育目標、学校目標等の実現に資するもので、保護者の同意が得られ、かつ説明責任が果たせるものであること。

保護者の了解（PTA等保護者の総意を代表する機関の意思決定）を事前に得ていること。ただし、緊急やむを得ない場合は事後の了解も可とする。

学校教育活動にとって必要なものであると校長が認められること。

必要最低限のものであること。

効果が生徒に還元されるものであること。

教職員に関する経費は含まないこと。

< 経費具体例 >

- ・部活動に係る経費
- ・生徒主体となる行事等に係る経費
- ・環境整備、美化活動に係る経費
- ・生徒指導、進路指導に係る経費
- ・生徒の要望による図書や新聞等の購入経費 など

私費負担とするもの（個人負担を含む）

- ・公費での負担が適当でないもの

（出典：公費・私費の負担区分に係る運用基準）

（イ） 私費会計の定義と私費会計基準

私費は、所期の教育活動を達成するため保護者からの信託を受けて学校が管理する預かり金であり、信託を受けた学校は会計処理に当たり、厳正かつ適切に処理し、また、常にその効率性や保護者の負担軽減への配慮に努めるとともに、保護者に対する説明や報告を行うなど、透明性の確保と事故防止に努めることで、保護者の負託に応える必要がある。

神奈川県教育委員会では、このような観点から、私費会計処理の適正かつ効率的な執行を図るため、平成5年3月に「私費会計基準」を定め、その後、さらに実効性のある「私費会計基準」へと見直しを行い、平成13年2月に新たな「私費会計基

準」を策定し、併せて「私費会計事務処理の手引」を発行した。また、平成 19 年 3 月に全体的な内容の見直しを行い、主に事故防止の観点から私費会計基準を改定するとともに、併せて「私費会計事務処理の手引（改訂版）」（以下「手引」という。）が発行された。

手引には、各学校に共通する主な会計の処理方法等について、基本的な指針が示されており、私費会計基準の趣旨、私費会計処理の考え方や執行手続き方法、業者選定や帳簿類記載の方法等について、初めて私費会計処理に携わる教職員にも理解できるように編集がなされている。

私費の内訳としての学校徴収金及び団体徴収金については、私費会計基準に以下のとおり規定されている。

（定義）

第 2 条 この基準において「学校徴収金」とは、生徒に直接かかわる経費のうち受益者負担が適当と考えられるもので、教育活動を円滑に行うために、あらかじめ校長が生徒又は保護者から徴収する経費をいう。

2 この基準において「団体徴収金」とは、校長が当該学校の運営及び教育活動に密接に関係する団体の長から書面により会計事務の委任を受けた当該団体の運営及び活動経費をいう。

（出典：私費会計基準）

また、手引において、それぞれの事務処理から再説明がされている。

ア 学校徴収金

生徒に直接かかわる経費のうち受益者負担が適当と考えられ、あらかじめ校長が学校関係者及び保護者の代表者からなる学校徴収金運営協議会の承認を得た額を、学校活動を円滑に行うために生徒・保護者から徴収する経費をいいます。

イ 団体徴収金

PTAなど、学校運営と密接に関係する団体がその運営費や活動経費などとして徴収しているものをいいます。なお、学校がPTA等に代わって各種事務手続きを行うには、校長は当該団体の長から書面により徴収や執行などの事務の委任を受けていることが必要です。

（出典：私費会計事務処理の手引（改訂版）「私費会計事務処理」）

私費会計の種類については、手引に示されており、まとめると以下のとおりである。

(学校徴収金)

会計名	内 容
学年費会計	当該年度の教育計画に基づく学校及び学年単位の教育活動を実施するための経費。生徒に直接還元される性格をもつ経費であり、原則として、同一学年の生徒全員が購入する物品や参加する行事に係る費用 ・生徒手帳代 ・遠足費 ・芸術鑑賞費 ・教材費 ・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 等
生徒会会計	全校生徒を会員として、学校生活の充実のための活動を行う経費 (学校行事や部活動振興)
教材費会計	当該年度の各教科の教育計画に基づく教育活動を実施するための経費で、選択教科やコースごとに必要な経費 (学年費会計によることが困難なもの)
給食費会計	特別支援学校の給食経費
その他上記に類する会計	その他校長が必要と認める経費で、学級費、部活動費等

(団体徴収金)

会計名	内 容	
P T A 関 係	PTA 会計	PTA の運営及び活動費に係る経費
	教育振興費 (環境整備費) (図書費)	教育の振興に係る経費(援助的経費) 会計の種類や名称は、学校により異なる。

(出典：私費会計事務処理の手引(改訂版)「私費会計事務処理」)

(ウ) 学校徴収金運営協議会の設置

私費会計基準第3条において、学校徴収金の徴収目的や徴収額等を協議する機関として、保護者等(定時制・通信制の場合は後援会代表や生徒代表の場合もある)の代表を含めた学校徴収金運営協議会の設置が定められている。

なお、手引の「私費会計事務処理」で示されているとおり、学校徴収金は、団体徴収金と区別しなければならないが、学校徴収金運営協議会としての条件を整えば、PTAの運営委員会等が学校徴収金運営協議会の役割をすることも可能となっている。

(運営協議会の設置)

第3条

- 1 校長は、学校徴収金の徴収目的及び徴収額等を協議する機関として、保護者等の代表を含めた運営協議会を設置し、運営協議会の運営要綱を定めるものとする。ただし、これに代わる組織がある場合は、この限りではない。
- 2 運営協議会の会長は、委員として委嘱する保護者の中から選出するものとする。

(出典：私費会計基準)

(エ) 事務執行体制

事務執行体制は私費会計基準第4条に規定されており、これをまとめたものが下表である。収支等責任者は校長であり、副校長又は教頭が審査責任者となる。また、出納の責任者は事務長であるが、会計担当者は校長が教職員の中から会計ごとに決定する旨が定められている。

役割	職名	職務
収支等責任者	校長	予算案及び決算案の決裁、予算執行、予算流用、徴収金の収納及び経費の支出の決定等
	(副校長)	校長が不在のときは、急施を要するもの又はその処理について、あらかじめ校長の指示を受けたものについてはその事務を代決することができる。
審査責任者	副校長・教頭	予算執行、予算流用、徴収金の収納及び経費の支出の内容審査等
審査員	事務長	予算執行、予算流用、徴収金の収納及び経費の支出の内容審査等
会計担当者 (校長が教職員の中から各会計ごとに決定)	教職員	予算案の編成、予算執行、予算流用、徴収金の収納、経費の支出、決算案の作成、出納簿等帳簿類の記載・整理、物品管理等
出納責任者	事務長	支出手続きの決裁、預金通帳の管理、現金の出納・保管等
現金出納員 (校長が必要に応じて指定)	副校長・教頭	出納責任者(事務長)の補佐として、現金の出納保管に関する事務

(出典：私費会計事務処理の手引(改訂版)「私費会計事務処理」)

(オ) 契約書の作成

私費会計基準第13条において、契約金額が150万円を超える場合には必ず契約書を作成する必要がある旨が規定されている。ただし、契約金額が150万円以下であっても、卒業アルバムの制作や芸術鑑賞など、契約内容の詳細を明らかにしておく必要性の高いものについては、契約書を作成するか、請書を徴することが定められている。

(契約書の作成及び省略)

第13条 会計担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項のうち必要なものを記載した契約書を作成し、仕様書等を要するものは、これを添付しなければならない。

(1) 契約の目的・内容

- (2) 契約金額
- (3) 契約の履行期限
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 監督及び検査
- (7) 履行遅滞その他債務不履行の場合における違約金
- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 契約の解除条件
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

2 契約書の作成を省略できる場合は次のとおりとする。ただし、契約の内容により必要がある場合は、前項契約書における事項に準じて請書を徴するものとする。

- (1) 契約金額が 1 5 0 万円を超えない契約を締結するとき。(ただし、廃棄物処理業務にあたっては、契約書を省略することができない。)
- (2) 物品を購入する場合において、直ちに現品の検査ができるとき。

(出典：私費会計基準)

(カ) 見積合せの実施

私費会計基準第 14 条において、物品の購入に当たっては、予定価額が 5 万円以上の場合には、保護者負担軽減の観点から競争原理を導入するため、二者以上から見積書を徴するものと規定されており、最低金額を提示した業者から購入することとされている。

(見積合せの実施)

第 1 4 条 物品の購入等にあたっては、必ず見積合せを行うものとする。ただし、次のようなものは見積合せを省略しても差し支えないが、品質、価格等を十分考慮し適正な取扱いをすること。

- (1) 1 人又は 1 会社の専有する物品を購入するとき
- (2) 食料品を購入しようとするとき
- (3) 予定価格が 5 万円未満の物品を購入するとき又は 5 0 万円未満の請負をさ

せるとき

(4) その他、校長が認めたとき

(出典：私費会計基準)

(キ) 経理状況の確認

私費会計基準第19条において、校長、副校長、教頭及び事務長は各会計の帳簿等の点検を会計年度内に二回行うほか、必要に応じて随時点検を行い、確認の押印を実施することが規定されている。

(経理状況の確認)

第19条 校長(収支等責任者)、副校長等(審査責任者)及び事務長(出納責任者)は、学校徴収金の各会計の帳簿等(現金出納簿、収入・支出関係伝票、預金通帳等)の点検を当該会計年度の間接時期及び会計年度末に行うとともに、必要に応じて随時点検を行うものとする。

(出典：私費会計基準)

(ク) 事務の引継ぎ

私費会計基準第24条において、校長、副校長、教頭及び事務長が人事異動等により交替した場合は、前任者は速やかに引き継ぎ書を作成し、現金、物品、帳簿及び関係書類等を後任者に引き継がなければならない旨が規定されている。この際、必ず、全ての現金、物品、帳簿及び関係書類等について照合、確認を行うこととされている。

(事務の引継ぎ)

第24条 校長(収支等責任者)、副校長等(審査責任者)又は事務長(出納責任者)の交替があった場合は、前任者は速やかにその保管に係る現金、物品、帳簿及び関係書類等を後任者に引き継がなければならない。

2 前項に規定する事務引継ぎは、すべての現金、物品、帳簿及び関係書類等について照合、確認を行い、事務引継書を作成して行わなければならない。

(出典：私費会計基準)

イ 結果及び意見

(ア) 私費会計の適用範囲

(意見事項 24) 部活動費会計の管理

【現状及び課題】

神奈川工業高等学校では、過去に私費会計として管理していた自動車部、サッカー部及びライフル射撃部の会計について、現在は保護者が管理している。

相原高等学校では、過去よりバレーボール部と卓球部の会計については保護者が自主的に部活動費会計を管理している。

他方で全ての部活動費を私費会計として取り扱っている学校も存在し、部活動費を私費会計とするかどうかについての考え方が学校ごとに異なっている。

部活動に係る運営経費は、事故等があった場合には学校にも管理責任が及ぶ可能性もあり、学校徴収金としての性格もあるため、原則として私費として取り扱い、私費会計基準に則った会計処理をすることが望ましいと考える。

【意見】

部活動費の性質は、受益者負担の原則から、生徒ないしは保護者が負担すべき学校徴収金であると考えられる面がある。県においても部活動費会計を、「私費会計事務処理」の「私費会計の種類」に例示(p127 参照)して私費会計の1つであるとしている他、「部活動指導ハンドブック」においては、部活動に係る運営経費は学校徴収金としての性格を持つことから、私費会計基準の趣旨を生かしつつ、適正な処理を行う旨が規定されている。

このため、部活動費会計は原則として私費として取り扱い、学校が管理を行うべきと考える。なお、例外的に私費会計とせずに、保護者会等で会計を管理する場合は、保護者会が部費管理を全面的に担うこととなるため、保護者会と県立学校との間で会計に係る管理責任を明確にするために、学校徴収金運営協議会等において部活動ごとの部活動費会計の責任関係を整理し確認しておくことが望ましいと考える。

(意見事項 25) 団体徴収金に準じて管理すべき口座

【現状及び課題】

海洋科学高等学校において、「神奈川県水産教育振興会」、「県高校教科研水産部会」、「横三地区 PTA 交通安全 教育実行委員会」及び「横三地区交通安全教育実行委員会」名義の通帳が、事務室が管理する金庫に保管されていた。

神奈川工業高等学校において、「神奈川県産業教育フェア運営委員会」及び「神奈川県工業教育振興会」名義の通帳が、事務室が管理する金庫に保管されていた。

当該通帳の管理及び出納等の経理業務は、それぞれの運営団体の事務局として各学校が担っており、教員が職務の一環として事務を実施しているものであった。こ

これらの金銭の収支は、公費としても私費としても位置付けられていない資金であった。

【意見】

私費会計基準第2条では、団体徴収金を「学校の運営及び教育活動に密接に関する団体の長から書面により会計事務の委任を受けた当該団体の運営及び活動経費」と定義している。本件は、いずれも教育活動に関係する団体の事務局として、学校で会計事務を実施しており、書面での委任はないものの、事務局として業務を割り当てられている位置づけに鑑みると団体徴収金に準じて整理し、管理することが望ましい。

(イ) 公費と私費の整理

(意見事項26) 公費と私費の区分誤り

【現状及び課題】

公費と私費の区分については、運用基準に規定されているが、学校往査及び財務事務調査指導の結果の閲覧により、会計担当者の認識不足による区分の誤りが散見された。原則として公費を事務職員が、私費を教員がそれぞれ管理している状況のため、学校運営に係る会計を学校として横断的に理解できていない状況である。

【意見】

事務職員と教員との連携や情報共有といった場が整備されておらず、その結果、公費と私費が統一的に管理できていない状況になっていることから、両者が連携して確認しあえる仕組みを構築することが望まれる。

(意見事項27) 公費と私費以外の預金口座

【現状及び課題】

中央農業高等学校では公費にも私費にも該当しないと考えられる、同窓会の預金通帳を学校で保管していた。海洋科学高等学校では、同じく同窓会の預金通帳を学校で保管していた。なお、中央農業高等学校の預金通帳は、同窓会の代表である学校長の名義で口座が開設されていた。これらは教員が職務の一環として事務を実施しているものであった。

同窓会は、私的に組成されたものである。私的の団体の預金通帳であるが、学校の金庫で預かっているため、事故等があれば学校の管理責任が及ぶ可能性がある。

【意見】

本来、私的な団体の預金通帳を預かるべきではない。ただし、実務を考慮し、団体の通帳を学校が管理する場合は、預金通帳の所有団体に対して、預り証を発行するなどして、保管の際の通帳管理に係る責任関係を明確にすることが望まれる。

(2) 帳簿等の整備

ア 概要

私費に係る帳簿や決算書の種類及び様式については以下のとおり私費会計基準で定められており、各学校は、私費会計に係る保護者に対する説明責任に係る透明性を確保するため、これらの帳簿類を備え付け、漏れがないように会計事務を適切に行う必要がある。

(帳簿等の備付け)

第22条 備え付ける帳簿等は、次のとおりとする。

- (1) 予算書(第1号様式)
- (2) 現金出納簿(第2号様式)
- (3) 徴収簿(第3号様式)
- (4) 徴収伺票(第4号様式)
- (5) 収入金調書(第5号様式)
- (6) 予算差引簿(第6号様式)
- (7) 支出伺票・支出決定票(第7号様式)
- (8) 支出伺(兼)支出決定票(第8号様式)
- (9) 支出伺(兼)支出決定票・資金前渡(概算払)精算報告票(第8号様式の2)
- (10) 小口現金出納簿(第10号様式)
- (11) 預金等管理簿(第11号様式)
- (12) 決算書(第12号様式)
- (13) 私費会計備品出納簿(第13号様式)
- (14) その他

(帳簿等の管理)

第23条 学校徴収金の帳簿等は、会計別に表紙を付け、年度及び会計名を記載し整理する。

- 2 帳簿等は、毎会計年度終了後、5年間保存しなければならない。保存する文書は、前条に定める帳簿等のほか預金通帳、預金残高証明書等の経理に係るすべての文書とし、会計担当者は監査終了後、速やかに事務長(出納責任者)へ引継ぎ、事務長はこれを保管するものとする。

(出典：私費会計基準)

イ 結果及び意見

(ア) 帳簿記帳等

(意見事項 28) 帳票間の整合性

【現状及び課題】

光陵高等学校の生徒会費の中で、伝票、出納帳、口座入金取引単位が異なっているものが、サンプルで 2 件あった。預金口座の入金が 2 回に分かれているにも関わらず、現金出納帳では一取引として記帳されていた他、現金出納帳では 2 件の取引として記帳されているのにも関わらず、入金 は 1 回にまとめている等、帳簿間の整合性を確認できないケースがあった。

【意見】

会計帳簿において、一対一で取引の記録が整合しないことは透明性の確保の点では支障があり、また、監査においても検証が不効率になることから、取引の実態に合わせた記帳が望まれる。若しくは、まとめて記帳するとしても内訳書を作成することで整合性を担保することも考えられる。

(意見事項 29) 小口現金出納簿の様式

【現状及び課題】

鶴見養護学校の小口現金出納簿について、私費会計基準第 22 条に規定されている第 10 号様式を使用せず、第 2 号様式の現金出納簿を加工して使用しており、私費会計基準とは異なる様式で帳簿が作成されていた。

【意見】

小口現金出納簿については、私費会計基準第 22 条に基づき、第 10 号様式で作成されることが望ましい。現金出納簿は預金の出納を管理する運用とされているからである。なお、現金出納簿の名称を預金出納簿に改めることが望ましい。

(イ) 予算書

(指摘事項 11) 部活動費会計等における予算書の作成

【現状及び課題】

生田高等学校の全ての部活動費会計について予算書が作成されていなかった。

相原高等学校では、テニス部、バドミントン部、畜産部、演劇部及びバスケットボール部の合宿会計において予算書が作成されていなかった。

平成 12 年 9 月 1 日付の「部活動に係わる運営経費等の取扱いについて(通知)」にて執行を要求している事項として言及されていない部分ではあるが、予算書の作成は適切な会計の管理において必須の事項であり、また、不作成の状況は私費会計

基準違反に該当している。

【指摘】

私費会計基準第 8 条に基づき予算書を作成しなければならない。また、私費会計基準第 22 条の第 1 号様式に従って明瞭に記載する必要がある。その他、第 9 条に基づき年度当初に予算執行計画を作成することにも留意すべきである。

なお、保護者向けの徴収通知をもって予算書の代替として、その作成を省略しているケースが散見されたが、私費会計基準の規定とは異なる対応となっているため、これを容認するのであれば、私費会計基準を見直すか、別途通知等を行う等の対応が必要と考える。

(予算の編成)

第 8 条 学校徴収金の各会計は、年度当初に予算を編成する。ただし、当該会計年度中に、これを変更することができる。

2 学校徴収金の会計別予算書(第 1 号様式)は、当該会計年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明瞭に記載しなければならない。

3 校長は、学校徴収金の会計別の予算書(第 1 号様式)を、第 3 条に定める運営協議会へ提出し、その承認を得た後、文書により保護者に通知しなければならない。

(予算の執行)

第 9 条 予算の執行を計画的かつ効率的に行うため、年度当初に予算執行計画を作成する。

2 予算の執行は、副校長等(審査責任者)及び事務長の審査並びに校長(収支等責任者)の決裁(以下「校長等の決裁」という。)により行い、予算差引簿(第 6 号様式)等により管理する。ただし、必要に応じてあらかじめ関係職員を経由する。

(出典：私費会計基準)

(意見事項 30) 会計間の貸借

【現状及び課題】

光陵高等学校では、教育振興費等から、学年費等の他の会計に対して一時繰出しを容認していた。

生田高等学校では、遠足等により、1 年生の学年費が年度当初に不足するため、他の会計から一時繰入れがなされていた。

団体徴収金及び学校徴収金の各会計間の貸借は、予算を適切に管理することで可

能な限り回避すべきものである。また、私費会計基準において、学校徴収金の各会計間の貸借は原則として禁止されていることなども踏まえれば、特別な事情がない場合には、一時繰り入れは実施するべきではないものとする。

【意見】

しかしながら、例えば1年生の学年費は学年期初には徴収がされていないため、その期間の必要な支出のために他の会計から一時的に繰り入れないと運営ができず、実態と私費会計の規定に乖離があるといえる。私費会計基準第10条第2項において、原則として学校徴収金の各会計間の貸借は禁止されているため、団体徴収金及び学校徴収金の各会計間の貸借を例外として容認するのであれば、通知等を行うなどの対応を検討されたい。

(予算の流用等)

第10条 学校徴収金の各会計内における流用は、校長等の決裁を受けて行うものとし、運営協議会への報告事項とする。

2 学校徴収金の各会計間の貸借は、原則として行ってはならない。

(出典：私費会計基準)

(ウ) 決算書

(指摘事項12) 決算書の作成日の記入

【現状及び課題】

横浜翠嵐高等学校において私費会計の決算書の報告日が空欄のものや報告日が平成29年5月末となっているものがあつた。

横浜国際高等学校の教育振興費会計の決算書の報告日が空欄であつた。

生田高等学校の教育振興費会計の決算書の報告日が空欄であつた。

鶴見養護学校のPTA会計以外の決算書全ての報告日が空欄であつた。

各校には保護者や私費会計の委託者への説明責任があり、当該説明責任を適切に果たしたことを証するためにも、決算書には私費会計基準の第12号様式に従って報告日を適切に記載しなければならず、また、決算書は私費会計基準第20条に基づき、翌年度の4月末日までに作成する必要がある。

(決算報告)

第20条 当該年度の収支が終了したときは、会計担当者は、帳簿を締め切り、翌年度の4月末日までに学校徴収金の各会計の決算書(第12号様式)を作成しなければならない。

2 決算書の内容は、当該会計年度におけるすべての収入及び支出の内容を明瞭

に記載しなければならない。

3 校長は、学校徴収金の各会計の決算については、運営協議会の承認を得て文書により保護者等に報告しなければならない。

(決算報告)

第29条 校長は、団体徴収金の各会計の決算については、当該団体の長に報告し、関係書類を引き渡すものとする。

(出典：私費会計基準)

年度決算書

会計

1 収入の部 (単位)

科目	予算額(A)	決算額(B)	差額(A-B)	備考
収入合計				

1 支出の部 (単位)

科目	予算額(A)	決算額(B)	差額(A-B)	備考
支出合計				

次年度繰越金	
--------	--

上記のとおり報告します。
平成 年 月 日 会計

監査の結果、適正に処理されてきました。
平成 年 月 日 会計監査

- (注) 1 予算額と決算額との差異が著しい項目については、その理由を備考欄に記載する。
2 前年度繰越金は、前年度決算書の次年度繰越金の額を記載する。
3 予備費を他の経費に充当使用した場合は、その旨備考欄に記載する。

(出典：私費会計基準 第12号様式)

【指摘】

私費会計の決算書については、私費会計基準第20条に従い、報告期日までに報告を行い、報告日を記載する必要がある。

(指摘事項 13) 部活動費会計等の決算書の作成

【現状及び課題】

光陵高等学校では全ての部活動費会計の決算書が作成されていなかった。

生田高等学校では全ての部活動費会計の決算書が作成されていなかった。

相原高等学校の演劇部の合宿会計では決算書が作成されていなかった。

平成 12 年 9 月 1 日付けの「部活動に係わる運営経費等の取扱いについて(通知)」にて執行を要求している事項として言及されていない部分ではあるが、決算書の作成は、アカウントビリティの観点から適切に実施する必要がある、また、私費会計基準にてその作成が義務付けられていることから、私費会計基準違反の状況となっている。

【指摘】

決算書は私費会計基準第 20 条に基づき作成が義務付けられているため、作成を要する。保護者向けの会計報告をもって決算書の代替として、その作成を省略しているケースが散見されたが、私費会計基準の規定とは異なる対応となっているため、これを容認するのであれば、私費会計基準を見直すか、別途通知等を行う等の対応が必要と考える。

(指摘事項 14) 残金の精算の会計処理

【現状及び課題】

横浜国際高等学校の 9 期生会計、英語合宿会計、各部活合宿会計において生徒会計への寄附、生徒への返金等の残金の精算を注書で記載しており、支出に含めていなかった。

私費会計基準第 20 条第 2 項では「決算書の内容は当該会計年度における全ての収入及び支出の内容を明瞭に記載しなければならない」とされており私費会計基準に違反している。

残金の精算を私費会計の決算書の支出に含めていないため、当該会計年度の支出の内容が明瞭に記載されておらず、また、残金の精算が適切に行われた結果として残金がゼロになったということが決算書上で表現されない結果となっている。

【指摘】

残金の精算であっても、年度内の支出であれば決算書上も支出として記載し、当年度の収支を明瞭に表示する必要がある。

(指摘事項 15) 予算額と決算額の差異が著しい項目に係る理由の記載

【現状及び課題】

生田高等学校の P T A 積立金会計及び教育振興特別会計について、当年度の収入

を当年度に全額支出する予算であったところ、決算においてはまったく支出がなされず翌年度に繰り越されているか、または予算に比してかなり少額の支出となっており、予算額と決算額に著しい差異が発生していたものの、その理由が決算書の備考欄に記載されていなかった。

相原高等学校の農業クラブ会計、PTA特別会費会計及び100周年記念事業費会計について、予算額と決算額の著しい差異が発生していたものの、その理由が決算書の備考欄に記載されていなかった。

平塚中等教育学校の教育振興費会計、環境整備費会計、PTA会費会計及び周年事業積立費会計について、予算額と決算額の著しい差異が発生していたものの、その理由が決算書の備考欄に記載されていなかった。

横浜国際高等学校の教育振興費会計、PTA会計及び環境整備費会計について、予算額と決算額の著しい差異が発生していたものの、その理由が決算書の備考欄に記載されていなかった。

予算額は受益者負担が適当と考えられる経費等を保護者へ負担してもらうための根拠を示すものでもあり、予算額と決算額の著しい差異は、徴収する負担金が多額であった可能性を示すものであり、保護者の負担軽減への配慮という観点からは適切なものとは言えない。また、予算額と決算額との間に著しい差異があった場合にはその原因を分析し、決算書において適切に表示し、保護者に対する説明責任を果たすべきである。また、私費会計基準第22条に規定されている決算書様式第10号の注書き1において予算額と決算額との差異が著しい項目については、その理由を備考欄に記載することとされていることから、私費会計基準違反となっている。

【指摘】

私費会計基準第22条に規定されている決算書様式第10号の注書き1に基づき、予算額と決算額との差異が著しい項目については、その理由を備考欄に記載する必要がある。

また、予算策定時点において当年度に支出をしないことが明らかな場合には、予算上も支出をゼロとするなど予算作成の精度の向上に努めるべきである。

(意見事項31) 監査の証跡

【現状及び課題】

光陵高等学校の学校徴収金運営協議会の資料である決算書や会計報告には監査済みの証跡のないものが添付されている。その状況において、決算を承認する学校徴収金運営協議会に監査員が2名とも欠席していた。

監査が実施されていることが不明の状況であるにも関わらず、決算が承認されて

いることは問題である。

【意見】

学校徴収金運営協議会は、適切に監査が行われた各会計の決算を承認するものであり、学校徴収金運営協議会の資料として添付する決算書や会計報告書には監査済みの証跡があるものを添付することが望まれる。

(3) 私費会計における預金口座

ア 概要

私費会計は、私費会計基準第11条第4項(学校徴収金について。団体徴収金については第31条により同条を準用)に基づき、会計ごとに預金口座を作成しなければならない。

(収入の方法)

第11条 学校徴収金を徴収するときは、目的、金額、決算報告の方法等を記載した文書を第3条に定める運営協議会へ提出し、その承認を得た後、事前に校長名で保護者に通知しなければならない。

2 学校徴収金を徴収するときは、会計担当者は、徴収伺票(第4号様式)等により校長等の決裁を得て行わなければならない。

3 学校徴収金を収納する場合、会計担当者は、収入金調書(第5号様式)を作成し、事務長(出納責任者)の決裁を受けた後に、校長等の決裁を受けるとともに、現金出納簿(第2号様式)及び徴収簿(第3号様式)等に記載するものとする。

なお、収入金調書(第5号様式)の作成に当たっては、次の各号に留意すること。

(1) 授業料徴収システムにより収納した場合は、会計担当者が私費収納未納明細表により収納済額及び未納額について必ず確認し、収入金調書(第5号様式)を作成すること。

(2) 現金を領収した場合は、校長(収支等責任者)、事務長(出納責任者)、校長から指定を受けた副校長又は教頭(現金出納員)名義の領収書を発行し、現金集計表及び収入金調書(第5号様式)を作成するとともに事務長(出納責任者)に引き継ぐこと。領収した現金は領収した日の翌日から5日以内に各会計の預金口座に入金すること。ただし、領収した現金が20万円を超えたとき

は即日又は翌日（これらの日が金融機関の休日の場合はその次の勤務日とする。）にこれを入金すること。領収した現金は預金口座へ入金するまでの間、金庫に保管すること。

（３）学校徴収金を校長（収支等責任者）があらかじめ指定した金融機関の預金口座への振り込みにより収納した場合は、金融機関から送付される明細表等により、収納済額及び未納額について必ず確認し、収入金調書（第５号様式）を作成すること。

４ 収入金は、すべて会計別に校長名義の預金口座を金融機関に設けて預金すること。預金通帳の届出印は校長の私印とし、校長がこれを保管すること。

５ 預金通帳は、預金等管理簿（第１１号様式）を作成し、事務長（出納責任者）が管理すること。

（学校徴収金の基準の準用）

第３１条 第４条、第５条、第７条、第９条第２項、第１１条第２項から第５項まで、第１２条から第１９条まで、第２０条第１項及び第２項、第２２条、第２３条第１項並びに第２４条の規定は、団体徴収金に準用する。この場合において、「学校徴収金」とあるのは「団体徴収金」と読み替えるものとする。

（出典：私費会計基準）

イ 結果及び意見

（指摘事項 16）預金口座のない私費会計

【現状及び課題】

鶴見養護学校において、遠足、校外学習、宿泊合宿などを実施する行事会計について、預金口座が設けられておらず、預金口座を通さずに出納がなされている。

相原高等学校の演劇部合宿会計及びバスケットボール部合宿会計について、会計が設けられているにも関わらず、預金口座が設けられていない。

私費会計基準第 11 条 4 項で私費会計については会計別に預金口座を設ける必要があるため、預金口座がない私費会計については私費会計基準違反となっている。

【指摘】

私費会計基準第 11 条 4 項に基づき、私費会計に係る収入金は、会計別に校長名義の預金口座を金融機関に設けて預金する必要がある。

(指摘事項 17) 預金口座、現金出納簿及び決算書の残高の不一致

【現状及び課題】

鶴見養護学校において、PTA会計の金銭出納帳(現金出納簿に代わる帳簿)及び決算書の平成29年3月31日残高と、預金口座の残高が一致していなかった。

生田高等学校では、テニス部及び軽音楽部の現金出納簿が期末まで作成されておらず、預金口座の期末残高と一致していない。ラグビー部では、現金出納簿と預金口座残高が一致しておらず、差額の小口現金について帳簿が作成されていない。漫画部においては現金出納簿自体が存在しない。

【指摘】

預金口座、現金出納簿及び決算書の残高は、適切に処理が行われれば全て一致するものであり、決算時において全ての一致を確認する必要がある。

(指摘事項 18) 多額の現金の預り

【現状及び課題】

横浜翠嵐高等学校において、事務室が管理する金庫内に部活動に係る20万円以上の現金が保管されている。

多額の現金を保管することは横領や盗難等といったリスクが高くなるため、不正防止の観点からも金庫に多額の現金が保管されている状況は適切とは言えない。

【指摘】

多額の現金については、不正防止の観点から、直ちに預金口座に入金することが必要である。

(意見事項 32) 未使用・不使用の預金口座

【現状及び課題】

神奈川工業高等学校において、過去に私費会計として学校が資金を保管・管理していたが、現在は保護者が資金を管理し、使用されなくなった自動車部、サッカー部及びライフル射撃部に係る預金口座が引き続き金庫に保管されており、少額ではあるが、残金が残っていた。

横浜国際高等学校の中国語検定会計の預金口座が平成24年に開設以来、一度も使用されておらず、使用の見込みもない状態であった。

光陵高等学校においては、平成27年度に終了した創立50周年記念事業会計の預金口座があり、残高が6,143,984円残っていた。

収入や支出がなく、今後も予定されない会計について預金口座を保有していることで、不正に使用される恐れがあり、望ましい状況ではなく、また不要な口座管理の手間が発生しているものと考えられる。また、残金については、その私費会計の

目的に応じて適切な精算をタイムリーに行うべきである。

【意見】

現在使用していない預金口座は、不正に使用される恐れや管理コストの点から、早期に残高を精算し、解約することが望ましい。

(4) 私費会計の監査

ア 概要

私費会計のうち、学校徴収金については私費会計基準第21条、団体徴収金については当該団体の規約に基づき、会計ごとに監査を実施しなければならない。

(監査の実施)

第21条 学校徴収金の各会計の監査は、運営協議会の監査委員2名以上で実施する。

2 運営協議会会長は、監査委員に対し決算書が提出された後、速やかに監査を行うよう指示するものとする。

3 監査は決算に伴うもののほか、年度途中での中間監査を実施しなければならない。

(監査の実施)

第30条 団体徴収金の各会計は、当該団体の規約に定める監査を受けるものとする。

(出典：私費会計基準)

イ 結果及び意見

(指摘事項19) 部活動費会計等における監査の未実施

【現状及び課題】

中央農業高等学校の軽音楽部会計及び吹奏楽部会計について、収支がないことを理由に監査がなされていなかった。

生田高等学校のソフトボール部、テニス部、ハンドボール部、ラグビー部、ワンダーフォーゲル部、吹奏楽部、陸上部、軽音楽部及び漫画部会計で監査がなされていなかった。

相原高等学校の演劇部の合宿会計について、監査がなされていなかった。

学校徴収金に係る監査は私費会計基準第21条に基づき、必ず実施しなければいけない手続であり、私費会計基準違反の状況となっている。

【指摘】

私費会計については監査が義務付けられていることから、適切かつ速やかに監査を実施する必要がある。なお、他の手続きをもって容認する場合は、私費会計基準を見直すか、別途通知等を行う等の対応が必要と考える。

(指摘事項 20) 監査記録の不備

【現状及び課題】

横浜国際高等学校の英語合宿会計について、決算書に監査日が記載されていなかった。

光陵高等学校の生徒会費及び各学年費について、決算書に監査委員の署名捺印がなかった。

相原高等学校のバスケットボール会計について、決算書に監査日が記載されていなかった。

海洋科学高等学校の総合実習会計について、監査記録が紛失により残されておらず、監査の証跡を確認することができなかった。

【指摘】

監査の結果については、私費会計基準第 22 条に規定されている決算書様式第 12 号に基づき、監査委員が決算書に監査の報告日、署名及び捺印を記載しなければならない。

(5) 支出の会計処理

ア 概要

私費会計の経費の支出については、私費会計基準第 15 条から第 17 条に規定されている。

(経費の支出伺)

第 15 条 経費の支出は、会計担当者が次の各号について調査の後、「支出伺票・支出決定票（第 7 号様式）」を作成し、支出伺票・支出決定票（第 7 号様式）の支出伺票（上段）によりあらかじめ校長等の決裁を得て行わなければならない。

(1) 予算の徴収目的に合致していること。

(2) 予算の年度及び科目に合致していること。

(3) 予算残額及び預金残高があること。

(4) 契約等に照らし、支出すべき金額及び債権者等に誤りがないこと。

(5) 必要書類 (見積書、内訳書等) が完備していること。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に該当する場合は、会計担当者が調査の後、「支出伺 (兼) 支出決定票 (第 8 号様式) 」 (本項第 2 号に該当する場合は「支出伺 (兼) 支出決定票・資金前渡 (概算払) 精算報告票 (第 8 号様式の 2) の上段) を作成し、校長等の決裁を受けて経費の支出を行うことができるものとする。ただし、内容や積算内訳は、必ず記載するものとする。

(1) 年会費や登録料等、支出決定時に相手の履行確認を必要としない場合

(2) 概算払い等により、資金の前渡しを受ける場合

(3) やむを得ず立替払いを行った場合 (立替金の限度額は 2 万円とし、事前に校長の承認を受けておかなければならない。)

(支出手続)

第 16 条 支出手続は、会計担当者が、相手方の契約履行を確認し、「支出伺票・支出決定票 (第 7 号様式) 」に校長あての請求書、納品書等支出手続きに必要な書類を添付し、支出決定票 (下段) により校長等の決裁を受けた後に、事務長 (出納責任者) の決裁を受けて行う。

2 前項の規定にかかわらず、経費の性質上事業に支障を及ぼすような経費については、「支出伺 (兼) 支出決定票 (第 8 号様式) 」 (前条第 2 項第 2 号の概算払い等により資金の前渡しを受ける場合は、(第 8 号様式の 2) の上段) によりあらかじめ校長等の決裁及び事務長 (出納責任者) の決裁を受け、事前に支出することができる。

(支払方法等)

第 17 条 支払は、原則として口座振込の方法により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず現金により支払を行う場合は、校長あての領収書を徴するものとする。ただし、領収書を徴することができないときは、校長 (収支等責任者) の支払証明書をもってこれに代えることができる。

3 振込金受取書又は領収書等の支払証明書類は、支払後必ず支出決定票に添付するものとする。

4 前条第 2 項の規定により第 8 号様式の 2 により資金の前渡しを受けた者は、支払完了後、速やかに資金前渡 (概算払) 精算報告票 (第 8 号様式の 2) の下段に領収書等証拠書類を添付し、事務長 (出納責任者) に報告した後に、副校長等 (審査責任者) 及び事務長を経由して校長 (収支等責任者) に報告する。

なお、精算の結果、残金がある場合は返金しなければならない。

- 5 現金出納簿（第 2 号様式）は、支出手続後必ず記載するものとする。
- 6 学校徴収金において、緊急の支払に充てるため現金を手元に保管するときは、総額で月 10 万円を限度とする。ただし、この現金は、事務長（出納責任者）が金庫に保管し、小口現金出納簿（第 10 号様式）で管理するものとする。

（出典：私費会計基準）

イ 結果及び意見

（指摘事項 21）立替金の承認

【現状及び課題】

私費会計基準第 15 条第 2 項（3）にて、やむを得ず立替払いを行うことは可能であるが、その立替金の限度額は 2 万円とし、事前に校長の承認を受けておかなければならないと規定されている。

生田高等学校の全ての部活動費会計について、立替金があったものの「支出伺（兼）支出決定票」を使用した事前承認を実施していなかった。なお、平成 29 年度からは同証憑を作成しているとのことである。

相模原中央支援学校の中学部作業費会計及び高等部作業費会計の立替金に係る請求書の日付が、支出伺（兼）支出決定票の校長の承認日よりも前の日付となっており事後承認となっていた。また、承認が月ごとになされているもの、生徒の治療費を職員が立て替えているケースなどが散見された。

平塚中等教育学校の私費に係る立替金について、副校長が事前承認を実施していた。

立替金については、私費会計基準において校長による事前承認が求められており、また、手引の「私費会計事務処理」において、「私費会計に係る立替払い基準について」が定められているなど、注意喚起がなされているにも関わらず、適切な管理がなされていない状況が確認された。

【指摘】

私費会計基準第 15 条第 2 項（3）に基づき、やむを得ず立替払いを行った場合は、その立替金の限度額は 2 万円とし、事前に校長の承認を受けておかなければならないと規定されているため、校長による事前承認を徹底する必要がある。なお、副校長の代決は私費会計基準第 5 条で認められているが、私費会計事務処理の「私費会計に係る立替払い基準について」に基づき学校において「私費会計に係る立替払い基準」を設け、その中で予め副校長の専決事項とすることが望ましいと考える。

(副校長の代決)

第5条 校長が不在のときは、急施を要するもの又はその処理について、あらかじめ校長の指示を受けたものについては副校長がその事務を代決することができる。

(出典：私費会計基準)

(指摘事項 22) 手許現金の取扱い

【現状及び課題】

中央農業高等学校の事務室が管理する金庫内に、緊急で病院等に行く場合等の一時的な支出に備えた準備金である緊急援助費が現金として保管されていたが、会計上は預金から引き落としした時点で支出として処理されていた。また、私費会計に係る現金については会計ごとに小口現金出納簿を作成し、それを管理する必要があるが、行われていなかった。

預金から引き出して現金として保管の状態では、預金から現金に代わっただけで当該私費会計の支出とはならず、会計上は現金として管理すべきであり、当該現金については小口現金出納簿で適切に管理する必要がある。

【指摘】

金庫で保管している現金は、預金の増減ではなく、現金の受領、支払時点で収入、支出として認識する必要がある、小口現金出納簿に記帳することが必要である。

(意見事項 33) 前渡金の取り扱い

【現状及び課題】

神奈川工業高等学校のPTA会計において、四半期ごとに前渡金で支出し、後日精算する方法で経理が行われている。現金出納簿を閲覧したところ、一回の前渡金が100万円を超えるケースや精算戻りが50万円を超えるケースがあった。

横浜国際高等学校のPTA会計において、毎月現金にて前渡金として10万円～25万円を渡しているが、前月の前渡金が精算されていない場合でも当月分の前渡金を追加で渡している。

使用見込額に合わない多額の現金での前渡を行うことやタイムリーな前渡金の精算を行わないことは着服や不正使用等の不正防止の観点から望ましい状況とは言えない。

【意見】

PTAからの要請で前渡しの金額が多額になってしまう場合には、早期の精算を実施し、口座振込が可能な支払については私費会計の預金口座から相手先に直接振り込みをすることが望まれる。また、必要以上の現金を支出しないよう、予算管理の

見直しを検討されたい。

(6) 教員の教育にかかわる時間の確保

ア 概要

教員の私費会計に関する業務は多岐に渡り、かつ、相当の業務量が必要となっていることから、教員の本来の使命である教育にかかわる時間が少なからず削られているものと考えられる。

イ 結果及び意見

(意見事項 34) 私費会計業務の役割分担の見直し

【現状及び課題】

教員の就業時間のうち、私費会計の出納事務や、出納のための金融機関への移動時間等の私費会計の管理に係る時間がかなりの部分を占めており、教育に向き合う時間を圧迫しているものと考えられる。また、私費会計を担当する職員とそうでない職員の業務量が異なり、職員間での業務負担が不平等となっているものと推測される。

【意見】

私費会計の管理に係る時間を削減するために、教員の行うべき業務を整理したうえで、私費会計に係る業務の一部を教員以外の者(事務職員等)に分担させることにより、教員が教育に向き合う時間が増加し、結果として教育の質が高まるのではないかと考える。

しかしながら、教員以外の者は現行の業務に対応するための最低限の人員しかおらず、増加した業務に対応することが困難であるため、増員が必要となる。これについては、平成 29 年度から業務アシスタントの雇用が導入されており、その成果の検証をもって効果的であった場合には、アシスタント制度の推進拡大も検討することが望まれる。

以上のような検討を行うためには、教員の業務割合を正確に集計し、教員の私費に係る業務負担がどの程度なのかを正確に把握して判断すべきである。

また、私費会計に係る出納事務も教員の業務量の増加の一因となっているため、一部の学校で既に導入しているインターネットバンキングの導入を拡大することで、教員の金融機関等における振込や通帳記帳等の出納手続を大幅に削減することが可能となり、事務の効率化に繋がるものとする。ただし、その基盤となる情報ネットワークのセキュリティの整備も同時に行う必要がある。

その他、前述のとおり、事務職員が公費と私費の予算を一括で把握することによ

り、備品購入の適切な管理や、予算決算の比較分析が可能となる点も副次的ではあるが重要な効果であると考える。

(7) 業者選定委員会

ア 概要

私費会計でも、業者の選定方法や、見積書、企画書をどのような視点で比較したのか、当該業者を選定した理由の明確化や契約の方法等においても、公正で透明な処理はもちろんのこと、対外的な説明が求められることから公正・透明な業者選定や購入物品等の機種選定等を行い、業者と学校間の事故防止と競争原理の確保により保護者負担の軽減を図ることを目的として、公費に準じた事務処理をする必要がある。

公費においては、一定の要件に該当する執行を行う場合には、業者選定委員会を開催し、指名業者や購入する物品の機種の選定を行うこととされており、「私費会計基準」においても、同様に一定物品の購入等に係る業者の選定について、適正かつ公平に行うために業者選定委員会を設置し、審議するものとされている。

業者選定委員会の審議対象は「私費会計基準」により、以下のとおり示されている。

(業者の選定)

第12条 校長は、購入等に係る業者の選定を適正かつ公平に行うため、業者選定委員会を設置するものとする。ただし、これに代わる組織がある場合は、この限りではない。

2 業者選定委員会は、校長、副校長、教頭、事務長及びその他校長が指定する教職員で構成するものとする。

3 業者選定委員会で審議する対象は、次のとおりとする。

(1) 次の業務に係わる業者選定

ア 修学旅行等(スキー教室や社会見学などでも、旅行代理店と契約するなど高額な執行となる場合を含む)

イ 卒業アルバム制作

ウ 制服・運動着類・実習服類(学校直接執行ではないが、指定物品の購入斡旋となるため)

エ 自動販売機・売店等(私費会計処理には含まれないが、取扱い品目を含め全校的な検討を要するため)

オ 物品の購入等に伴う予定価格が1件100万円以上(単価契約の場合は総額が100万円以上)のもの

**(2) 物品の購入等に伴う予定価格が 1 件 1 0 0 万円以上(単価契約の場合
は総額が 1 0 0 万円以上) のものに係わる機種選定**

(「私費会計基準」より抜粋し、業者選定委員会の審議対象について太字で記載)

イ 結果及び意見

(意見事項 35) 合宿に係る業者選定

【現状及び課題】

茅ヶ崎高等学校において、合宿費会計は私費会計として管理されていたが、当該会計で支出されている合宿費について金額が 2 百万円超と高額にも関わらず、業者選定委員会の審議を受けずに業者選定されていた。

合宿について、「私費会計基準」上も業者選定委員会の対象と明確にされているわけではなく、「私費会計事務処理」の「部費・合宿費会計担当になったら」においても「高額な合宿先を旅行業者に依頼する場合は、公正な業者選定を行う観点から校内の組織に諮ります。」とされているのみで、「私費会計事務処理の手引(改訂版)」において合宿費について業者選定委員会にかけると必要があると明確になっていない。

【意見】

合宿については、旅行業者に依頼する場合などで金額も多額になるケースにおいては、適正かつ公正な業者選定を行うため、「私費会計基準」上も業者選定委員会の対象とし、その取扱いを明確に示すことで業者選定委員会の審議対象とすることが望ましい。

(8) 財務事務調査指導

ア 概要

県立学校の財務事務等の適正化を図るため、神奈川県では財務事務調査指導を実施している。平成 11 年度から開始し、3 年間で全校を訪問できるようなスケジュールで実施していたが、平成 16 年度に生徒会費等の着服事件が連続して発生したことを受けて、平成 17 年度から毎年度全校を対象に訪問指導を実施することとなった。その後、平成 27 年度人員の削減を受けて、平成 27 年度の実施計画より、神奈川県監査事務局の甲監査又は乙監査の現地調査を受けている学校については、その事務負担も考慮し、財務事務調査指導については訪問指導を行うのではなく書面調査を行うこととした。

書面調査の対象は例年、県立学校約 170 校のうち 40 校程となっており、残りについては訪問調査を実施している。財務事務調査指導の結果については、各校では「改善方策書」を作成させ、それに基づき対応を求めるとともに、財務課で項目ごとに

件数を集計し、「県立学校財務事務調査指導結果(私費)集計表」として取りまとめ、イントラネットを通じ学校への情報提供を行うとともに、副校長や事務長向けの研修の場でも主な指導内容を周知している。

イ 結果及び意見

(意見事項 36) 財務事務調査指導のチェックリスト回答の精度

【現状及び課題】

財務事務調査指導では、財務課が各校へ「私費財務事務調査チェックリスト」を送付し、回答を求めている。

しかしながら、実際の財務事務調査指導において、事前の回答と異なる事実が散見されており、有効的な事前調査が行われているとは言い難い状況である。

【意見】

チェックリストの内容についてを各学校担当者へ説明を行い、適切な回答ができるよう指導することで、当チェックリストの回答の精度を高め、財務事務調査指導のチェックリスト調査の実効性を確保することが望まれる。

(意見事項 37) 財務事務調査指導結果のフォロー

【現状及び課題】

財務事務調査指導の結果のフォローは各校で「改善方策書」を作成することになっており、財務課が実際に改善されているか確認を行うのは翌年度の財務事務調査指導時となる。そのため、各学校において「改善方策書」に従った対応を適宜に実施し、改善していく必要がある。

包括外部監査の訪問対象高校において、以下の2校で財務事務調査指導において指導とされている項目について、改善対応がされていない項目が発見された。

a. 茅ヶ崎高等学校

平成27年度決算において卓球部の通帳口座と出納簿残金が不一致であり、これを一致させるように平成28年度の財務事務調査指導で指摘を受けていた。これに対して学校から財務課に提出した「改善方策報告書」では、「平成28年度は年度末に小口現金は一旦、預金通帳に入れて現金出納簿残額(繰越金)と預金通帳残高を一致させ、決算を明瞭に区分するよう顧問に指導した」との記載があった。

しかし、平成28年度末の決算書を閲覧したところ、平成28年度末も、指摘が改善されておらず、通帳口座と出納簿残金が不一致であった。(通帳口座と出納簿残金の差額について、決算資料には事務室金庫に保管してある旨の説明が記載されていた。事務室の預り金の管理簿を確認したが、平成28年度末のもの所在が不明で、往査時には確認できていない)。

b. 神奈川工業高等学校

平成 28 年度の財務課による財務事務調査指導において、平成 27 年度 PTA 会費の収入に対する繰越金の比率が過大（55.0%）となっているので、今後、予算編成や執行計画等改善することとの指導を受けている。

この点、指摘事項のフォローアップ状況を確認するため、PTA 会計の通帳口座残高を査閲したところ、平成 28 年度末で繰越金が 6,201,146 円となっており、現金出納簿より収入に対する繰越金比率を算定すると 48.8%と前年度より引き続き過大となっている。また、ヒアリングの結果、当該超過額について改善に向けた具体的な対応策は立案していないとのことであり、財務事務調査指導の指摘事項について適宜に対応できていない状況であった。

【意見】

財務事務調査指導の指摘内容は早急に対応することが望まれる。学校においては、指摘について担当者へ指導するのみではなく、当該事項の対応状況をモニタリングするといったように、改善されるまで学校全体で対応することを検討されたい。

（ 9 ） 私費会計に係る債権管理

ア 概要

公費同様に私費会計でも未納となった債権については、適切に債権管理を行う必要がある。

私費会計に係る収入未済管理方法は、私費会計基準第 11 条にて定められている。私費会計 11 条第 3 項によると、学校徴収金を徴収する際には、収入金調書を作成すると共に、徴収管理を行うための徴収簿の記載が求められている。

また、同条なお書 1 号によると、授業料徴収システムにより収納した場合には私費収入未納明細表にて、私費会計に係る債権の未納額を確認することが定められている。この授業料徴収システムにより収納する場合とは、具体的には授業料徴収システムを通じて口座引き落としを行い、私費を徴収する場合である。

（私費会計基準より抜粋し、収入未済関係個所を太字で記載）

（収入の方法）

第 11 条 学校徴収金を徴収するときは、目的、金額、決算報告の方法等を記載した文書を第 3 条に定める運営協議会へ提出し、その承認を得た後、事前に校長名で保護者に通知しなければならない。

2 学校徴収金を徴収するときは、会計担当者は、徴収伺票（第 4 号様式）等により校長等の決裁を得て行わなければならない。

3 学校徴収金を収納する場合、会計担当者は、収入金調書（第5号様式）を作成し、事務長（出納責任者）の決裁を受けた後に、校長等の決裁を受けるとともに、現金出納簿（第2号様式）及び徴収簿（第3号様式）等に記載するものとする。

なお、収入金調書（第5号様式）の作成に当たっては、次の各号に留意すること。

(1) 授業料徴収システムにより収納した場合は、会計担当者が私費収納未納明細表により収納済額及び未納額について必ず確認し、収入金調書（第5号様式）を作成すること。

徴収簿の様式は、下表のとおりであり、案件ごとに月日、整理番号、適用、収入区分、徴収決定額、収入額、徴収未済額を記帳するものとなっており、年度毎に収入未済額を把握する様式となっている。

【図表 3-8-2 徴収簿の様式】

第3号様式								
徴 収 簿								
年度		会計名		科目				
(単位 円)								
月	日	整理番号		摘 要	収入区分	徴収決定額	収入額	徴収未済額
		徴	収					
					振・現			
					振・現			
					振・現			
					振・現			
					振・現			

(出典：神奈川県教育委員会「私費会計事務処理の手引(改訂版)」平成19年3月)

私費会計に係る債権の適切な管理は、神奈川県高校生等奨学給付金制度との関係においても重要である。神奈川県高校生等奨学給付金(以下「奨学給付金」という。)は、授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等)に係る費用に対して支給することを目的とした給付制度である。

神奈川県では、奨学給付金の県独自の支給条件として、募集案内には「授業料以

外に学校へ納付する納付金に未済がないこと。」と定めており、申請者に徴収未済がある場合は、その支給額から徴収未済額を控除して支給し、控除した金額を未済額に充当することとしている。このように制度設計の一環として、未済額を把握し、未済額を差し引いて奨学給付金を支給する事務を行うことから、支給額を誤らないためにも、正確でタイムリーな未収管理が求められている。

イ 結果及び意見

(意見事項 38) システムを用いた過年度債権の管理

【現況と課題】

各県立高校は、私費会計に係る債権について、授業料徴収システムにより、生徒毎の徴収未済額を把握し管理している。ただし、私費会計の徴収未済額を確認できるのは現年度分のみで、過年度徴収未済額については、システム上、閲覧する機能が備わっておらず、過年度に発生した徴収未収額の現在額及び過年度発生分から現在までの累積徴収未納額を確認することができない。過年度の債権をシステムで管理することができないため、過年度発生分に係る債権の管理方法は各学校に任されている。私費会計に係る債権の未済額が、年度内に回収できなかった場合は、別途エクセル帳票等で確認しなければならない等、管理が煩雑になっている。

【意見】

過年度に発生した徴収未収額の現在額及び過年度発生分から現在までの累積徴収未納額についても、適時に確認できるようにシステム改修を行うことが望ましい。

(指摘事項 23) 徴収簿と証憑の不整合

【現況と課題】

茅ヶ崎高等学校では、事務室職員が、口座引き落としができなかった未納者を授業料徴収システムにより把握し、「私費会計事務処理の手引」(作成例 9) に従い当該未納者分の現金領収書を作成し、生徒が事務室にて未済額の納付を行う際に、この領収書を交付している。未納者の現況は、未渡の領収書の枚数・金額を確認することで把握するものとしている。

一方で徴収簿は、教員が管理している。過年度からの未済額は、徴収簿の先頭に前期累計として記載して管理している。

茅ヶ崎高等学校への学校往査の際に、平成 28 年度に係る未渡の領収書を閲覧したところ、2 件で合計 61,638 円であった。なお、平成 28 年度の未済額は、事務室職員によると平成 28 年度末時点でもこの 2 件のみであった。他方で、徴収簿を閲覧し、確認できた中で未済額があった PTA 会費会計、生徒会費会計、2 学年費会計の徴収簿の徴収未済残高の合計は、132,756 円と、事務室職員が把握している金額と差があり、整合していなかった。

【指摘】

債権額が徴収簿と事務室の管理額で不整合となっている状況を解消すべきである。これまで教員と事務員がそれぞれ独立してこれらの管理を行っていたとのことであったことから、例えば、定期的に金額の一致を照会するといった手続を加え、教員と事務職員の間での情報共有方法を見直し、不整合が生じていないかを確認する手続を織り込むべきである。

(指摘事項 24) 徴収簿等の不備

【現況と課題】

神奈川工業高等学校では、私費会計基準第 11 条第 3 項で備え付けが規定されている徴収簿が作成されていなかった。

【指摘】

私費未収債権の現況管理のため、徴収簿を作成し、適切に管理すべきである。

(10) 学校給食費の徴収

ア 概要

監査対象年度で、神奈川県が所管する県立学校の中で、学校給食を提供しているのは、特別支援学校のみである。

特別支援学校は、「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十二年五月二十日法律第百十八号)(以下「特別支援学校における学校給食法」という。)」により給食の実施が要請されており、神奈川県教育委員会が設置者となり、学校給食を提供している。神奈川県では、特別支援学校の他にも、夜間定時制高校において、夕食の提供を実施しているが、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」における学校給食には該当せず、希望者に対して弁当等の支給を行うに留まる。

神奈川県内における給食の支給状況については、以下のとおりである。県立特別支援学校 28 校のうち、完全給食を実施しているのは、27 校である。未実施校 1 校は、併設病院等による昼食が提供されている。なお、完全給食とは、給食内容がパン又は米飯(これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。) ミルク及びおかずである給食をいう(学校給食法施行規則第 1 条 2 項)。

【図表 3-8-3 特別支援学校における学校給食の提供状況】

平成 28 年 5 月 1 日現在

区分	学校数		児童・生徒数	
	総数(校)	左記の内 完全給食(校)	総数(人)	左記の内 完全給食(人)
特別支援学校	28	27	5,713	4,321

(出典：神奈川県「平成 28 年度神奈川県内の学校給食実施状況」)

○経費分担の状況

特別支援学校における学校給食法上、学校給食に係る経費は、職員等の人件費及び設備については、法令により設置者である神奈川県教育委員会が負担とすることとし、それ以外の食材費等を生徒の保護者が負担とすることとされている。

【図表 3-8-4 経費の負担分類】

教育委員会の負担とする経費	特別支援学校において学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費
児童・生徒の保護者の負担とする経費	上記以外

(出典：特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律、同施行令を基に作成)

神奈川県教育委員会の負担とする経費は、この法令により県費で賄われているが、生徒の保護者負担とする経費は、神奈川県の歳入とせずに、学校徴収金として私費会計に分類した上で、保護者負担としている。

「公費・私費の負担区分に係る運用基準」では、以下のように整理している。

【図表 3-8-5 経費の分類】

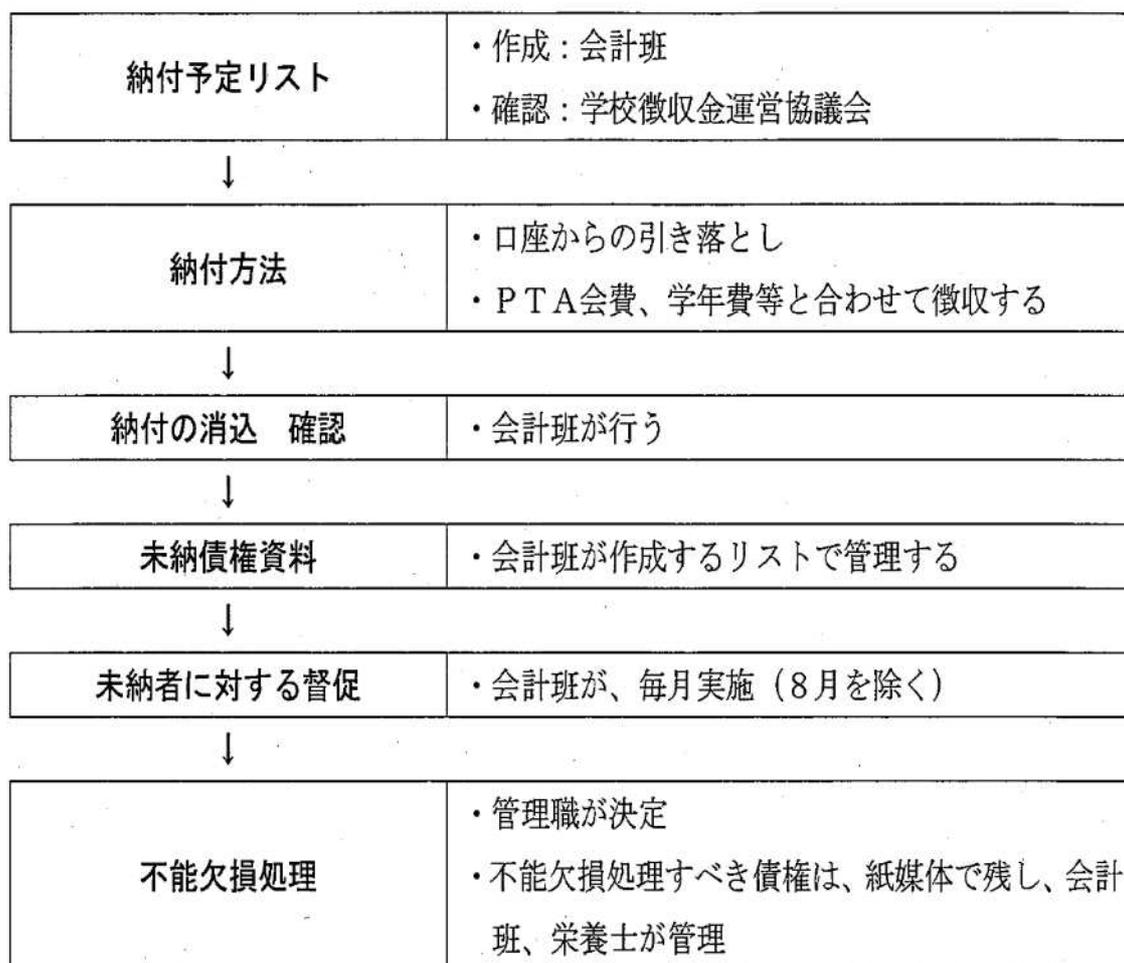
分類	負担区分例
公費負担とするもの	・学校給食に係る教職員の旅費 ・特別支援学校給食に係る経費(消耗品代、備品購入代)
私費負担とするもの	・特別支援学校給食の児童・生徒の個人負担分
個人負担とするもの	・特別支援学校給食の教員の個人負担分

(神奈川県教育局行政部財務課「公費・私費の負担区分に係る運用基準」を基に作成)

○事務処理の概要

給食費の徴収の流れの例は、次のとおりである。給食費の徴収は、私費会計基準に基づき、他の学校徴収金と同様に口座引き落としの方法で行われる。口座引き落としができなかった生徒等の保護者については、会計担当の教員が督促を実施する。

【図表 3-8-6 特別支援学校における給食費の徴収に係る事務処理フロー(例)】



(出典：神奈川県教育局特別支援教育課作成資料)

イ 結果及び意見

(意見事項 39) 給食費徴収の公費化

【現状と課題】

現状、神奈川県の特例支援学校では、給食費を私費会計の位置づけで取り扱っている。給食費を取り扱う特例支援学校では、給食費を徴収する分、普通高校と比較して資金取扱量が多い。例えば、学校往査を行った相模原中央支援学校では、下表

のとおりであり、学校徴収金として徴収している私費全体の75%が給食費に係るものである。

【図表 3-8-7 相模原中央支援学校 生徒一人当たりの学校徴収金の状況(平成 27年度)】

部門略称 (数値は学年)	学校徴収金			給食費の 占める割合 (A/B)
	給食費(A)	その他 学校徴収金	計(B)	
視小 135	¥59,400	¥11,000	¥70,400	84.4%
視中 23	¥59,400	¥41,000	¥100,400	59.2%
聴幼 1	¥53,790	¥11,000	¥64,790	83.0%
聴幼 23 小 123	¥59,400	¥11,000	¥70,400	84.4%
肢小 1	¥58,410	¥7,700	¥66,110	88.4%
肢小 2 5	¥59,400	¥7,700	¥67,100	88.5%
肢小 6	¥58,740	¥9,700	¥68,440	85.8%
知小 1	¥58,410	¥11,000	¥69,410	84.2%
知小 2 4	¥59,400	¥11,000	¥70,400	84.4%
知小 5	¥59,400	¥31,000	¥90,400	65.7%
知小 6	¥58,740	¥11,000	¥69,740	84.2%
肢中 12	¥59,400	¥39,600	¥99,000	60.0%
肢中 3	¥58,740	¥14,100	¥72,840	80.6%
知中 12	¥59,400	¥45,400	¥104,800	56.7%
知中 3	¥58,740	¥17,400	¥76,140	77.1%
肢高 1	¥59,400	¥15,050	¥74,450	79.8%
肢高 2	¥59,400	¥70,050	¥129,450	45.9%
肢高 3	¥57,750	¥20,050	¥77,800	74.2%
知高 12	¥59,400	¥18,350	¥77,750	76.4%
知高 3	¥57,750	¥18,350	¥76,100	75.9%
訪問	-	¥1,500	¥1,500	-
割合平均(訪問を除く)				75.9%

(出典：神奈川県立相模原中央支援学校作成資料に基づき作成)

このように多額に生じる給食費を私費会計として取り扱う場合、以下の観点から問題となる。

○教員の多忙化

給食費の出納管理・債権管理といった経理業務や、未納給食費の督促業務は、現在は、教員自らが行うことになっている。

本来教務に専念すべき教員が、経理業務や督促業務を行うことは、長時間労働の原因の一端となっているものと考えられる。

この教員多忙化の問題については、国として検討が始められており、文部科学省の平成 30 年度の概算要求では、学校給食費の徴収・管理業務について学校から自治体への移管を促進するため、調査研究及びガイドラインの作成に係る経費を計上している。

学校給食費徴収・管理業務の改善・充実【再掲】47 百万円(新規)
教職員の業務負担軽減等の観点から、学校給食費の徴収・管理業務について、学校から自治体への移管を促進するため、自治体による徴収・管理の課題の解決方法等の調査研究を行い、学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインを作成する。

(出典：文部科学省「平成 30 年度文部科学省概算要求主要事項」より抜粋)

○地方自治法との整合

地方自治法第 210 条では総計予算主義、すなわち地方公共団体の取り扱う収入及び支出は全て歳入歳出として取り扱うことを求めている。

特別支援学校における学校給食法では、生徒の保護者の負担である旨を規定しているものの、会計方式について私費会計とすることを認めているものではない。

また、地方自治法第 235 条の 4 では、現金や有価証券を保管できる範囲が定められている。普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(歳計現金)以外の現金(いわゆる「歳入歳出外現金」)は、法律又は政令の規定によるものでなければ、これを保管することができないとされている。

地方自治法より抜粋

第二百十条

一 会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

第二百三十五条の四

普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。

【意見】

学校給食に係る生徒の保護者負担分に係る経費は、以下の理由から公費化することが望ましいと考える。

下表にて、公費化のメリット・デメリットを比較した。

【図表 3-8-8 公費化に伴うメリット・デメリットの比較】

メリット	<ul style="list-style-type: none">・教員の事務負担の軽減・専門職員による経理業務の実施に伴う効率化
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・公費化に伴うシステム経費・事務職員への業務移管に伴う各種人員調整の発生

短期的には、投資や人員調整に伴う経費の発生が見込まれるが、長期的には、教員の多忙化の解消や専門職員の配置に伴う事務の効率化が期待できる。また、適法性の問題も解消されることから、全体的には、公費化を進めることの方が、便益が大きいものと考えられる。

前述のとおり、文部科学省でも教員の多忙化解消を目的して、給食費の公費化に向けた調査研究に係る予算を平成 30 年度概算要求に計上している。このように全国的な取り組みになりつつある給食費の公費化について、特別支援学校においても検討されたい。

9 . ALT

ア 概要

(ア) ALT とは

ALTとは外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) のことで、地方自治体の教育委員会から学校に配置され、児童・生徒に英語を伝えたり、教師とのチーム・ティーチングをしたりすることにより、授業を補助する者である。ALT の導入は、昭和 62 年に JET プログラムとして開始された。JET は、語学指導等を行う外国青年招致事業 (The Japan Exchange and Teaching Programme) の略で、外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業であり、当該プログラムによる ALT を一般に JET-ALT という。

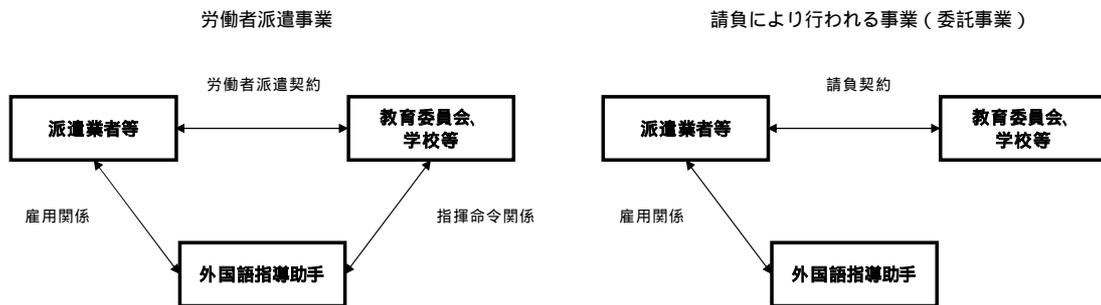
その後、JET-ALT 以外にも、各自治体の教育委員会による直接雇用、民間業者等による委託契約、労働者派遣、といった ALT (以下「NON-JET-ALT」という。) の形態もとられるようになった。これは、一般に JET-ALT には、給与の他、健康保険、厚生年金保険、雇用保険等への加入が自治体に義務付けられていることから、NON-JET-ALT に比べると雇用者である自治体にコストがかかる他、人数を確保することが困難であるといったデメリットがあるためと考えられる。一方で、NON-JET-ALT の場合にも、直接任用以外は、教育委員会と雇用関係がないために、労働者派遣契約の場合には同一派遣先への受入期間の制限があったり、委託契約の場合には学校から直接指示が出せなかったりといった、教育現場に一定の制限が発生する。

【図表 3-9-1 ALT 契約形態別の特徴】

JET-ALT	JET プログラムにより雇用するもので、地方自治体が特別職の地方公務員として ALT を任用 (民法上の「雇用」に相当) するもので、地方自治体の指示命令の系統に属するため、教育委員会や教員からの指示を直接受けることができる。ただし、特別職の地方公務員となることから、一般に他の契約形態に比べコストがかかることや人員数を大幅に確保することは困難である。
直接任用	JET プログラム以外で、地方自治体が ALT を任用するもの。 地方自治体が直接任用していることから、地方自治体の指示命令の系統に属し ALT が教育委員会や教員からの指示を直接受けることができる点が JET-ALT と共通している。 労働者派遣契約や委託契約に比べるとコスト及び人員数の確保の面で課題がある。

<p>労働者派遣契約</p>	<p>地方自治体が人材派遣業者と労働者派遣契約を締結し、各学校に ALT を派遣するもの。</p> <p>労働者派遣契約の場合、地方自治体と ALT に雇用関係はないが、指揮命令関係はあるため、教員は ALT に対して直接指示ができる。ただし、労働者派遣事業を行うことができるのは、厚生労働大臣の許可を受け、又は届出を行った事業主だけであることや、派遣労働者の受入期間には一定の制限がある。</p> <p>【派遣労働者の受入期間の制限】</p> <table border="1" data-bbox="440 658 1353 1346"> <thead> <tr> <th colspan="2">受入期間の制限の種類</th> <th>制限への対応例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣先事業所単位の期間制限</td> <td>同一の派遣先の事業所において、労働者派遣の受入れを行うことができる期間は、原則、3 年が限度となる。</td> <td>・派遣先の過半数労働組合等からの意見を聴取し、期間を延長する。 又は ・通算期間をリセットするための空白期間を設ける。</td> </tr> <tr> <td>派遣労働者個人単位の期間制限</td> <td>同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位において受け入れることができる期間は、3 年が限度となる。</td> <td>・（派遣先の過半数労働組合等からの意見を聴取し、期間を延長した上で）派遣労働者個人ごとの派遣先及び派遣期間を管理する。 ・通算期間をリセットするための空白期間を設ける。</td> </tr> </tbody> </table>	受入期間の制限の種類		制限への対応例	派遣先事業所単位の期間制限	同一の派遣先の事業所において、労働者派遣の受入れを行うことができる期間は、原則、3 年が限度となる。	・派遣先の過半数労働組合等からの意見を聴取し、期間を延長する。 又は ・通算期間をリセットするための空白期間を設ける。	派遣労働者個人単位の期間制限	同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位において受け入れることができる期間は、3 年が限度となる。	・（派遣先の過半数労働組合等からの意見を聴取し、期間を延長した上で）派遣労働者個人ごとの派遣先及び派遣期間を管理する。 ・通算期間をリセットするための空白期間を設ける。
受入期間の制限の種類		制限への対応例								
派遣先事業所単位の期間制限	同一の派遣先の事業所において、労働者派遣の受入れを行うことができる期間は、原則、3 年が限度となる。	・派遣先の過半数労働組合等からの意見を聴取し、期間を延長する。 又は ・通算期間をリセットするための空白期間を設ける。								
派遣労働者個人単位の期間制限	同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位において受け入れることができる期間は、3 年が限度となる。	・（派遣先の過半数労働組合等からの意見を聴取し、期間を延長した上で）派遣労働者個人ごとの派遣先及び派遣期間を管理する。 ・通算期間をリセットするための空白期間を設ける。								
<p>委託契約</p>	<p>地方自治体が人材派遣業者等と委託契約等を締結し、各学校に ALT を派遣するもの。委託契約の場合、地方自治体と ALT に雇用関係はないことから、教育委員会や教員は ALT に指揮命令することはできない。したがって、学校が ALT に対して指示する場合には、委託契約先を通じて実施する必要がある。</p>									

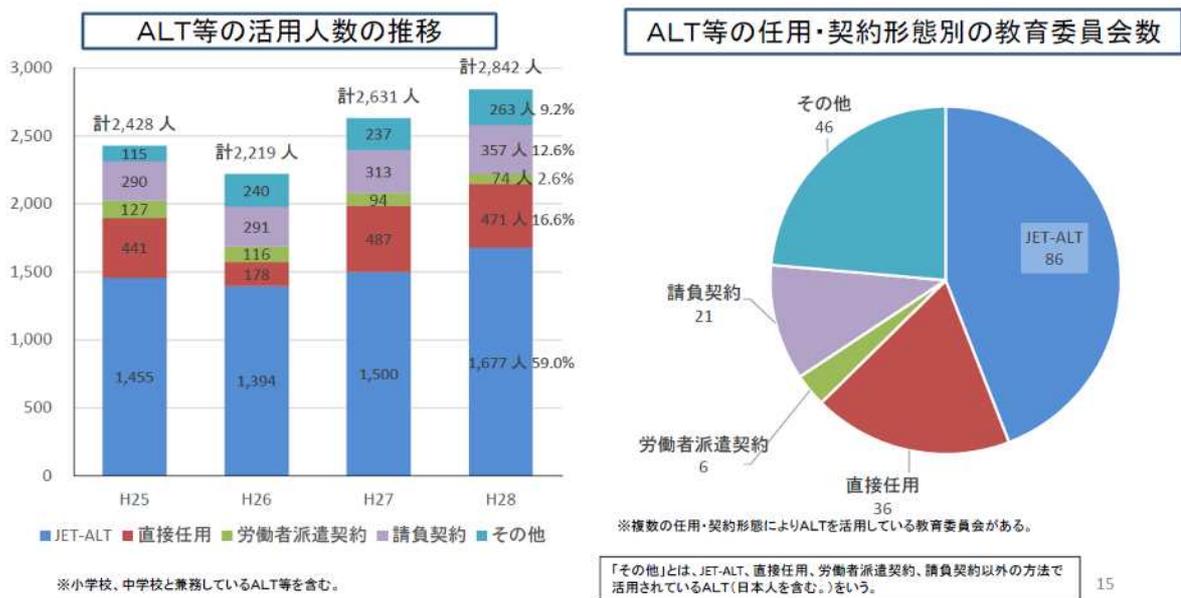
【図表 3-9-2 労働者派遣事業と委託事業での雇用・指揮命令関係】



(出典：「外国語指導助手の契約形態について(通知)」より抜粋)

文部科学省による平成 28 年度「英語教育実施状況調査」によれば、高等学校における ALT の活用人数及びその契約形態別の教育委員会数は次のとおりとなっている。

【図表 3-9-3 高等学校での ALT の活用人数及びその契約形態別の教育委員会数】



(文部科学省 HP)

平成 25 年度と平成 28 年度を比較すると、ALT の総数は約 400 人増加している。契約形態別に増加した ALT をみると、JET-ALT が約 220 人増加、直接任用が約 30 人増加、その他約 150 人増加となっている。これは、JET-ALT は、その他の契約形態と比べるとコストがかかる傾向にあるが、学校の指揮命令に属してチーム・ティーチングを展開できるとともに、優秀な ALT には長期にわたり継続的に関与してもらうことが教育上望ましいと判断されているためと推測される。

(イ) 神奈川県現状

神奈川県は、昭和 62 年から JET-ALT を県立高等学校への配置を開始したが、平成

18年度からは、経費の節減と配置数を確保するために人材派遣会社等と委託契約を締結し、NON-JET-ALT を県立高等学校に配置している。平成 28 年度時点では NON-JET-ALT を全ての県立高等学校及び中等教育学校への配置を行っている。

神奈川県ではグローバル化などに対応した教育を推進する観点から、ALT の人数を増加させており、それに合わせて、ALT に係る契約金額も増加傾向にある。

【図表 3-9-4 NON-JET-ALT に係る委託契約金額】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
契約金額総額	210,525,371 円	273,589,747 円	270,563,877 円
配置学校数	144 校	144 校	144 校

全日制の他、通信制、定時制に配置していても 1 校とカウントしている。

(ウ) ALT をめぐる論点

先述のとおり、ALT に関しては契約形態別にできること、できないことがあることから、具体的にどのような場合にどの契約形態に分類されるかについて、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会外国語教育担当課長宛に通知が出されているところであり、「外国語指導助手の契約形態について(通知)」（16 初国教第 121 号 平成 17 年 2 月 17 日）には以下のように記載されている。

標記の件について、「語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)」においては、各地方自治体が特別職の地方公務員として外国語指導助手(ALT)を任用(民法上の「雇用」に相当)しているところですが、JET プログラム以外で独自に外国語指導助手(いわゆる「NON-JET」)を活用する地方自治体の中には、民間業者(請負業者等)に対する業務委託という契約形態(民法上の「請負」又は「準委任」等に相当)を採っている事例も見受けられるところです。

こういった事例においては、その契約の形態(種類、名称)に関わらず、派遣元の事業主が雇用する者を派遣元の事業主との雇用関係の下に、かつ、派遣先の学校の指揮命令を受けて当該学校のために仕事に従事させる場合は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。)に基づく契約とすることが必要となります。

ついては、労働者派遣事業の概要等は、別紙のとおりですので、御参照の上、労働者派遣について不明な点等があれば、適宜、都道府県労働局に相談するなどして、現在締結している契約及び今後締結する契約について、適切な対応をとられるようお願いいたします。あわせて、優れた ALT については、正規教員としての採用を図るなど外国語の指導体制の充実に努めるようお願いいたします。

なお、このことについては、域内の市町村にも周知方を願います。

注 下線は包括外部監査人が付した。

また、上記通知について、文部科学省は、厚生労働省に対し平成 21 年 8 月 21 日付 21 初国教第 63 号「外国語指導助手の請負契約による活用について」にて疑義照会し、以下の回答を受けている。

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和 61 年労働省告示第 37 号)において、適正な請負と判断されるためには、請負事業主が自己の雇用する労働者に対して、労働者に対する業務の遂行方法に関する指示、労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示、労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示、労働者の服務上の規律に関する事項についての指示等を行う必要があるとしているところである。

疑義照会の別紙にある外国語指導助手(以下「ALT」という。)が行うチーム・ティーチングについては、学級担任又は教科等担当教員(以下「担当教員」という。)の指導の下、担当教員が行う授業に係る補助を行う場合(例えば、ALT と担当教員との共同による教材研究・教材作成、学習指導案の立案補助及び授業目標の設定補助・把握、授業の実施の補助等)、担当教員が ALT に対して、指導内容や授業の進め方に係る具体的な指示や改善要求、ALT の行う業務に関する評価を行う場合は、いずれも上述の指示等を委託者(教育委員会や学校側)が行うことになり、当該指示等が授業の前後又は授業中に行われるかを問わず労働者派遣に該当するものであり、請負契約では実施できないものである。

なお、労働者派遣に該当するかの判断に当たっては実態を見て判断することとしているところであり、労働者派遣制度についての疑問点があれば、適宜都道府県労働局に相談する等適切な対応をとられるようお願いしたい。

注 下線は包括外部監査人が付した。

上記文書からすると、学校における ALT を交えたチーム・ティーチングは、それぞれ実態を見て判断する必要があるものの、一般的に委託契約や請負契約では実施が難しい授業方式であると考えられる。

このように、契約書上、形式的には委託契約や請負契約であるにも関わらず、実態として労働者派遣のような直接の指揮命令が行われている場合、このような違法行為は一般に偽装請負と呼ばれ、2006 年ごろには社会問題化した。ALT について、委託契約や請負契約が締結されている場合には、偽装請負に該当する行為が行われやすいという性質があると言える。

実際に 2010 年には、厚生労働省千葉労働局が、千葉県柏市の市立小中学校全 61 校で 3 月末まで英語を教えていた ALT23 人について、業務請負契約なのに学校の指揮下で働いていたとして、違法な「偽装請負」と認定した事例があった。この際には、派遣契約として継続するために、ALT の契約期間に 3 か月の空白期間を必要と

するなど混乱が生じた。

イ 結果及び意見

(指摘事項 25) ALT の活動実態に合わせた契約の見直し又は指示の周知

【現状及び課題】

学校往査の結果、神奈川県においては、学校にて ALT を交えてチーム・ティーチングを実施していることその他、学校は事前に委託先の人材派遣会社等を通じて ALT に対して翌週の業務内容の指示を出しているものの、教育委員会から ALT に対して教員からの直接指示の禁止の通知等は出されていないため、現場では、人材派遣会社等の委託先に提出したものとは別の指示を直接伝達している可能性がある。

このように、チーム・ティーチングの実施や、現場での教員による指示が実際には行われているならば、神奈川県における人材派遣会社等との ALT に関する委託契約は、実質的には労働者派遣契約に近いものとなってしまう。これは、最終的には都道府県労働局による実態として判断を受けるものであるが、労働者派遣法に抵触するおそれがある。

【指摘】

委託契約を徹底するため、教員による直接指示や ALT を交えてのチーム・ティーチングの禁止等、労働者派遣に該当しないよう通知を各学校に発出し、遵守させることが必要である。

あるいは、契約形態の見直しを行い、労働者派遣契約として労働者派遣法に沿った運用に変更する、JET-ALT や直接任用に切り替える、といった対策を講じることも考えられる。

ただし、教員と ALT が打ち合わせをしたり、教員から指示をしたりできるほうが語学教育上は望ましいと考えられる。これらを踏まえ、望ましい契約形態について今一度検討することが必要である。

10. 労務管理

ア 概要

(ア) 教員の業務の現状

文部科学省に設置された「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」が平成 28 年 6 月 17 日に出した「学校現場における業務の適正化に向けて」によると、日本の教員は以下のような現状であるとされている。

次世代の学校と教員の姿

1. 日本におけるこれまでの学校と教員の姿

諸外国では、教員の業務が主に授業に特化しているのに対し、日本では、教員が、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行うことが特徴となっている。こうした「日本型学校教育」は、国際的にも高く評価されており、学校が子供たちの人格的成長に大きな役割を果たしている。一方、学習指導・生徒指導等に加え、複雑化・多様化する課題が教員に集中し、授業等の教育指導に専念しづらい状況となっている。学校の業務の状況は、学校種や学校規模等によっても異なるが、おおむね以下のような課題を抱えている。

～ 中略 ～

- ✖ 中学校や高等学校は、教科担任制であり、教科により担任授業時数は異なるが、生徒指導や進路指導に関わる業務の負担が大きくなる。それら指導の打合せ等の時間に加え、補習授業や部活動に関わる時間が長いことから、授業準備等の時間の確保が難しい状況にある。
- ✖ このほか、教員は、授業以外の事務業務の時間が長く、また、PTAや地域との連携、通学路の安全確保や夜回り指導など、様々な業務も担っている。規模の小さい学校では、一人の教員が多くの分掌業務を兼ねて担わざるを得ない状況が見られる。

(出典：学校現場における業務の適正化に向けて 平成28年6月13日 次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォースから抜粋)

近年は政府全体で働き方改革に取り組んでいる状況であるが、こうした状況は教員の多忙化を生む構造的な問題となっていると考えられ、現場だけで解決できるレベルを超えているものと考えられる。

(イ) 神奈川県現状

神奈川県では、こうした教員の多忙化を解消するためにこれまで以下のような取組を実施している。

【図表 3-10-1 神奈川県での教員の多忙化解消に向けた取組(平成20年度以降)】

取組主体	取組内容
教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・調査・研修の見直し・成績処理支援システムの導入・私費会計の見直し・マニュアル・手引きの整備・ICT活用の推進・かながわハイスクール人材バンクの活用・部活動インストラクターの派遣

県立学校	・会議に係る負担の軽減等の取組の項目から、各学校の実情に応じて重点的に取り組む項目を決めて実施
------	---

また、教育委員会は、教員の多忙化の原因を分析し具体的な対策を実施するために、平成 27 年度に教員の勤務実態に関するアンケート調査を実施している。その結果、時間がかかる業務や負担を感じる業務として、「成績処理」「会計処理」「事務、報告書作成」「会議、打合せ（内部）」「入学者選別業務」「学校経営」などの回答が多数寄せられた。

こうした分析を踏まえ、平成 29 年度には、長時間労働を是正し、ワーク・ライフ・バランスを実現するために教員の働き方改革に向けた取組の基本方針を策定している。当該取組方針では、平成 29 年度の重点項目として、勤務時間の実態調査の実施、外部人材の活用、学校の ICT 化の推進及び学校の更なる負担軽減（調査・照会事務の簡素化）の四つの項目に取り組んでいくこととしている。

平成 29 年度の重点的に取り組む項目のうち、勤務時間の実態調査の実施とあるが、現在、県立学校職員サービス規程等において規定される勤怠管理のためのツールには以下のものがある。

【図表 3-10-2 勤怠管理に関する書類等】

勤務時間の割振り表 勤務表	県立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程に基づき作成される勤務時間の割振りを行うための管理表 勤務時間の割振りとは、職員がどのような日にどのような時間帯で何時間勤務することなどを決めるものである（通常は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、毎日 7 時間 45 分ずつ勤務）。
出勤簿及び休暇等申請（届出）簿	県立学校職員サービス規程に基づき出勤管理を行うために作成される書類
時間外登下校簿	県立学校職員サービス規程に基づき主に学校施設の安全確保の観点から作成される書類 図表 3-10-3 の様式により作成され、登校時間、下校時間、氏名等を記載する。主な目的は学校施設の安全確保のため、平日は警備員による警備を実施しており、職員全員が退校した後に火気等の点検をした上で、警備員が施錠しているという理由から、当分の間、記入を要しない取扱いも出来るものとされている。

【図表 3-10-3 時間外登下校簿（県立学校職員服務規程 第 25 号様式）】

時間外登下校簿

年 月 日（ 曜日 ）		当直者 職名		氏名 ㊦	
登校時間		下校時間		氏名	備考
時	分	時	分		

これらの労務管理書類は、昭和 35 年から作成が義務付けられている書類であり、労務管理のなかでも、出勤管理や学校安全管理等の側面が強く、必ずしも総労働時間を把握し、労働安全衛生を図ることを一義的な目的としていない。したがって、労働安全衛生等の目的で利用しようとする場合には、登校時間や下校時間といった情報が不足する。

イ 結果及び意見

（意見事項 40）勤務時間の実態を把握するための取組の実施

【現状及び課題】

教育委員会は、教員の働き方改革に向けた取組の基本方針の平成 29 年度重点的に取り組む項目の中で、勤務時間の実態調査を実施することとしている。これは、教員の多忙化解消のためには、まずは勤務時間の実態を把握することが重要であると判断したためと考えられる。そして、勤務時間の集計等ではなく、勤務時間の実態調査を実施するとしたことからわかるように、既存の労務管理に関する書類では勤務時間の客観的な集計ができないため、調査という形をとらざるを得ないためと考えられる。

【意見】

適切な実態把握ができなければ、それに基づき実施した改善取組も効果的なものとはならない。教育委員会は業務改善を進めていく基礎として、自己申告方式ではなく、ICT やタイムカードなど勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムが直ちに構築されるよう努めることが望ましい。こうした取組は、中央教育審議会初等中等教育分科会の学校における働き方改革特別部会が平成 29 年 8 月 29 日に出した「学校における働き方改革に係る緊急提言」にも合致するものである。また、勤務時間を客観的に把握するための取組は、最終的には教員の多忙化解消というメリットに繋がらなければ、教員の実施負担が増すだけになることに留意する必要がある。

（意見事項 41）割振り表の未作成

【現状及び課題】

茅ヶ崎高等学校では、「県立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程」に基づいて作成すべき割振り表が作成されていなかった。

「県立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程に関する運用指針について（教育長通知）」において、勤務時間の割振り表（別表 1）及び勤務表（別表 2）により、勤務時間の割振りを、当該勤務表（別表 2）を適用する 4 週間前に対象職員に明示することになっている。なお、当該勤務表の 4 週間の勤務を要する日の全ての勤務の種類が県立学校職員服務規程第 11 条第 1 項に定める勤務時間の割振り又は同 2 項による校長が定める勤務時間の割振りの職員については、勤務表の作成は必要とせずに口頭での伝達も可能とされているが、割振り表の省略は規定されておらず、規程どおりの運用が行われていない状況である。

【意見】

勤務時間の割振りを行った後の勤務表は作成されているので、実務上の支障はきたしてはいないが、規程の運用方針においては、勤務時間の割振り表（別表 1）及び勤務表（別表 2）を明確に区別して規定されており、また、勤務時間の調整を明示する書類である割振り表は作成する必要がある。一方、勤務表の作成については、上述の省略規定のほか、「県立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程に関する運用指針について（教育長通知）」において「庶務事務システムにより勤務時間の割振りを電磁的方法で記録したときは、当該記録を印刷したものをもってこれに代えることができる」という規定もあることから、勤務表（別表 2）については、業務効率の観点から省略できる条件に合致する場合は、積極的に省略することが望まれる。

（指摘事項 26）時間外登下校簿の適切な作成

【現状及び課題】

学校往査の結果、時間外登下校簿が適切に作成されていない学校は次のとおりである。

時間外登下校簿の作成されていない学校	光陵高等学校、生田高等学校、相原高等学校、鶴見養護学校、相模原中央支援学校
時間外登下校簿の記載に不備が見られる学校	神奈川工業高等学校、横浜翠嵐高等学校、中央農業高等学校、平塚中等教育学校

時間外登下校簿は、県立学校職員服務規程第 24 条により作成が義務付けられているものであり、「県立学校職員服務規程の運用について」によると、平日の勤務時間外の作成は記入を要しない取扱いもできるとされているものの、休日等においては、学校施設の安全確保については特に留意する必要があることから、登校した職員は時間外登下校簿に記載する必要があるとされている。

【指摘】

時間外登下校簿が未作成、あるいは記載不備の学校は県立学校職員服務規程に反しているとともに、休日等に出勤した職員が把握できない事態は労務管理及び学校

施設の安全確保の観点から適切ではない。ICT やタイムカードなど勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築までに一定の時間を要することを鑑みれば、休日等において既存の労務管理書類である時間外登下校簿の記入について徹底する必要がある。

(指摘事項 27) 特殊勤務手当実績整理簿の承認漏れ

【現状及び課題】

二俣川看護福祉高等学校において平成 28 年度の特殊勤務手当実績整理簿を閲覧したところ、実績報告に対する管理者の承認印が押印されていないものが散見された。管理者の承認が確認できないため、教員の申請をもって特殊勤務手当が支給されているような外観を呈している。

【指摘】

平成 29 年度以降は特殊勤務手当実績整理簿において、管理者が網羅的に確認し、承認印を押印することが必要である。

11. 教員評価

(1) 人事評価システムの概要

ア 概要

(ア) 人事評価制度の目的

いじめ、不登校等様々な教育課題や教育改革に対応し、学校全体の教育力の向上や学校の活性化を図るために、職員の能力や努力に見合った適切な評価を行い、この評価結果を能力開発や処遇に効果的に活用していくことで、職員の能力や意欲を高め、もって組織力の向上を図り、県民サービスの向上に資することを目的として、教職員の人事評価制度を構築している。

(イ) 人事評価システムのポイント

教職員は勤務する学校の校種や課程の違いや、学校の沿革や地域の事情、児童・生徒の状況など、それぞれの学校の事情から職務内容自体が多岐多様にわたるといふ職務の特性がある。また、各教職員が学校の中で果たすべき役割も職種や各学校の校務分掌に応じて異なる。そのため、神奈川県では、一人ひとりの職責や役割に応じたきめ細かな人材育成や能力開発が行われることを重視し、目標管理手法と段階評価を導入している。

a. 目標管理手法について

目標管理手法とは各教職員が学校目標などを踏まえて職務遂行上の重点目標（自己目標）を設定してその達成に取り組み、年度末にその達成状況やプロセスを評価するものである。

b. 段階評価について

段階評価は客観的で公正な評価を行い、教職員一人一人の教育的力量や職務遂行能力の向上につなげられるよう、複数の評価者（助言指導者と観察指導者）による5段階評価を行うものである。また、職員一人一人の多様な能力や可能性を見るために記述評価も併用する。

（ウ）評価の仕組み

評価の流れ（イメージ）以下図表 3-11-1 のとおりである。

a. 目標設定

教職員は年度当初に学校目標などを踏まえた自己目標の設定を行い、設定した目標について、評価者と面談を経て確定した上で、所定の様式（自己観察書）に記載して助言指導者に提出する。

b. 指導・助言

評価者は、自己目標を重要な観点として各教職員の職務遂行状況を把握し、必要に応じ、面談等による指導・助言を行う。

c. 目標の追加・変更

年度の途中で自己目標を追加・変更することができる。中間面談で評価者の助言を踏まえて、10月1日を基準日として自己目標の追加・変更を行う。

d. 評価

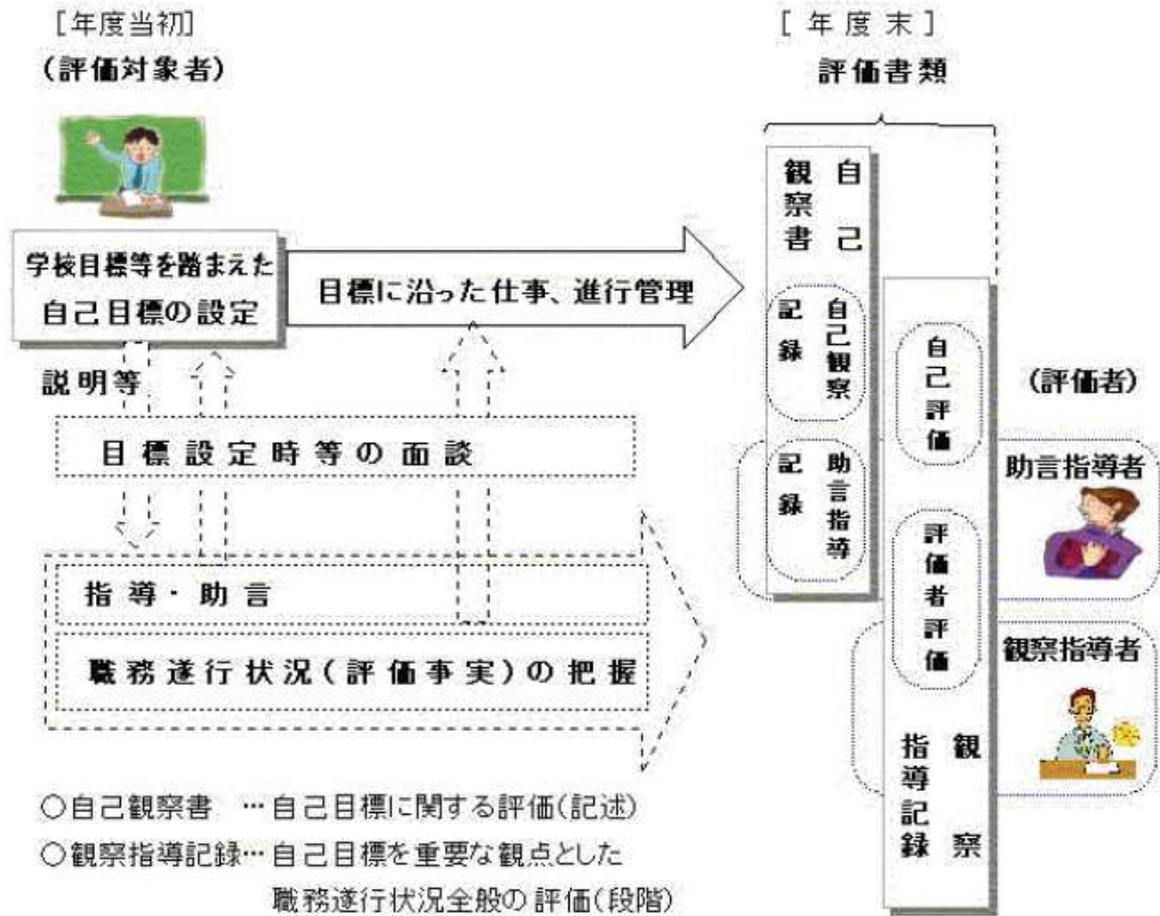
人事評価は自己観察書及び観察指導記録を用いて行う。

(a) 教職員は自己目標の達成状況や1年間の取組状況を自己観察・自己評価し、その結果を記載し、自己観察書及び観察指導記録に記載して、助言指導者に提出する。

(b) 助言指導者は職務上の目標に係る職務遂行の状況について、指導・助言等を自己観察書に記載し、職務遂行の結果及び過程並びに職務遂行上発揮した能力及び実績、意欲について評価を行い、その結果を観察指導記録に記載する。

(c) 観察指導者は助言指導者の評価の後、評価対象者の職務遂行の結果及び過程並びに職務遂行上発揮した能力及び実績、意欲について評価を行い、その結果を観察指導記録に記載する。

【図表 3-11-1 評価の流れ】



(出典：教職員の人事評価システムのあらまし)

(エ) 人事評価の評価対象者と評価者

人事評価は、次の図表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる助言指導者及び同表右欄に掲げる観察指導者が行う（神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則第5条）

【図表3-11-2 評価対象者の区分と評価者】

評価対象者の区分	助言指導者	観察指導者
校長	行政部教職員人事課長	行政部長
副校長、教頭、船長	校長	行政部教職員人事課長
総括事務長、事務長	校長	総務室長
総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員	副校長又は教頭	校長
船員	船長	校長
事務職員（総括事務長、事務長を除く。）、現業職員	事務長又は総括事務長	校長

（オ）評価の対象となる職務の範囲

評価の対象は教職員の職務全体とし、職種ごとに職務をいくつかの分野に整理した職務分類ごとに目標を設定し、評価する。

例えば、教諭等の場合、「教科指導」、「教科外指導」、「学校運営」の3つの職務が評価の対象となる。

（カ）人事評価の期間及び評価の基準日

評価の期間は学校年度に合わせて4月1日から翌年3月31日としている。

また、年度当初の4月1日を基準日として自己目標を設定し、年度末の3月31日を評価の基準日として、1年間の職務遂行状況について評価を行う。

（2）目標管理手法における目標設定

ア 概要

目標管理手法における目標設定は当然であるが、非常に重要である。自己目標の設定については神奈川県公立学校職員人事評価実施要領6(2)において、次のように規定されている。

（神奈川県公立学校職員人事評価実施要領6(2)（抜粋））

ア．職員は評価期間の初日を目標設定日とし、校長が定める当該年度の取組目標等（学校目標）を踏まえ、職務分類表（別表第1）の職務分類ごとに当該年度における自らの職務上の目標（自己目標）を設定するとともに、助言指導者及び観察指導者との面談を経たのちに自己観察書に記載し、指導助言者に提出するものとする。

イ．評価者は、職員の自己目標設定に当たっては面談を実施し、職員が学校目標

を踏まえ、当該職員の努力目標として相当かつ具体的な目標が設定できるよう助言を行うものとする。

ウ．自己目標設定後に目標の追加又は変更等を行う必要が生じた場合は、評価者と面談を経た上で目標の変更等を行う。

エ．評価者は、日常的に職員の目標の達成度や職務の進め方等についての把握に努めるとともに、適宜面談を行い指導助言を行うものとする。

【図表 3-11-3 自己観察書の様式（特別支援学校以外の教諭等）】

第6号様式の1（特別支援学校以外の教諭、助教諭、講師、実習助手用）

（表）

自 己 観 察 書

		目標設定基準日			年 月 日		評価基準日		年 月 日		
ふりがな 氏 名					学校名			職名			
		年 月 日生（ 歳）									
教科指導	担当教科 科	担当学年 学年	選担当授業時数 時間	教科外指導				所属グループ等			
助言指導者 職名・氏名											
	今年度の具体的な目標・目標達成のための具体的な手立て				自己観察記録			助言指導記録			
教科指導											
	(追加・変更)										
教科外指導											
	(追加・変更)										

(裏)

	今年度の具体的な目標・ 目標達成のための具体的な手立て	自己観察記録	助言指導記録
学 校 運 営	(追加・変更)		

研 修	今年度の研修の目標・計画について	研修の成果及び今後の課題について
--------	------------------	------------------

特 記 事 項	意見等があれば記入してください。
------------------	------------------

イ 結果及び意見

(指摘事項 28) 自己観察書における目標設定の網羅性

【現状及び課題】

自己目標を設定するにあたっては、職務分類表の職務分類ごとに当該年度における自己目標を設定する必要がある。職務分類は校長や副校長、教諭、養護教諭等の職種によって異なるが、例えば、特別支援学校以外の教諭等であれば、教科指導、教科外指導、学校運営の三つの職務分類ごとに、また、特別支援学校の教諭であれば学習指導と学校運営の二つの職務分類ごとに自己目標を設定する必要がある(図表 3-11-4 参照)。

【図表 3-11-4 職務分類表抜粋(神奈川県公立学校職員人事評価実施要領別表 1)】

(6) 教諭・助教諭・講師・実習助手(特別支援学校以外)

職務分類	職務の具体例
教科指導	各教科の指導、総合的な学習の時間、実験・実習に関する業務
教科外指導	道徳、特別活動(学級活動、児童・生徒会活動、クラブ活動、学校行事) 児童・生徒指導、進路指導、部活動指導
学校運営	グループの業務、学年経営

(7) 教諭・助教諭・講師・実習助手(特別支援学校)

職務分類	職務の具体例
学習指導	各教科の指導、総合的な学習の時間、自立活動、実験・実習に関する業務、道徳、特別活動(学級活動、児童・生徒会活動、クラブ活動、学校行事)、児童・生徒指導、進路指導、部活動指導
学校運営	グループの業務、学年経営

そのため、特別支援学校以外の教諭等であれば三つの職務分類ごとに、また、特別支援学校の教諭であれば学習指導と学校運営の二つの職務分類ごとに最低でも一つは目標が設定されていなければならない。往査対象 13 校より提出された 905 名分の自己観察書を査閲し、実際に職務分類ごとに目標が設定されているかについて確かめた結果、相模原中央支援学校(特別支援学校)の教員 14 名については、「学習指導」「学校運営」の二つに目標を設定しなければならないにもかかわらず、「学校運営」の目標が設定されていなかった。

【指摘】

神奈川県公立学校職員人事評価実施要領で規定されている職務分類ごとに、目標の設定を行う必要がある。

学校運営の職務分類における自己目標は、学校として達成すべき目標の達成という観点から非常に重要である。すなわち、学校運営の自己目標を学校目標と関連付けて設定し、教員一人一人の活動が学校目標の達成に寄与することで、学校運営の改善と発展、また、教育の水準の向上を図ることができるためである。

そのため、特に学校運営に関する目標設定をすることは重要であり、今後は目標の設定に漏れが無いように改善されることを要望する。

評価対象者が設定すべき職務に対して網羅的に目標を設定することは当然であるが、評価者も自己観察書を査閲する際に、目標設定の漏れがある場合は評価者に差し戻す等、目標設定に漏れが無いように運用する必要がある。また、県教育委員会教職員人事課においても、回収した自己観察書を査閲する際に留意し、不備がある場合は適時に各学校への指導を実施する必要がある。

（意見事項 42）数値目標の設定

【現状及び課題】

自己目標を設定するにあたっては、学校目標やグループ目標を踏まえて、その年度の職務上の取組について設定するが、その目標は具体的であり、かつ目標が達成したか否かを測定できるものであることが望まれる。神奈川県公立学校職員人事評価実施要領 6(2)において、次のような記載がされている。

エ．評価者は、職員の自己目標設定に当たっては面談を実施し、職員が学校目標を踏まえ、当該職員の努力目標として相当かつ具体的な目標が設定できるよう助言を行うものとする。
--

必ずしも数値目標の設定が求められているわけではないが、「努力目標として相当かつ具体的な目標」であるためには数値目標の設定が望まれる。

そこで、実際に数値目標がどの程度設定されているかを確かめるために、往査対象 13 校より提出された 905 名分の自己観察書を査閲した。ここでは職務分類ごとに設定された複数の目標のうち、一つでも具体的かつ客観的な数値目標が記載されていれば、「数値目標の記載あり」として集計した。

a. 数値目標の記載がある自己観察書の数	41 枚
b. 検討対象とした自己観察書の数	905 枚
c. 割合(a/b)	4.5%

記載されていた数値目標の例は次のとおりである。

・学校評価における生徒による授業評価の項目4について、 「4.かなり当てはまる」の回答率を3割以上にする
・水泳部関東大会出場
・2週間に1回HPの更新をする、USBの数の点検をする。
・文書処理能力検定について、2級以上の級位で85%の合格率を目指す 目標：1カ月に最低2回の漢字テストを実施 結果：年間13回の漢字テストを実施したので達成。
目標：ベルマーク運動やテトラパックの回収は毎月1回実施する 結果：ベルマークは出来たがテトラパックは出来なかった
目標：確認テスト月2回、添削課題月1回 結果：漏れなく実施した。
目標：年40回程度の小テストを実施 結果：48回実施したため達成。

上記の結果、具体的かつ客観的な数値目標が設定されているケースは少なく、4.5%の水準であった。

また、特に教科指導の目標は「生徒の数学への興味関心を高め、基礎学力の向上を図る」、「生徒の読解力を向上させ、論理的思考を育む」といった抽象的な目標が設定されることが多く見受けられる。このような目標に対しては、目標がどの程度達成されたか、という観点で評価者が客観的に評価することが困難である。

【意見】

教職員の職種、校務分掌等によって、必ずしも数値目標を設定することが適切ではない領域はあると思われるが、目標の達成度合いの評価や目標の明確化という観点から、数値目標の設定が可能であれば、可能な限り数値目標の設定を行うことが望ましい。

また、「模擬試験を年間で5回実施する」と目標設定しているが、結果が記載されていないケースがあったが、数値目標を設定した場合は、自己観察記録の箇所で実施した結果を数値化して記載することが望まれる。

さらに、自己観察記録に「センター試験で筆記88%、リスニング80%の正解率を達成した」とあるが、目標の設定が行われていないものや、目標は「小テストを複数回実施する」と曖昧な目標が設定されているが、結果としては「単語テストを24回実施」と具体的な記載が行われているものがあった。

可能な限り数値目標を設定し、その達成度合いについては、仮に未達成であっても「〇〇%達成」というように数値で報告し、評価者はその目標の達成度合いに対して評価及び次年度の課題を示すことが望まれる。

(3) 教員の資質能力の向上

ア. 概要

教員の資質能力の向上については、教育基本法第9条において次のように記載されている。

- ・法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。
- ・教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

このように教員の資質能力の向上は、教員自身の責務であるとともに、神奈川県教育委員会、各学校の関係者にとっても重要な責務であるといえる。

また、教員の資質能力の向上のための仕組みを構築する必要性について、中央教育審議会による答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」にて、次のように記載されている。

学び続ける教員（抜粋）

- ・学校が抱える多様な課題に対応し新たな学びを展開できる実践的な指導力を身に付けるためには、教員自身が探求力を持ち学び続ける存在であるべき。
- ・そのために、子供に慕われ、保護者に敬われ、地域に信頼される存在として、更なる飛躍が図られる仕組みの構築が必要である。

イ 結果及び意見

(意見事項 43) 研修欄の効果的な活用

【現状及び課題】

教員が教職生涯にわたって資質能力を向上させていくことの重要性について、中央教育審議会による答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」にて、次のように記載されている。

教員研修に関する課題（抜粋）

- ・国、教育委員会、学校、その他の関係者等が一体となって、学校における業務の精選や効率化、教職員の役割分担の見直しや専門家の活用、組織体制の強化、地域との連携などチームとしての学校の力の向上を図る措置を講じることによって、研修のための機会を確保することが不可欠である。
- ・新たな教育課題に対応した研修プログラムの開発・普及、研修指導者の育成、教育センターや学校内での研修体制の充実など、特に校内研修の充実・活性化を図りつつ、学校内外の研修を一層効果的・効率的に行うための体制整備が必

要である。

- ・教員が学び続けるモチベーションを維持するため、教員の主体的な学びが適正に評価され、学びによって得られた能力や専門性の成果が見える形で実感できる取組や制度構築を進めることが必要である。

神奈川県的人事評価システムの中においては、自己観察書に次のような研修に関する目標・計画とその成果及び今後の課題を記載する欄が設けられている。

(自己観察書様式第6号様式の1(特別支援学校以外の教諭等)より抜粋)

研 修	今年度の研修の目標・計画について	研修の成果及び今後の課題について

当該研修欄については、被評価者が自ら研修に関する目標と計画を年初に記載し、年度末にその成果及び今後の課題を記載している。この点につき、往査対象13校より提出された905名分の自己観察書を査閲し、研修欄に何ら記載されていない自己観察書を集計した。

a. 研修欄に記載の無い自己観察書の数	54 枚
b. 検討対象とした自己観察書の数	905 枚
c. 割合(a/b)	6.0%

上記の結果、研修欄に記載のない自己観察書が6.0%あった。

【意見】

関連規程等を読覧した結果、研修欄の記載に関する規定は特に定められておらず、自己観察書の様式のみに記載されている項目として位置付けられている。

教職員は自らの専門能力や専門スキルについて、生涯研修と修養に努めるべきであり、年間を通して自らの専門性を高めるためのテーマを決め、いつ何を、具体的にどのように実施するかを決定し、評価者が確認する書面に記載することが望ましい。研修欄は各教職員が必ず記載するべき項目として取り扱うよう要望する。

また、各学校の評価者は目標設定時の面談において、研修欄についても適切に教職員を指導・助言することが望まれる。

(意見事項 44) 人材育成のための助言指導記録の活用

【現状及び課題】

一般的に、人事評価システムの主な機能として人材育成が挙げられる。人材育成のための OJT について、中央教育審議会による答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」にて、次のように記載されている。

「教員は学校で育つ」ものであり、同僚の教員とともに支え合いながら OJT を通じて日常的に学び合う校内研修の充実や、自ら課題を持って自律的、主体的に行う研修に対する支援のための方策を講じる。

また、特に初任者の教員については、指導教員や先輩教員からの指導や助言を受けながら学校で日々実践し、省察・改善を繰り返す中で教員として成長していく、とも記載されており、初任者については特に人材育成のための OJT は重要である。

人材育成のための OJT を行うにあたっては、自己目標を設定して、その結果を報告し、その結果が目標を達成していることを評価者がチェックした上で、次年度以降の課題を被評価者に与えるといった、PDCA サイクルを確立することが重要である。そして、この PDCA サイクルは人事評価システムの枠組みを人材育成のツールとして運用することにより達成される。

神奈川県的人事評価システムにおいて人材育成はどのように実施され、その結果として、どのような記録が残されているか、という点につき、教職員人事課・各学校往査先の担当者についてヒアリングを行った。その結果、現状自己観察書が人材育成のツールになっているものと判断された。

自己観察書には目標の設定 (P)、目標に対する結果の報告 (D)、報告に対する評価者のチェック (C) を記載する欄が設けられている。しかし、次年度以降の被評価者の行動 (A) に関する記載欄は設けられていない。

ただし、自己観察書の評価者のコメントである助言指導記録の欄に次年度以降の被評価者の行動に関する記載があれば、自己観察書を用いた人材育成が行われていると思われる。そこで、実際に往査対象 13 校より提出された 905 名分の自己観察書を査閲し、自己観察書を用いて人材育成のための OJT がどの程度実施されているかを確かめた。

下記の表は、自己観察書の助言指導記録の欄に被評価者への次年度以降の要望、今後の課題の明示等、将来の行動を促すコメントが 1 つでも記載されている自己観察書の数を集計したものである。なお、複数の目標が設定されているが、将来の行動を促すコメントが 1 つでも記載されれば、集計の対象とした。

a. 助言指導記録の欄に被評価者の将来の行動を促すコメントが記載されている自己観察書の数	462 枚
b. 検討対象とした自己観察書の数	905 枚
c. 割合(a/b)	51.0%

以上の結果、助言指導記録の欄に被評価者の将来の行動を促すコメントが記載されている自己観察書は 51.0%であり、約半分は適切な人材育成のための OJT が行われている、という集計結果に見えるが、将来の行動を促すコメントの内容は千差万別である。例えば、「独立行政法人研修センターでの研修を通して、全県的な視野をもった学校組織マネジメントに係る手法を身につけた。今後はグループ業務等で身につけた知識・技能を伝授することが求められる」といった、将来の具体的な行動を促すものもある。しかし、集計の都合上、「現在の取組を次年度以降続けてほしい」、「今後も引き続き本校のために尽力してほしい」といった抽象的なコメントも将来の行動を促すコメントとして集計している。

また、将来の行動を促すコメントが記載されていない自己観察書の中には単に被評価者の自己評価結果を追認しているのみの記載も多く、評価者としてのチェック (C) が正しく機能していない可能性もあると思われる。

他方、鶴見養護学校においては、助言指導記録の欄に被評価者の将来の行動を促すコメントが記載されている自己観察書が 87.8%の水準であり、また、被評価者に対して具体的に将来の行動を促すコメントが多くみられた。この点について、学校往査にてヒアリングを行ったところ、次のような回答を得た。

民間出身である校長が教員の人材育成に非常に力を入れており、学校目標と教員個人の目標の連携、教員の成長を非常に重視している。学校目標をどの教員にどのように割り振って、組織の目標を達成していくか、ということを校長、副校長、教頭の管理職は大事にしていることから、必然的に、次年度に向けての各教員への期待・要望がより具体的なものとなる。

【意見】

神奈川県は県立学校の教員は 50 歳以上の教員の占める割合が多く、その教員年齢分布からも若手教員の養成、資質・能力の向上は検討すべき重要な課題である。

各学校において、教員に対して人材育成のための OJT をより効果的に行うために、被評価者が設定した目標及びその実行の報告に対して、評価者である管理者は、適切にその評価を行い、次年度以降評価者に期待する点や改善すべき点を明確にし、その結果を被評価者に伝えるとともに、自己観察書に記載し文書で残しておくことが望ましい。

そして、次年度の被評価者の目標設定においては、前年度の評価者のコメントを

反映させる必要がある。

人事評価システムの枠組みの中で効果的な人材育成を行うために、自己観察書の助言指導記録の欄を活用して、被評価者に対する次年度以降の期待や要望を具体的に記載し、また、それを受けて次年度以降の目標を設定するよう、神奈川県教育委員会が指導することが望ましいと考える。

(4) 評価

ア 概要

段階評価は客観的で公正な評価を行い、教職員一人一人の教育的力量や職務遂行能力の向上につなげられるよう、複数の評価者（助言指導者と観察指導者）による5段階評価を行うものである。また、職員一人一人の多様な能力や可能性を見るために記述評価も併用する。

(ア) 評価の対象となる職務の範囲（再掲）

評価の対象は教職員の職務全体とし、職種ごとに職務をいくつかの分野に整理した職務分類ごとに目標を設定し、評価する。例えば、教諭等の場合、「教科指導」、「教科外指導」、「学校運営」の3つの職務が評価の対象となる。

(イ) 評価項目

職務施行状況を適切に把握して、人材育成・能力開発につなげるため、「能力」、「実績」、「意欲」の三区分の評価項目を設定して評価を行う。各評価項目の定義と内容の説明は次のとおりである。

【図表3-11 - 5 評価項目の定義と内容】

評 価 項 目 の 定 義

評価項目	評価項目の定義	説 明
能 力	職務を遂行していく上で発揮された能力	「能力」は、それぞれの職種に求められている職務を遂行するために必要な専門的な知識や技能の保有、判断力等、職務を遂行する上で発揮された能力を指し、職務遂行に関係しない能力は評価対象とはならない。
実 績	職務遂行の状況やその結果	「実績」は、職務遂行の状況やその結果（例えば、教員の場合には、児童・生徒の状況を踏まえた取組の状況やその結果）を評価する。自己目標を重要な観点としてその達成に向けた取組状況や結果を振り返って評価するが、それだけでなく、目標外の職務の遂行状況やその結果も評価対象となる。
意 欲	職務への取組姿勢	「意欲」は、職務遂行の過程における取組姿勢を指し、職務を最後までやり遂げようとする責任感、新しい分野に挑戦する積極性、周囲の状況を把握し、自ら連携、支援、協力しようとする姿勢（連携・協力姿勢）、更には、学校目標等の達成に向けての自己の役割や職責を踏まえた取組の姿勢などを評価する。

（出典：神奈川県公立学校職員人事評価実施要領別表第2）

また、「能力」、「実績」は職務分類ごとに評価するが、「意欲」は職務遂行の根幹にある取組姿勢であるため、職務分類ごとの評価ではなく、職務分類共通の評価項目として評価する。

（ウ）段階評価

職務分類及び評価項目ごとに一定の評価基準を設定した全体評価による5段階評価を行うことで、個々の教職員の特性を把握し、評価結果の適切な活用を図る。なお、実際の評価に当たっては、被評価者の自己評価、助言指導者が評価を実施した上で、観察指導者が評価項目及び職務分類別に評価を行う。

ここで、5段階評価の基準は次のとおりである。

【図表3-11-6 評価基準表】

評 価 基 準 表

S	職務を遂行する上で通常必要な水準を大幅に上回っている
A	職務を遂行する上で通常必要な水準を上回っている
B	職務を遂行する上で通常必要な水準をほぼ満たしている
C	職務を遂行する上で通常必要な水準を満たしておらず、努力が必要
D	職務を遂行する上で通常必要な水準を満たしておらず、かなりの努力が必要

(出典：神奈川県公立学校職員人事評価実施要領別表第4)

実際に評価結果が記載される観察指導記録の様式は次のとおりである。

【図表3-11-7 観察指導記録の様式（特別支援学校以外の教諭等）】

第6号様式の2（特別支援学校以外の教諭、助教諭、講師、実習助手用）

観 察 指 導 記 録

評価基準日 年 月 日	
学 校 名	職 名 ・ 氏 名
助言指導者 職名・氏名	観察指導者 職名・氏名

職務分類	評価項目	着 眼 点	自己評価	助言指導者の評価	観察指導者の評価		特 記 事 項 (「S」又は「D」を付けた場合にはその理由を、「C」を付けた場合には指導・助言内容等を記載)
					評価項目別	職務分類別	
教科指導	能力	知識・技術・技能、 情報収集・活用力、 企画・計画力、判断力、 説明・調整力	A B C				
	実績	業務実績・目標達成度、 業務改善	A B C				
教科外指導	能力	知識・技術・技能、 情報収集・活用力、 企画・計画力、判断力、 説明・調整力	A B C				
	実績	業務実績・目標達成度、 業務改善	A B C				
学校運営	能力	知識・技術・技能、 情報収集・活用力、 企画・計画力、判断力、 説明・調整力	A B C				
	実績	業務実績・目標達成度、 業務改善、 正確性・迅速性、 効率性	A B C				
共通	意欲	責任感、連携・協力 姿勢、積極性	A B C		/		

イ 結果及び意見

(意見事項45) 記述評価の実施

【現状及び課題】

神奈川県公立学校職員人事評価実施要領 6-(4)において、評価者が観察指導記録

に記載する段階評価は、職務分類表、評価項目の定義、評価に当たっての着眼点の定義、評価基準表、職務の性格区分表及び評価に当たっての着眼点及び職務を遂行する上で通常必要な水準（行動例）に基づいて行う。また、段階評価は5段階（S、A、B、C、D）で評価する。ここで、教職員人事評価システムハンドブックによると、観察指導者は、「S」又は「D」を付けた場合にはその理由を、「C」を付けた場合には指導助言内容等を、「特記事項」欄に記載することとされている。

ここで、人事評価に基づく評価結果がどのような分布になっているかについて、往査対象13校より提出された904名分の観察指導記録を査閲した。

その結果「A」及び「B」評価の割合が99%を超えており、特記事項の記載が必要とされていない「A」「B」の評価に偏りがちな傾向がうかがえた。また、教職員人事評価システムハンドブックにおいて、段階評価は「記述評価と併せ、絶対評価による5段階評価を行う」とされているが、記述評価が行われている領域が非常に限定されている印象である。

【意見】

記述評価を実施することは、評価者としての説明責任を果たすことや人材育成・教員の資質・能力の向上のためには必要であり、記述評価を行う領域を拡充することが望まれる。

特に、「A」及び「B」評価である場合であっても、その水準にはばらつきがあると思われる。すなわち、「S」評価に限りなく近い「A」評価である場合や、「C」評価に限りなく近い「B」評価である場合、また、その他記載すべき特記事項がある場合は自己観察書の助言指導記録あるいは観察指導記録の特記事項欄を用いて記述評価を実施するといった仕組みの構築を検討することを要望する。

（意見事項46）面談機会の充実

【現状及び課題】

「教職員の新たな人事評価システムについて」において、人事評価のための評価者と被評価者の面談の実施方法について、次のように記載されている。

【面談の実施方法について】（抜粋）

- ・目標設定時の面談（目標設定面談）は、全員に対して行うこととする。
- ・上記以外の節目の時点でも、可能な限り全員に対し面談を実施することが望まれるが、時間的制約などから実施できない場合は、中間面談、評価時面談（年度末の評価終了後）という形で実施することが考えられる。
- ・上記のような節目の時点のほか、出来るだけ日常的に行うことが望ましい。

ここで、面談は目標設定時には必ず行うこととされているのみで、必ずしも目標設定時の面談以外では実施することが求められていない。

この点につき、学校往査の際に各学校の管理者に対して、面談の実施状況及び一定の様式に基づく面談結果の記録が残されているかどうか、という視点でヒアリングを行った。

その結果、全ての学校において目標設定面談は実施されており、また、必要に応じて中間面談が実施されていたが、評価時面談が行われている学校はなかった。また、一定の様式に基づく面談結果の記録が残されている学校はなかった。

ここで、前述した「(意見事項 44)人材育成のための助言指導記録の活用」において、次のような提言を行っている。

人事評価システムの枠組みの中で効果的な人材育成を行うために、自己観察書の助言指導記録の欄を活用して、被評価者に対する次年度以降の期待や要望を具体的に記載し、また、それを受けて次年度以降の目標を設定するよう、神奈川県教育委員会が指導することが望ましいと考える。

また、前述した「(意見事項 45)記述評価の実施」において、次のような提言を行っている。

評価者としての説明責任を果たすことや人材育成・教員の資質・能力の向上のためには必要であり、記述評価を行う領域を拡充することが望まれる。

【意見】

人事評価システムの枠組みの中で効果的な人材育成を行うためには、自己観察書及び観察指導記録を利用して、被評価者に対する指導・助言を実施することが望まれる。

そして、評価結果を踏まえた面談は全員に対して行い、人事評価結果を伝達するとともに、次年度の被評価者に対する期待・要望を伝達し、被評価者と意見交換することが望まれる。

また、面談結果は文書で保存されることが必要であり、一定の様式を教育委員会が検討、作成して運用することも考えられる。

12. 学校評価

ア 概要

(ア) 学校評価システム

学校評価については、平成 19 年 6 月の学校教育法の一部改正で初めて規定が法律に盛り込まれ、同年 10 月の学校教育法施行規則の一部改正で、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が設けられた。

学校教育法

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

学校教育法施行規則

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

こうした学校評価が制度として導入された目的は大きく 3 つあり、これにより児童生徒がより良い教育活動等を楽しむことができるよう学校運営の改善と発展を目指すための取組と整理されている。

各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進め

ること。

各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

(学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕より抜粋)

学校評価が法律により位置付けられたことを受けて、文部科学省は「学校評価ガイドライン〔改訂〕」を作成した。その後も、文部科学省初等中等教育局に置かれた「学校の第三者評価ガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議」における議論を踏まえ、学校の第三者評価の在り方に関する記述を充実し、「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」への改訂や、平成27年6月の学校教育法等の改正により小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校の制度が創設されたこと等を受け、有識者からの意見聴取等を踏まえ、小中一貫教育の実施に当たっての学校評価の在り方に関する記述を追加することとした「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」への改訂がなされている。当該ガイドラインでは、学校評価の実施手法は以下の3つに整理されている。

【図表 3-12-1 学校評価の実施手法】

実施方法	内容	効果
自己評価	学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。学校教育法施行規則にて実施が義務付けられている。	・学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有する。 (当該効果は学校関係者評価・第三者評価にも共通する。)
学校関係者評価	保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校(小学校に接続する中学校など)の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見	・学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深める。 ・学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用す

	交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。学校教育法施行規則にて実施が努力義務となっている。	ることにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていく。 ・学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められる。
第三者評価	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。法令上の実施義務や実施の努力義務を課すものではない。	・学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策が明確となる。 ・学校運営が適切になされているかどうかを確認される。

(出典：学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕より作成)

(イ) 神奈川県为学校評価の取組

神奈川県の学校評価は図表3-12-2のとおりであり、法的に実施が義務付けられている自己評価だけでなく、努力義務である学校関係者評価についても全校で実施している。加えて、第三者評価についても、全校を対象に抽出して実施されている。

【図表3-12-2 神奈川県の学校評価の取組状況】

	学校教育法施行規則	神奈川県の取組
自己評価	実施は義務	全校で実施
学校関係者評価	実施は努力義務	全校で実施
第三者評価	法令上の定めなし	全校を対象に抽出して実施

県教育委員会は学校評価が適切に実施されるよう「学校評価システムの手引き」を作成しており、当該手引きには、学校評価に係る年間スケジュールの他、学校評価に利用する学校評価報告書の様式、目標設定方法や評価方法が記載されている。

【図表3-12-3 学校評価の実施スケジュール例】

PDCA	実施事項	実施時期
Plan	「1年間の目標等」の検討・設定 【学校評価報告書(目標設定)の作成】	4月
Do	1年間の目標の達成に向けた取組の実行	5月以降

Check	学校評価の実施 【学校評価報告書（実施結果）の作成】	1月下旬
	公表	4月以降
Action	取組の改善 次年度「1年間の目標等」の検討	3月上旬

「学校評価システムの手引き」によれば、学校評価における「1年間の目標等」を定めるに当たり、学校評価報告書の様式に沿って以下の事項を定める必要がある。

	視点	4年間の目標	1年間の目標	取組の内容	
				具体的な方策	評価の観点
1	学校教育計画と同じ視点を記載する。	学校教育計画で設定した目標を転記する。	「4年間の目標」を達成するための主な方策を踏まえ、当該年度の1年間に重点的に取り組むべき目標を設定する。	「1年間の目標」を達成するために 実施する取組を具体的に設定 する。	「1年間の目標」に沿って、どのような状況になれば達成できたと評価するか、 客観的に判断できるような観点を設定 する。

そして、1年間の目標に向けた取組を実施した後、学校評価を実施する。「学校評価システムの手引き」によれば、学校評価報告書の様式に沿って以下の方法で学校評価を実施することとされている。

	校内評価		学校関係者評価	総合評価	
	達成状況	課題・改善方策等		成果と課題	改善方策等
1	目標設定時の「 具体的な方策 」で設定した 取組の実施結果 によって、「 評価の観点 」で設定した 成果が得られたかどうか を整理する。	達成状況を踏まえ、課題や改善点等を整理する。	各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、学校が行った校内評価に対し、1年間の目標の達成状況や今後の改善方策などについて評価を記入する。	学校関係者評価を踏まえ、校内評価で示した達成状況、課題・改善方策等について見直し、整理する。	学校関係者評価における意見及び成果と課題を踏まえ、課題解決に向けて次年度へつなげる必要がある取組について整理する。

校内評価の達成状況の欄に記載されているとおり、評価は目標設定時の「具体的な方策」及び「評価の観点」により実施される。したがって、学校評価においては、いかにして目標設定時に具体的な方策及び客観的な評価の観点を設定するかが重要であるといえる。

イ 結果及び意見

(意見事項 47) 目標に対する具体的な方策、評価の観点及び校内評価

【現状及び課題】

(ア) 目標に対する具体的な方策、評価の観点について

「学校評価システムの手引き」によれば、1年間の目標に対する具体的な方策及び評価の観点について、客観的評価ができる観点(数値)を設定するとともに、「具体的な方策」は目標達成の手段であり、「評価の観点」には、「具体的な方策」の達成状況ではなく、「目標」の達成状況をはかれるものが必要とされている。また、数値による設定が困難な場合は、変容や成果が見て取れるアウトカムの視点を設定するとされている。これは、客観的評価ができる観点(数値)や変容や成果が見て取れるアウトカムの視点が設定されない場合には、学校評価が恣意的にならざるを得ないとともに、翌年度以降の取組に評価結果を反映することが困難となるためと考えられる。

各学校の評価報告書を閲覧したところ目標に対する具体的な方策及び評価の観点到客観的評価ができる観点が設定されていなかった。

相原高等学校の場合、「1 教育課程 学習指導」の項目で、1年間の目標として、「行事を精選し、各講座の授業時間数の確保を目指す。また、同一講座における授業時間数のクラス間格差の解消を図る」とされており、当該目標の評価の観点は、「各講座の授業時間数を確認し、授業時間数の確保ができたか」となっている。しかしながら、確保できたと判断するための具体的な授業時間数が設定されない限り、達成状況を判断することが困難である。同校においても、校内評価の達成状況では、「各種行事等のスケジュールを見直しながら、授業時数を確保できるように調整を行った」と記載されるにとどまっており、確保できたかどうかの記載が欠けている。

【図表 3-12-4 相原高等学校 学校評価実施報告書（平成 28 年度）】

視点	4年間の目標 (平成28年度策定)	1年間の目標	取組の内容		校内評価		学校関係者評価 (3月7日実施)	総合評価(4月3日実施)	
			具体的な方策	評価の観点	達成状況	課題・改善方策等		成果と課題	改善方策等
1 教育課程 学習指導	①研究授業や授業 見学を更に活性化 させ、学校全体と しての組織的な授業 改善を推進する。 ②基礎学力の充実 を図ると同時に、 各科目クラス内 における学力の偏差 の実態を把握する。 ③カリキュラムや 各行事の充実を図 りながら、授業時 数の確保を目指す。	①効果的な授業改 善（ICTの活用 やアクティブ・ラ ーニング型を主 流）に向けた研修 を行うとともに、 授業見学会や少 しづつ環境づくりを促 進する。 ②学び直しが必要 な生徒の把握と、 高校レベルの授業 に適合できる学力 の育成ができる環 境づくりを行う。 ③行事を精選し、 各授業の授業時数 の確保を目指す。 また、同一講座に おける授業時数の クラス間差の縮 小を図る。	①授業改善において、ICT の活用やアクティブ・ラ ーニング型を主として の組織的な授業 改善を推進する。 ②効果的な授業改 善（ICTの活用 やアクティブ・ラ ーニング型を主 流）に向けた研修 を行う。また、見学の期 間を十分確保し、見学会 や少しづつ環境づくりを 促進するとともに、見学 のアンケートの回収を促 進する。 ②授業時間内小テストや 生徒による授業評価等 を活用し、確かな学力 の定着を図る。 ③各講座の授業時数 の確保を図る。 ④各科目の校外授業や、 学期末の特別講座等 を確認し、各講座の 授業時数の確保を 図る。	①生徒による授業 評価項目4「生徒 主体の授業の工夫」 において、「4 がかなり当てはま る」の回答率が前 年度より増加した。 ②学習状況調査と 補習支援半分の学 力の変化を検証 し、確かな学力の 向上が図られた。 ③各講座の授業時 数の確保ができた。	○生徒による授業 評価では、項目4「生 徒主体の授業の工夫」 において、「4 がかなり当てはま る」の回答率が全教科 で3割以上となった。 ○授業評価を検証 し、長期休業中や放 課後に補習を実施 し、生徒の理解向上 につなげられるよう に取り組んだ。 ○各種行事等のスケ ジュールを充実にし ながら、授業時数を 確保できるように調 整を行った。	○生徒による授業 評価の内容を今後も検 討し、ICTやアクティ ブ・ラーニングを取り 入れ、基礎学力の向上 とともに、生徒主体 の授業の実現に努め る。 ○生徒による授業評 価を細かく検証する とともに、基礎力診 断テストにも参加し、 生徒の学力を的確に 把握する。 ○自然体験活動とし ての特色を活かし、 企業見学の機会を通 じて生徒の専門性を 高めるとともに、 授業時数を確保し ながら学力の向上 を目指し、産業界 との必要とされる 人材の育成を目指す。	○本を評価するの重 要性を再認識する 必要がある。評価 の習慣づけが できれば、さら なる基礎学力の 向上が図られる。 ○生徒たちが、自 由選択科目を積極 的に履修するよう 動機づけを行う。 ○職業クラブ活動 における活躍、特 に職業実践 能力育成が継続 して多いことは 指導内容が充実 していること証 である。同様に、 総合ビジネス科 コースにおける 継続的な高い評 価の獲得も指導 方法の充実が 図られている。	○授業の言語活動 を取り入れた授業 展開の工夫や、 実験・実習の 工夫、商品開発、 地域連携、高大 連携、国際交 流、日本版デュ アルシステム導 入により、生徒 自身の学力を 伸ばし、授業 の成果により、 生徒の満足度 の高い授業を 展開している。	○グローバル社会 を見据え、英語 をはじめとした 語学力の向上 を図る。 ○学力診断テスト の導入により、 生徒自身の 学力を客観的 に検証し、弱 点を克服する よう教員のサ ポート体制を 構築する。 ○県高連携を さらに深める ために、特色 ある学習内容 について、科 を超えた連携 をより一層 深める。 ○成績不振者や、 学習意欲の 低下に起因 して、さら なる授業改 善を行い、 指導内容を 充実させる。

(イ) 評価の観点に記載した観点での校内評価について

各学校の評価報告書を読んだところ、海洋科学高等学校の場合、「3 進路指導・支援」の項目で、1年間の目標として、「生徒自らのキャリア発達を意識できるよう履修ガイダンス機能の一層の充実を図る」とされており、当該目標の評価の観点は、「履修指導によって選択した進路、系列についてのアンケートで肯定的な意見が7割を超えたか」となっている。しかしながら、校内評価の達成状況を見ると「1, 2年次生および保護者ガイダンス、進路希望別ガイダンス等を実施し、早い段階でキャリア意識を定着させることができた」となっており、履修指導によって選択した進路、系列についてのアンケートの結果による達成状況が図られていない。当該学校の場合には、総合評価の成果と課題欄にて、そもそも評価の観点として採用したアンケート自体が未実施であったことが記載されており、評価手段そのものが未実施であったことが原因である。

【図表 3-12-5 海洋科学高等学校 学校評価実施報告書（平成 28 年度）】

視点	4年間の目標 (平成28年度策定)	1年間の目標	取組の内容		校内評価		学校関係者評価 (3月6日実施)	総合評価(3月23日実施)	
			具体的な方策	評価の観点	達成状況	課題・改善方策		成果と課題	改善方策等
3 進路指導・支援	生徒自らのキャリア 発達を意識できる 履修ガイダンス 機能の一層の充 実を図る。	・生徒自らのキャ リア発達を意識 できるよう履修 ガイダンス機能 の一層の充実を 図る。 ・生徒の専門に 対する意識を 深化し、進路を 考える機会と する専門に関 するインター ンシップの充 実を図る。	・進路指導や進路支 援と履修ガイダン ス機能を併せて 実施する。また、 各年次ガイダン スを実施する。 ・インターンシップ の参加生徒を増 やすために、生 徒の専門に相 応する職種の開 拓を目指す。コ ンソーシアムや ポーター(以下 CS)を有効活用 する。	・履修指導によ って選択した進 路、系列につい てのアンケート で肯定的な意見 が7割を超えた か。 ・専門に関する インターンシッ プの新規受入れ が増えたか。 ・職業実践希望 する生徒に対し てのインターン シップを実施し たか、昨年度に 比してインター ンシップは減少 したか。	・1, 2年次生およ び保護者ガイダ ンス、進路希望 別ガイダンス等 を実施し、早い 段階でキャリア 意識を定着さ せることができ た。 ・職業実践希望 する生徒に対し てのインターン シップを実施し たが、昨年度に 比してインター ンシップは減少 した。	・各年次の実施に 合わせた進路支 援活動・学校生 活支援体制を充 実に実施する。 また、次の年次 に引き継ぐこと ができる本校に 合わせた進路支 援プログラムの 検討。 ・幹事校として、 地区合同イン ターンシップを 調整、実施した 関係で、本校 独自のインター ンシップが手薄 になった。来学 年度は、年次別 進路支援グル ープの協力体制 を構築し、専門 に関するイン ターンシップを 充実させる。	・資格取得率も向 上し、就職率も 高くなっている こと評価でき る。専攻科への 進学率も高くな っているが、高 校での専門的 資格取得に向けた 取り組みを今後 推進していくこ とが必要である。 ・インターンシッ プの参加生徒が 減少したのは残 念である。参加 者を増やすため に、インターン シップの参加生 徒の増加を促 す取り組みが必 要である。	・研究開発グル ープと年次別 に連携して履 修指導を行う ことができた が、選択した 進路、系列につ いてのアンケート が実施されず、 履修指導が有 機的につなが ることが出来 なかった。 ・職業実践希望 する生徒の増 加を促すため に、インターン シップの新規受 入れ先を開拓し 、年次別、進 路支援グル ープが協力し ながら、生徒 の参加を促 進させる。	・進路支援グル ープが協働し て、年次別 に進路指導、 系列指導に 取り組む。 ・各専門系列が 専門に関する インターンシ ップの新規受 入れ先を開拓 し、年次別、 進路支援グル ープが協力し ながら、生徒 の参加を促 進させる。

【意見】

こうした事態は、「学校評価システムの手引き」に記載した内容が各学校に理解されているとは言えない状況であることを示している。学校評価を実施し、その結果を翌年度以降の取組に反映するためには、「学校評価システムの手引き」に記載されている方法が確実に実施される仕組みが必要である。そうでなければ、学校評価自

体が手段ではなく目的となってしまう可能性がある。「学校評価システムの手引き」による学校評価方法を周知するとともに、手引きによる評価方法が適切に実施されることを担保する仕組みを構築することが望まれる。

(指摘事項 29) 学校評価の公表

【現状及び課題】

学校教育法施行規則によれば、各学校の自己評価の公表が義務付けられている。これは、学校評価制度の導入の目的の1つが、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めることであることによると考えられる。公表方法について、文部科学省が定めた学校評価ガイドラインでは具体的な方法は記載されていないが、神奈川県教育委員会が定めた「県立学校における学校評価システムに係る実施要綱」では、公表について、学校要覧及びホームページへ掲載するとともに、学校の広報誌への掲載や PTA 総会等のその他の機会を活用し、広く公表するものとするとしており、ホームページでの公表が義務付けられている。

しかし、神奈川県立の高等学校 142 校(分校を除く)、中等教育学校 2 校、特別支援学校 28 校(分教室を除く)の学校評価報告書等による評価結果の公表状況を確認した結果、約 50%の学校しか評価結果が公表されていなかった。

【図表 3-12-6 県立高等学校等の目標・評価結果のホームページ公表状況(平成 29 年 8 月末日時点)】

	平成 28 年度評価結果が 公表されている学校数
県立高校(142 校)	71 校
特別支援学校(28 校)	18 校
中等教育学校(2 校)	1 校
合計(172 校)	90 校

【指摘】

学校評価の結果は、神奈川県教育委員会が定めた「県立学校における学校評価システムに係る実施要綱」(以下、要綱という。)にしたがい公表が必要である。このような事態が発生している原因には、各学校において、「要綱」や「学校評価システムの手引き」が十分に理解されていない面があると思われる。前述したように「要綱」や「学校評価システムの手引き」の周知を徹底する仕組みを検討することが必要である。

なお、現状は、ホームページの更新が各学校に委ねられているが、各学校にはホームページを更新するスキルを持った教員等が必ずしも多くいるわけではない。学

校評価も含め、適時な情報発信は重要であるため、ホームページを更新する体制についても今後検討することが望まれる。

(指摘事項 30) 学校関係者評価委員会の構成員

【現状及び課題】

「学校評価システムの手引き」において、「学校評価システム」における学校関係者評価は、学校評価部会等を設置することになっているが、学校運営協議会未設置校においては、学校評議員等の既存の会議体を学校関係者評価委員会とすることも可能になっている。相模原中央支援学校においては、学校評議員会を置いている。

「神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則」第 19 条の 5 において、「保護者その他の当該学校の関係者による評価を行うものとする」とされているが、同校においては、構成員に保護者が含まれていない。

【指摘】

学校評価は多様な視点から評価できるように「学校評価システムの手引き」でも構成員の設定を規定しており、特に保護者からの視点は重要と考えられているため、例えば PTA 会長等の保護者を含める必要がある。

13. その他

ア 結果及び意見

(指摘事項 31) 学校薬剤師執務記録簿の未作成

【現状及び課題】

横浜国際高等学校では、平成 28 年度分の学校薬剤師の執務記録簿が未作成であった。

また、茅ヶ崎高等学校においては、定時制において同じく学校薬剤師の執務記録簿が未作成であった。

学校薬剤師がどのような執務をしたかを示すために学校保健安全法施行規則第 24 条第 2 項により提出が求められている。執務記録簿が未作成の場合、執務の実施が不明となるとともに、問題点や気づきが共有されない可能性がある。

【指摘】

学校薬剤師執務記録簿について漏れなく提出を依頼する必要がある。

(指摘事項 32) 学校医等の勤務記録簿の作成方法

【現状及び課題】

「学校保健安全法施行規則」第 22 条および第 23 条にて、学校医および学校歯科

医の勤務の記録を学校医執務録簿および学校歯科医執務記録簿としてそれぞれ作成が規定されている。

鶴見養護学校では、学校医と学校歯科医の執務の記録を同じ執務記録簿に業務実施の順番に記録をしていた。

相模原中央支援学校においては、学校医、学校歯科医および学校薬剤師の業務の執務記録は、業務の実施順に実施した内容について必要な項目の記録をしているものの、学校医、学校歯科医および学校薬剤師を区別せずに全て学校医執務記録簿に記録をしていた。

【指摘】

「学校保健安全法施行規則」の条文が学校医、学校歯科医および学校薬剤師の記録簿を別々に規定しており、学校医、学校歯科医および学校薬剤師に区別したそれぞれの執務記録簿で管理することが求められているため、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿および学校薬剤師執務記録簿は別に作成することが必要である。

以上